

候得共一ヶ年入用段々多相成殊に惣村遠方之儀御座候得者御用向並諸事用向一應に而相濟可申儀も度々往來仕、度々失墜不事の物入等御座候而村方入用多相成申候、其上惣村小前入用委細に相分り不申年來不審奉存罷在候、智恩寺入用居村入用惣村入用相重り百姓一統甚困窮仕候、何れにも御支配之御役所二ヶ所御座候道理に而當村立行かたぐ御座候、右に付一統相談仕候處何卒於當村以前之通庄屋役被仰付被下置候得ば、寺村之間並に村方入用諸事明白に相分り村方も立行可申様一統奉存候、依之以前之通於當村庄屋役別に被仰付被下置候様村中一統奉願上候、何卒以御慈悲願之通被爲仰付被下置候様一統難有仕合に奉存候 以上

文化四卯年
十一月

文殊門前百姓代

新 助 ㊦

同 村組頭

新 左 衛 門 ㊦

岩井三左衛門様

この事件に關し宮津町字惣區文書、

此度文殊門前も猶亦願書奉指上候に付返答書被仰付乍恐左に奉申上候
文殊門前之儀者往古も御高六十石餘寺領田に而智恩寺江相納一村立に御座候、寛文十一年迄下宮津中一本御免定に而御座候處水帳を以納來候と奉申上候

此儀は惣村御免定御高六百石餘之内に智恩寺領三十七石七斗五合相加り則寛文八申年御料所之節御免定御座候處其後門前も直御上納仕候段奉申上候儀全く偽と奉存候

寛文十一年後五郎兵衛庄屋役相勤其後役新助相勤候由奉申上候
此儀文殊門前庄屋役相勤候儀決而無御座候

惣村孫右衛門儀門前新助と親類に御座候而萬事孫右衛門江相頼世話に相成候處孫右衛門申問候者候帶に致候而者如何と申問候之儀事元年阿部對馬守様御代より惣村高江詰込候儀奉申上候

此儀全偽に御座候と奉存候則寛文八申年以前御免定不相御座候是自前之證據に御座候
智恩寺和尚繼目には越石に相違無之と申書付惣村も取之申段奉申上候

此儀一向無之事に御座候最四五ヶ年以前惣村御免定貸吳候様相頼候ゆへ一ヶ年之免定貸寫被取候儀御座候
門前御田地之儀惣村別入込候儀決而無御座並諸願取次之儀斗と奉申上候

此儀相違之儀奉申上候御田地之儀は村々入組所仕候儀に御座候
一ヶ年入用段々相増殊に惣村遠方之儀に御座候得者御用向並諸事用向一應に而相濟候儀も度々惣村江往來仕其度に失墜相懸り並惣村小前入用委細相分り不申年來入用相増不審に奉存候旨奉申上候

此儀前々及出入共節入用出方相定出し入用と先達而奉申上御座候右之外に増入用一切懸け不申候最臨時入用之儀は惣高之割を以懸け申候右之外は定例相定聊も増入用請取候儀無御座候御用之儀は惣村に而一切相勤門前十六石餘之御田地之儀に付別に御用筋被仰

出候儀は無御座候
門前惣村端郷に而無之證據は門前入用惣村へ持參仕候小前割致儀是迄無御座候よし奉申上候

此儀端郷と申儀は三十七石餘之寺領田御座候故端郷と申來候最十六石餘之御高之儀は惣村割物高の内之御高に御座候得者門前に而別に入用出來致候儀無御座候哉と奉存候

門前海邊故山中之庄屋間に合不申既に先年測量方様御巡行之節門前斗に而相勤候段奉申上候
此儀是迄從前無滞相勤遣し間を欠候儀無御座候、測量方様御巡行之節も役前は急度相勤遣し門前は海邊居村之事に候得者世話多き

儀勿論之儀に御座候
去冬厚 御慈悲を以御米被下置並御直書之趣等不行届候段奉申上候

此儀 御直書並御米之儀被下置早速門前割當り頂戴罷出候趣申遣候所、頂戴に參不申度々一人を以申遣候處漸く極月廿五日諸勘定に罷越右之席に而頂戴いたし歸り候儀に御座候

御上様被爲 仰出候儀是迄惣村を申聞候儀無御座候由奉申上候

此儀 御上様被爲 仰出候儀は寫を以申遣し御座候

右返答書乍恐前文奉申上候通に相違無御座候、前十六石餘之御高之儀者惣村御高之内に御座候故先例を被此度新規に門前勝手次第爲致候儀承知不仕候、最海邊境内之内御用之儀は勿論其外行列人等御座候諸入用出來仕候而も不殘智恩寺へ引受に御座候門前之儀御用人足並御船臨時御用筋被 仰付候而も實錢之儀御領分割江書出し實錢請取候事に御座候然上は御高十六石に付諸入用出來仕間敷候様乍恐奉存候、則寛文六年御料所之節御免狀を始め御免定寫十通並諸入用書奉御覽入候 恐多御願に御座候得共御賢慮被爲成下先例之通相納候様被爲 仰付被下置候は、村中一統難有奉存候 以上

文化六巳年

五月

惣村長百姓

善右衛門 印

同 斷

平右衛門 印

同 村組頭

彌右衛門 印

同 斷

平

同 村庄屋

善左衛門 印

田口 武左衛門様

この事に關し母村惣のみに止まらず智恩寺よりも異議あり、獨立の前途暗澹たるものあり、智恩寺文書

三

門前庄屋願之節願書之趣意寺を相尋候條々

二度目之願書

一、村内に庄屋役被爲 仰付役儀新助相勤申上候處長病に付惣村庄屋孫右衛門よしみを以相頼候事

此儀慥成證據有之候哉

一、組頭役斗に而者智恩寺の色々之儀申出し村中難澁之儀等も出來仕候故村内に庄屋役被爲仰付被下置候得者宜き奉存候之事

色々之儀申出し村中難澁之儀は何々に而候哉逐一承り度

三度目之願書

一、智恩寺に而寺百姓と斗り奉存是迄寺法に無之事共被申付候得共惣村庄屋寺村之譯合不案内其上遠方之儀故諸事と世話行届不申組頭申上候得共智恩寺に而承知不仕之事

此迄寺法に無之事共被申付候得共又者組頭申立候得共智恩寺に而承知不仕候と者何々之事に候哉

一、智恩寺入用居村入用惣村入用相重り百姓一統甚困窮仕候何れにも御支配之御役所二ヶ所御座候道理に而當村方難立行御座候之事

智恩寺入用又者御役所二ヶ所御座候道理承り度

一、寺村之間並村方入用諸事明白に相分り村方立行可申様一統奉存候之事

寺村之入用諸事明白に相分り不申候儀も御座候哉承り度

第貳編 第貳章 文

殊

61
25

四度目之願書

一、往古者寺領中古者寺領同様に而寺役相勤候之事

往古中古之相違承り度寺領同様に而とは如何體之儀に哉已に昨年先々之通り五十石之折紙無相違頂戴仕候

一、先年川々御普請之節御用金被爲 仰付並御講人數に御差加へ被遊並百姓同様に而村方次第に村立候故雖有奉存候御高十六石餘之御報恩仕度奉存候御請申候然處惣村を以前之寺領同様に取扱候故村入用相増其困窮仕候之事

此儀川々御普請御用金之節者彦兵衛組頭相勤候而度々寺へも參り御斷り申上吳候様相頼候得共其節に者町在醫者紫迄被 仰付候位之事故御用捨之程雖斗候間先つ此度は御受可申、跡を以後之儀者拙寺を御願可申上と申事濟候其後寺社下役鹽瀨龜六殿迄方々直ちに參り右之趣御願申置候、御講人數に被 仰付候節は新左衛門組頭中に而門前出銀之人數不殘度々村中難澁之儀申立願來候間無據以願書寺社役所並地方役所江以使僧願主同伴に而願候得共御取上無之儀に御座候然處寺江は難澁申立御上様江者雖有奉存候儀如何之儀哉承り度

一、御上様之御用御座候節者外村並に相勤申度村中奉存候何様に存候者並百姓に相成申度儀に御座候之事

此儀宮津之御下に住居仕候得者寺も門前も天下暗たる並百姓に相違無之文殊之境内に住居致し候故寺百姓とも山内百姓と申も道理に而別に並百姓に相成度旨不審之儀に候

五度目之願書

一、寺役と惣村入用と三口に而者多分之用に相成此儘に捨置候而者難立行之事

寺役に而門前難立行儀無遠慮可申聞候

一、八重入用引受候而者村方立行不申候右往古者寺領故寺領同様に智恩寺へ者寺役相勤候之事

八重入用並往古者寺領故云々者古來何々之相違有之候哉承り度

一、六度目之願書之内數々御座候得共略之候

一、新左衛門組頭中之願書者皆々御上様と御指圖と新左衛門申候

此儀彌々相違無之候哉

一、最初願出候願書は磯邊乙右衛門殿指圖と申事に候然處門前庄屋願之儀御取上無之間願出候儀無用と御手代様を被 仰出候に付内々小林延庵様御取斗に而又々願出候段新左衛門申候

此儀彌々相違無之候哉

一、右願書之趣門前中一統之儀と申事

此儀彌々相違無之候哉

右之通逐一返答書相認め差出し可申候最去巳年夏申出候得共惣村論中と申事故延引いたし罷在候 以上

文化七午年

正月

智恩寺 役者

門前中

文殊部落は此に於て腹背に敵を受くることとなりて企畫漸く困難ならんとす。智恩寺文書曰、

奉願上口上覺

當門先達而惣村と離別願書之内數ヶ所御寺江差障有之候故條々返答可致様被仰付候得共一言之申譯無御座右に付色々御斷申上候處御承知も無御座、此末御告め之筋茂難斗何共難澁に奉存候然處是迄段々懸御配意恐入奉存候此末聊之儀御寺法奉習問敷候間何卒以御慈悲門前中此度無調法之段眞平御許容被下置候は、村中一統雖有奉存候右之段奉願上候 以上

文化七庚午年

二月

茂右衛門

第貳編 第貳章 文殊

六三三

61 29

61
29

第貳編

第貳章 文

殊

六三五

又左衛門 又左衛門
 又兵衛 又兵衛
 彦次郎 彦次郎
 七左衛門 七左衛門
 七右衛門 七右衛門
 彦兵衛 彦兵衛
 善兵衛 善兵衛
 助右衛門 助右衛門
 又右衛門 又右衛門
 平治郎 平治郎
 大郎右衛門 大郎右衛門
 新左衛門 新左衛門
 久七 久七
 勘七 勘七
 新八 新八
 善五郎 善五郎
 五郎兵衛 五郎兵衛
 新助 新助
 嘉右衛門 嘉右衛門

丹後吉津村誌

六三四

助左衛門 助左衛門
 小左衛門 小左衛門
 庄左衛門 庄左衛門
 治右衛門 治右衛門
 平七 平七
 三右衛門 三右衛門
 勘治郎 勘治郎
 新五郎 新五郎
 久右衛門 久右衛門
 助兵衛 助兵衛
 治郎右衛門 治郎右衛門
 孫左衛門 孫左衛門
 孫七 孫七
 市左衛門 市左衛門
 久次郎 久次郎
 與助 與助
 甚助 甚助
 新兵衛 新兵衛
 彦右衛門 彦右衛門

- 善四郎 ㊦
- 太平治 ㊦
- 治郎左衛門 ㊦
- 新次郎 ㊦
- 五左衛門 ㊦
- 甚右衛門 ㊦

智恩寺

御納所様

前文之趣内證得々相糺候處少も相違無御座候間右一統被爲願候様被成下候は、村中一統相治可申奉存候 以上

- 惣村庄屋
- 善左衛門 ㊦
- 波路村庄屋
- 平左衛門 ㊦
- 須津村
- 十右衛門 ㊦
- 同断
- 源助 ㊦

斯くて獨立事業は茲に一頓挫を來たし越えて天保十五年に至りて又擡頭し再三母村智恩寺、所管廳等出入したる文書類宮津藩に保存さる。今其の要點を抄録すれば左の如し。宮津藩文書、

乍奉願上口上覽

文殊門前之儀は往古は高六十石餘に而智恩寺領之百姓に御座候期天正年中 長岡兵部大輔様智恩寺江被下置候 御直列之水帳並ニ慶長年中 京極丹後守様被下置候水帳名前之百姓ニ御座候、然ル處京極丹後守様御代ニ寺領高五十石ニ相成残り元高十二石延寶年中其已來延高ニ被 仰付唯今十六石四斗四升ニ被 仰付其已來 御代々門前百姓方御藏納ニ仕り候 古代者智恩寺御藏納ニ仕候處中頃智恩寺方門前百姓江被申付惣村御通ひを以御藏納ニ仕來最寛文中御料所之節迄ハ下宮津之内一本御免定ニ御座候而下宮津之内惣村ニ庄屋有之外村庄屋無之由ニ御座候故、惣村御通ひを以御上納之儀者理之當然ニ奉存候、然ル處 阿部對馬守様御代最初三年程者寺領高三十七石七斗五合惣村外高ニ御座候處惣村孫右衛門與申者右寺領高惣村御高之内江差加へ申候由智恩寺記録ニ御座候、尤須津村ニ有之候十三石餘之分今以高外ニ御座候、其譯合ハ諸掛り物ハ古來々一切無御座候右十六石餘惣村ニ御座候御高之分小入用其外掛り物等多分ニ相成り當門前小高之百姓難澁仕候

此儀先達而書付を以奉願上候譯合ニ御座候別而惣村遠方之儀故御用向並諸用向等一應ニ而相濟可申儀ニ御座候處、度々往來仕候様ニ成行農業ニ障リニ茂相成、且其度々失墜等御座候而村方一統困窮仕候、其上當村之儀者橋立鷄塚二本松迄引受海邊往還筋ニ御座候得者臨時之急用不時之物入等有之、當門前家數四十軒餘ニ茂相成候處追々村役用等多ク出來仕候ニ付居村ニ庄屋役御座なく候而者相治り兼候儀共數多有之村方一統難澁仕候、恐多奉存候へ共前文申上候通元來長岡兵部大輔様及京極丹後守様方智恩寺被下置候水帳御直列之名前五郎兵衛新兵衛彦右衛門右三人百姓與申わけ茂御座候へ者旁以何卒當門前ニ庄屋役被仰付、惣村御免定之内ニ相加り候御高十六石四斗四升同寺領三十七石七斗五合右都合高五十四石一斗五合之所御引分被成下候様乍惣村中一統奉願上候、右之段智恩寺江茂熟談をこけ候處被開届故障之儀少も御座なく候間何卒格別之以 御憐愍右願之通御許容被成下置候様乍惣村中一統奉願上候

天保十五年

九月

文殊門前村 百姓代

佐五郎 ㊦

61 29

同

組

頭

新

助

◎

佐治文右衛門様

右願書江付札を以相尋候處則左之通申出ル、尤一打有之ハ尋、下ケ之記ハ答也

(返答書省略)

右附札ハ再尋之節左之通指出

(再答書省略)

右下ニ附札有之者進達之節郡奉行御用人江申達候口上前尋書之趣ニより指出候檢地帳寫 (省略)

尋ニより差出候天橋山記録寫、寶永年中六世妙峰和尚直筆寺領記録、寶曆九卯七月七世仁英和尚直筆寺格山林寺領記録、天正十年八月細川幽齋公在列文書、天正九年八月米田宗堅在判水帳、慶長六年京極家御目録(以上省略)

寺百姓之由來

寶曆年中當寺七世仁英和尚筆記之寫

一、當寺境内ハ神代々之島ニ而イツ之頃方乎世久敷、當境内下男等持抱田畑等開作仕候、其後家來之者共別家願申出候者今住居いた候所ニ作屋申付寺々時付申候處、妻子出來候ニ付六人之家人々々小屋仕様ニ成候、其後國主御改被遊寺領五十石ニ爲被成下十三石須津之地内三十七石ハ當境内並ニ波路村ニ有之候、只今之様ニ門前ニ百姓多分無御座候得者須津分ハ須津へ預ケ波路分ハ波路へ預當寺方ハ當境内開作仕、並渡守家來之ものに動させ候、其後家來之子孫多く成右六軒ニ而清居難成由一軒チ二軒ニ分五十五石餘之田地も十二に分下作申付候、此時ハ一人分之持高を一株と

申候、百年已來人數多く成一一人前之持株又ニツニ分只今半株二十四と成百姓二十四人御座候、元來寺之家來故日江動候役を申す申候而元日ハ大年迄百姓願番ニ一人ツツ臺所用相勤申候、寺々給分前々ハ二石八斗八升ニ相定廿四に分一斗二升つ、遣し申候、此儀寶曆迄ハ右之通ニ御座候處其後百姓株廿六ニ相成給分も三石九斗遣し申候故一人分一斗五升ニ相成居申候別而人足入用之節は先出番と申人數入用程申付候得共定之外給分遣し不申候、五人以上人足に參り候儀を惣出と申候、是ハ往古六人家來之時之古格に而六人之家來一人渡守に引候得者残り五人出候得ハ惣出ニ御座候、其ハ元出番も六人已上惣出として八合扶持、此八合扶持ハ當時ハ止メに致し寺々食事爲致候也 只今は人衆多くなり水呑まで出來候得共百姓も專一に舊規を專古風成事多く御座候、只今に而ハ一村立候様相見候得共六人之家來子孫に御座候、其故は文殊と申門前と申外に村名と申は古來ハ無之候

一、門前惣村庄屋支配うけ候儀は惣村端郷と申に而も無御座候古老之もの申傳ふ處、右は村々庄屋無之近在之内に庄屋惣村に御座候而近在之組頭惣村之支配を離れ候頃門前御上様江罷出候用事は年々宗門帳相納候より外年中公用と申儀無御座故矢張惣村庄屋頼申候、其後國中延高之儀被 仰出地領波路分三十七石之内ハ十二石の越石出來此分年々上納仕候に付惣村庄屋才覺仕、三十七石餘之地領惣村御高之内へ書加へ其後御免定等惣村ハ罷出候様相成申候

一、寺領之分古ハ寺々役僧檢見ニ出候へ共出家不案内之儀故御免定之通寺納爲致度候に付此度も願候而須津村惣村之免定を申受候儀ニ御座候、古々門前は寺領百姓故國役等御免被下、不時御用等有之節は拙寺役僧之御差紙被下候へは奉得其意候也云々。

惣村之内枝郷文殊門前年貢其外諸割合勘定惣村庄屋方ニ間違等有之且つ本村江間違に而難遮之筋品々有之旨申立離村仕度段門前組頭百姓代より願書指出候に付不審之廉々押合候上御取上ケ難被成筋ニ有之候得共郡奉行場合にて指押候儀難出來筋も有之候に付進達相成候處席々評定之上決而御取上難被成儀と相極候而書類門前江御下ケ相成候得共後年見合せ又心得にも可相成と寫置

文殊村の來歴掬すべきものあり、恐らく此の記録に近かるべく随つて惣村の端郷と言ふにはあらざりしと雖も、總て舊例に従ふ江戸時代の政策上獨立を承認せざりしものならん、獨立運動三たび頓挫し遂に明

61
29

治維新に至る。維新の政變寺領の土地となり、明治四年二月二日附を以て次の達書を發せらる。惣村文書、

惣村

智恩寺江爲文珠領高五十石寄附之處 今般被 仰出候趣有之ニ付當末年ヨリ寄附被止候様申達候間可得其旨候事

明治四年辛未

二月二日

宮津藩

御役所

惣村庄屋

組頭

智恩寺は之に依つて從來の御黒印折紙は一片の反古となり愕然として色を失ふ。此の機に乗じて文殊村
獨立の希望を果さんとして幹部連は又運動を起せしも是また迂餘曲折なくくに涉らず、今願書の一二を
次に掲ぐ。文殊區文書、

乍恐奉願上口書

一御高十六石四斗四升

一御高五十一石七升三合

都合六十七石五斗一升三合

内三十七石七斗五合

同十三石三斗六升八合

惣村高内

寺領高

惣村之内

須津村之内高外

右兩村も切分ケ御免定買智恩寺江定納仕候處、今般御改正に相成候上は御上様へ御上納仕度候、恐多御願、御座候得共此度寺領高五
十一石七升三合之分丈居村に御免定並ニ御藏米納通居村江御下ケ被下頂戴仕度奉存候、居村之儀は是迄戸長役百姓代兩役人にて取
り仕候得共居村に村長役無之候而は不都合之儀數度有之、萬事難調殊に海岸船塲所往還筋之事故不時物入等も有之、居村村長他村に
御座候而は人夫費用等農業にも差支甚難澁仕候、猶又他村役紛諸入用並ニ居村役紛兩村之諸役費相受候而は必至難澁立行ガタク候
に付居村戸長役場此度村長と改名被仰付被下度候、御採容之上村長百姓代ニ而御定納萬事取締仕度奉存候、永久御百姓爲相續被下置
候様恐多御願に御座候得共右願之通厚以 御憐愍御可許被下置候ハ、村中一同難有仕合に奉存候 以上

明治四年二月廿二日

文殊村惣代

願主 又左衛門 ㊦

同村

戸長 勘左衛門 ㊦

同村

百姓代 茂右衛門 ㊦

宮津藩

御役所

乍恐奉願口書之覺

一、當村御上納之儀は惣村御免定に相加り候に付里正役は惣村に而相兼居村は保正役乃已を以兩村立會之上諸事取斗ひ來り候得共次
第繁雜之時節に相成不時至急御用向數度御座候に就而は聊之事件をも掛隔り候惣村へ申出指圖受候事故其村に而は當村之情態相分り

第貳編 第貳章 文殊

六四一

兼不都合出來仕、御用御間欠に相成深く奉恐入候、元來當村之儀は天橋立御遊覽所並に舟渡等總而遠國人往來多く之場所殊に宮津を岩瀧江舟路繼立之海岸重き御布告は勿論悉皆惣村を甲送り吳候儀先方も無益之手敷相懸り且手越手後れ相成兎角村中一致仕兼候場合も有之、猶又戸籍調べ方に茂保正役乃已に而は取締り難出來相成必至難澁仕候、然ル處智恩寺領御引上々相成候得ば眼目當地御上納方御藏納御通帳別段頂戴仕、當地を直上納被爲仰付右取締保正役里正役に改名被爲成下、以後 御布告之儀は村繼を以從御上様御直之家御沙汰候様奉願上候今般惣村と示談仕候處連印仕不吳候得共願書面早々差出し吳御尋に相成候は、御答可申上候段申聞候間前條奉願上候以出格之 御慈悲御許容被爲成下置候得は御用向及御上納方居村手限り里正役並に百姓代に而取締仕、以御蔭萬件便利相成候上は農業別而相勵御百姓相續可仕儀に立至り村中一同難有仕合奉存候 此段奉恐奉願上候 以上

明治四年

未 八月

文殊村
願主 吉田 又右衛門 ㊦
保正役 山崎 勘左衛門 ㊦
百姓代 茂右 衛門 ㊦

宮津

御役所

此の年宮津藩廢せられて豊岡縣を設け廢藩置縣の新政始めて布かれ、舊藩の大庄屋組制と新縣の大區小區制とは其の組織の區域を異にし、土地は第三小區に住民は第四小區に双方重複の管轄を受くることとなりて、兩村不便を感ずること多く茲に彌々双方ともに分離を希望するに至り、明治八年五月兩村連署出願するに至れり。惣村文書、

奉願上候

丹後與謝郡文殊村
元智恩寺領

元段別三町六段五畝二歩
新發段別四町六段六畝一歩

合段別八町三段一畝三歩

右者先般智恩寺御上地砌惣村段別之内へ編入ニ相成候處、當今地券御改正之際段別ハ三小區惣村之内へ組入、地租戸別之儀ハ四小區文殊村ニ有之候間名實相異リ萬事取扱方不都合之廉モ不少ニ付、此度兩村熟談之上御改正以來更ニ文殊村之段別ト相成候様仕度仍テ兩村連印ヲ以此段奉願上候 以上

明治八年五月十日

前書之通無相違御座候

豊岡縣參事 田中 光義殿

書面願之通聽届候事

明治八年乙亥八月十日

第貳編 第貳章 文

殊

豊岡縣印

六四三

文殊村用掛リ
吉田 又右衛門 ㊦
惣村用掛リ
岩田 伊左衛門 ㊦

土肥 清右衛門 ㊦
志達 直七 ㊦

明和九年以來惣村の羈絆を脱せんとして藻掻くこと一百三年、こゝに漸く獨立の一村を認めらるゝに至れり。

二、文殊の地誌

文殊の地誌としては智恩寺及び天橋立を中心とする案内記の類は多きも、文殊村の地誌を記録したるもの未だ之を知らず、蓋し前項所載の如く惣村の配下にありしより、往昔領主の交迭若くは家督相續の場合に領内町村より進達する明細取調書上帳の如きも、惣村としては其の都度提出せるも文殊村としては進達せざりしものなれば、地誌類のあらざる寧ろ當然のことに屬す。然るに幕末に降り邊海防備の囂しく叫ばるゝに及び幕府は諸藩に命じて海岸の地形を録成せしむ。之を海岸御改帳といふ。茲に於て文殊は海濱に朝するも母村惣村には海岸なければ惣村支配に屬する海岸御改帳の記事は文殊のみに限らるゝことゝなれり。全文次の如し。

書 上

松平伯耆守領分

丹後國與佐郡

文殊門前

一 高十六石四斗四升
一家數四十四軒

一人數百九十九人
内 男百三人
女九十六人

一 海岸長南北三十町五十間

内 八町五十間
二十二町

一 村長東西十九町十五間 南北一町

内 二町四十五間
十六町三十間

一 居村海岸通りニ御座候

一 橋立江船渡一町

一 御朱印高

一 黒印高五十五石

一 社三社

一名 所

一 舊 跡

一名 産

一 古城跡

一 遠山見渡

由良ヶ嶽 方角辰巳凡二里

第貳編

第貳章

文

殊

居村
須津村境迄海岸田畑

但 鍛冶町境赤岩も
江尻村境迄

鍛冶町境も渡場迄
渡場も橋立通り江尻村境迄

神主無御座候

禪宗智恩寺

橋立明神

三寶荒神

辨財天

天橋立

龍穴

涙ヶ磯

鶏塚

無御座候

無御座候

右之通相違無御座候 以上

安政五年

午五月

文殊門前兼帶

惣村庄屋

半右衛門 ㊦

海岸の町村は皆同一筆法にて所領藩主これを纏め幕府に進達せり、蓋し海岸村落の地誌簡にして要を得たり。

三、鍛冶町の編入

文殊東南宮津町交境二畝二二四の地積は舊と鍛冶町及び獵師町の疆域にて、文殊の地籍に入りしは近く町村制施行當時のことに屬す。事餘談に涉ると雖も鍛冶町及び獵師町に關する沿革の概略を敘するは後考の爲め亦一顧の値なしとせず。抑も兩町は舊と下宮津海岸に瀕せる小聚落なり。蓋し足利時代より江戸初期に互りて宮津川流域を上宮津、下宮津の兩者に分ち、上宮津には小田、喜多、今福の諸聚落あり。下宮津には鍛冶町、獵師町、有田、田中、宮村、惣、皆原、山中、椎崎、波路等の小聚落あり。文殊は當時智恩寺領にて上下何れの宮津にも屬せず、領地は今の文殊地内の全部と波路、椎崎及び須津村の地内にあり。此の他府中村及び石川村にもありしと雖も、鍛冶、獵師の沿革に關係なければ省く。元和八年京極氏田邊より來りて宮津に城を築くに當り下宮津海岸なる鍛冶町及び獵師町の地域を主なるものとし有田、田中、惣、宮村、波路等の地先を御用地として城廓を構へ御城下の市街を經營し草高六百七十五石四斗二升五合を潰地と爲す。然るに鍛冶町の草高四十八石八斗二升、獵師町の草高百七十七石八斗九升四合にて合計するも百五十六石七斗一升四合に過ぎず。而も鍛冶、獵師兩町の疆域は尙東西場末に殘餘あり。京極侯は築城當時地子米を免じて宮津市街の殷賑を策せしも、其の除國後寛文九年永井侯入封するや町地子を徵すると共に先づ鍛冶、獵師の殘餘に檢地を行ひ亞で關係の接續村に及び、更に上宮津の諸聚落の檢地に及ぼし九百一石七斗三升五合を檢増す。斯くて此の際當然除く可かりし鍛冶、獵師の町名を除くことなく其の儘存置せしめて草高を配す。即ち兩町は現在宮津町の前身にして本來宮津城及び宮津町肆の經營と同時に廢せらるべき筈なる處、其の事なくして場末の殘地に宮津町四周の草高若干を配して名義のみ存置せられたるものなれば兩町に住民なきは當然の結果とす。宮津志曰、

細川氏檢地當時宮津郷に於ける草高は三千百八十八石七斗四升三合にて、此の内上宮津村千二百二十七石八斗三升三合、下宮津村千九百五十二石九斗一升、然るに、京極氏下宮津海岸に城廓除地四百五十六石八斗六升三合及び府城に伴ふ御城下市街地二百十八石五斗六升二合を控除せしを以て、都合六百七十五石四斗二升五合を減ぜし割合なるを以て、有租の分は二千五百〇五石三斗一升八合なり。

宮津市街地は宅地の坪數に割當て、地子米を徵するの制にて全然貢租御免地にあらず。寧ろ在方より其の率高しと雖も京極氏は知府經營中、市街殷賑の政策上地子米を免じて、移住を獎勵したれば前者より自然其の趣を異にするものあり。但し此に注意すべきは知府經營の爲めに六百七十餘石を控除せし土地は、無論下宮津村の地域なりと雖も上宮津村に互りても草高を按分減額せしことにて、三十八

石五斗三升を降して上宮津村千百八十九石三斗を當時の草高とせり、後世宮津町に近在町村の小散田地なるものありて惣、宮村、有田、田中など接續地域は言ふに及ばず、遠く喜多、今福村に貢租の辨償を要するものあるは實に此に基因せりといふ。
永井氏の入國するや先づ下宮津村を數ヶ村に分離獨立せしめ登量を檢して延高を行ふ。下宮津村獨立の町村名及び新舊草高次の如し。

| 町村名 | 元草高 | 檢量延 | 新草高 |
|------|-----------|---------|-----------|
| 鍛冶町 | 四八・八二〇 | 一八・〇六三 | 六六・八八三 |
| 獵師町 | 一〇七・八九四 | 三八・五八二 | 一四六・四七六 |
| 有田村 | 一一六・八四五 | 三九・六〇四 | 一五六・四四九 |
| 田中村 | 二一五・六七六 | 一三八・五一九 | 三五四・一九五 |
| 宮村 | 一五〇・六五七 | 六一・一七〇 | 二一一・八二七 |
| 惣村 | 一七二・五一八 | 三三・九六九 | 二〇六・四八七 |
| 皆原村 | 一五〇・三三二 | 一〇四・二三三 | 二五四・五六五 |
| 山中村 | 九六・一三八 | 三七・〇七〇 | 二三三・二〇八 |
| 波路村 | 二〇六・六〇六 | 七九・八八一 | 二八六・四八七 |
| 椎崎村 | 五〇・八三二 | 二〇・六四四 | 七一・四七六 |
| 文殊門前 | | | |
| 計 | 一、三一六・三一八 | 五七一・七三五 | 一、八八八・〇五三 |

此の獲米五公五民とすれば、元六百八十八石一斗五升九合の處延高に依りて二百八十五石八斗六升七合五勺の増租米を見る筈にて、上宮津村三十八石三斗に對する十九石一斗五升の減貢を差引するも尙ほ二百六十餘石の剩米あり、此に於て上宮津村の檢地を行ひ三百

三十石の増加を爲したるも其の部分は新田として取扱ひ草高に加へず、貢租三公七民として九十九石を徴し前者の剩米を合し三百六十五石七斗一升七合五勺を得、優に宮津城廓地及び城下市街地草高六百七十餘石の貢米三百三十七石七斗一升二合五勺を填補して尙ほ二十七石〇五合の過剩を生ずるに至れり云ふ。以上要するに上下宮津村にて一旦除かれたる宮津城廓地及び市街地は、延寶年中永井氏の殘部の檢出填補により全く計算外の土地と見らるゝに至り、爾來城地は勿論市街地も累代嘗て御領地高に加へられしことなし。

此の後延寶八年永井侯改易、幕府の直轄となり小野長左衛門勘定奉行御代官として入國するや先づ上宮津の分村を行ひ、幕命を奉じて國內の檢地を行ひ翌年阿部侯の入封に際しては延草高を采邑に當て、舊京極家領七萬八千七百七十五石の地域を、永井氏に七萬三千六百一石四斗三升一合食ましめ殘餘は御藏入としたる同一の地域を檢増して九萬九千六十石三斗九升三合として阿部侯に引繼ぎ、上宮津三ヶ村に三百七十九石四斗八升八合を、下宮津の町村に四百二十一石九斗二升五合を延高とす。此の延高により鍛冶町は十六石四斗七合増加して草高八十三石二斗九升と爲り、獵師町は三十六石六斗八升四合増加して百八十三石一斗六升と爲る。領主交迭して奥平侯と爲り更に代りて青山氏の入國と爲り、享保十八年また領内の檢地を行ひ上宮津にて三十一石五升九合、下宮津にて三十一石四斗四升三合を増加して鍛冶町八十三石九斗七升、獵師町百八十四石七升四合と爲る。此の當時既に文殊には新田開墾の事はれ十六石四斗四升の草高ありて惣村草高の内に包含せられ爾來惣村の支配に屬したりしものなり。斯の如き變遷沿革を辿りし鍛冶町、獵師町と文殊村とが其の交境に或は入會を生じ、或は双方飛地を生じなどするは自然の趨勢にして、文殊智

恩寺領域は享保出版の天橋記に「鶏塚由來不知、是より天橋山の境内なり」と云ひ、寶曆九年同寺文書にも「當寺境内之山林自鶏塚輪之崎迄東西二十九丁南北四五丁或は八九丁又橋立分三十六丁但し自鶏塚至江尻村迄」とあり、丹哥府志にも「凡境内鶏塚より北江尻村に至る凡三十六町云々」の條を見るが、事實は鶏塚は鍛冶町地内に飛地として入込みたる一點の青螺にて鍛冶町と文殊との疆界は文化八年に埋立てたる現今小字鶏塚八十三番地の新田北端段々山林現今三七番、三八番地間山鼻の見通しを境界とす。往古此の邊耕地殆んど無ければ管理放漫なるも嚴密に言はゞ鶏塚は四五十米南に離れて存在せり。

當時此の邊文殊の山林は智恩寺の領有にして鍛冶町分は御林即ち藩有林なり。藩有林を管理するものは山方にて地方と共に郡奉行に隸屬し、山方下役及び柚、山番等を使役して御林に關する一切の事を掌る。山方及び其の下役共薄給にして生計に苦しみ御林の地先を竊かに割て糧を補はんとし、屢々秋波を地續なる文殊の佃民に送る。文殊は既記の如く亦後段智恩寺の條詳述の如く土地些少にして住民過剰し、進出の土地を欲すること早天に雲霓を望むより切なるものあるより、意氣相通じ一部の山林を得れば新たに藩に出願して海岸埋立を行ひ、山地の表土を剝ぎ流しに掛けて新田の開拓を行ふ。之を繰り返すこと數回遂に鶏塚以南赤岩まで飛石海岸延長約三百六十米田苗、法師谷、狐谷等を包む山林赤岩より歪み谷奥鳩の尾まで東西凡七百六十米、廣袤前記凡二千二百十五亞の所有權を獲得し盛んに流しに掛けて海岸を埋立て、前編交通及び新田開墾の部に述べたる如く、鍛冶町地内に於ける飛石海岸馬道開拓も此の現れの一部を物語り

り赤岩新田百三十二亞も現れの一部にして此の邊一帶寺有林なく、區有林なく、全部私人有にして而も地字を流し山と言へるも亦此の消息を語るものに外ならず。爾來山林は文殊村民の所有權獲得と共に地籍も共に文殊村と爲りしも、耕地は夫れ々所有者ありて固との草高の内に含まれたれば地籍を變更すること能はず、維新の交には海濱の新田、上方の山林ともに文殊の地籍を有する中間に介在して點々と鍛冶町の耕地が飛地の形を爲して存在(無論所有者は文殊村民なれど)するの奇現象を呈す。明治二十二年町村制施行に當り宮津町城東村等關係町村合意の上住民なき一大字鍛冶町の前記文殊に介在する部分の地籍變更を行ひ、吉津村大字文殊の區域に編入するに至れりと。

四、沿革調書

文殊村の立村上述の如くにして明治八年以前には單獨に村たるの格を有せず、常に惣村の治下に屬したりし關係上前記「文殊の地誌」の條既説の如く文殊單獨の沿革を書きし記録同條海岸御改帳の外に所見なし。依て此には母村惣村より府廳に進達せし沿革調書を掲げて文殊及び其の母村の沿革を偲ぶこととすべし。

町村沿革調

與謝郡惣村

一、管轄

人王九十七代光明院ノ御宇建武四年足利尊氏ノ一族一色範光ヲ以テ當國ノ守護トス。其子詮範ノ時至徳嘉慶年中山名滿幸一色ヲ逐

第貳編 第貳章 文殊

61
29

ヒテ守護トナル。明徳二年滿幸叛スルヲ以テ將軍義滿之レテ誅シ一色ノ孫滿範ヲ復シ田邊ニ治ス。天正六年織田信長ノ命ニ因リ細川藤孝當國ニ下リ一色義道ヲ攻ム義道敗軍遂ニ戦死ス其子五郎義俊ハ園ヲ突キ弓木ノ砦ニ入り暫ク籠城スト雖モ細川忠興ノ謀計ニ陥リ遂ニ宮津ノ營中ニ死ス。依テ當國悉ク細川ノ領地ニ入り爾來細川藤孝同越中守忠興之ヲ領ス。慶長五年ヨリ京極丹後守高知ニ替リ子高廣ノ代ニ七萬八千石ヲ以テ宮津ニ城ヲ築キテ知府ヲ開ク寛文五年高廣ノ子高國故アリテ所領沒收セラレ幕府ノ代官中村全右衛門猪飼治郎兵衛藤林市兵衛支配ス。寛文九年永井右近大夫へ替リ同信濃守領ス。延寶七年何カ故アリテ御生害同八年御料ト爲リ幕府代官市岡理右衛門小野長左衛門ニ替リ延寶九年阿部對馬守正森へ代リ元祿十年奥平大膳大夫昌春へ代リ享保二年青山大膳亮幸秀へ代リ、同大膳亮幸通領ス。寶曆八年ヨリ松平富之助(本姓本莊)ニ代リ以後本莊宗武迄六代領シ維新ノ際廢藩ト成リ明治四年七月宮津ニ縣ヲ被置宮津縣ト稱ス。同年十一月廢セラレ豐岡縣トナリ同年八月同縣ヲ廢セラレ更ニ京都府管轄トナル。

舊時草高

一、高三百八十九石七斗四升四合

惣村

文殊村ハ惣村支配ニテ文殊門前ト稱シ草高ハ惣村ニ籠リアリ御免狀ハ惣村庄屋へ下ゲ渡サレタリ。

郷莊並町村分合名稱

一、惣村ノ内元惣口ハ舊藩中ナリシガ王政維新ノ際惣村ニ合併セリ、亦タ文殊門前ハ維新後明治六年惣村ヨリ分村シ文殊村ト稱ス。役人名稱並ニ配置

一、役人ハ大庄屋ハ二十四ヶ村ニ一人、庄屋ハ一村ニ一人、組頭一人、百姓代モ一人ナリ。右役人給米ハ大庄屋給米一ヶ年米二十石二十四ヶ村ヨリ出シタリ。

文殊村ハ明治六年迄テ惣村ノ内ニテ組頭一名ニテ往古ヨリ庄屋ナシ同年ヨリ分村シテ文殊村ト稱シ該村ニ庄屋ヲ置クコト、ナレリ此時ノ庄屋ハ戸長ト云ヒ給料一ヶ年米二石四斗組頭給米四斗百姓代給米ナシ。右村役人庄屋組頭百姓代給料ハ村中ヨリ高割ニ出シタリ、役人ノ年俸ナシ。

村役人擔任

一、庄屋ハ村内ヨリ人撰シ支配役所ニ上申任命相成組頭百姓代ハ村内ニテ人撰シ届出デタリ。

村役人職務

一、庄屋ハ代官及ビ大庄屋ヨリノ達ヲ承ケ村内へ通達方ヲ取扱ヒタリ其事務概略左ノ如シ。

- 一 觸書御法度書ヲ村内人民ニ讀聞スコト。
- 一 宗門人別調ヲ正月十六日村内ニテ下調ヲ爲シ二月二十四日各村庄屋集リ去來調ヲ爲シ三月中ニ大庄屋宅エ差出ス。
- 一 村入用取立ハ村内長百姓立會ノ上持高ニ應ジ割賦シ庄屋ヨリ取集メ自宅ニ於テ仕拂セリ。
- 一 村内貧窮者アルトキハ庄屋ヨリ村内各戸へ協議シ親戚家族ナキモノハ各戸順廻リシテ飯ヲ與エ又ハ一日ニ米三合ヅツ位與へ置キ其中御役所エ願出テ領主ヨリ米一俵程下渡サレ該米ニテ糊口ヲナシ居ル内方法ヲ定メタリ。
- 一 永損早損等ニヨリ凶年ニ當リ小百姓取續キ難キ時ハ村内ヨリ其活計ノ度ニ從ヒ家族内一人ニ付夫食二三合ヅ、與エ村内長サ百姓ヨリハ米一斗或ハ五升位救與致シ置キ其内御役所エ願出テ相應ノ御救米相成リタリ。
- 一 行旅死亡人アル時ハ庄屋ヨリ御役所エ届出テ檢視役トシテ徒目付下目付及ビ手代醫師筆工人出張シ醫師死體ヲ檢察ノ上筆工人其口書ヲ爲シ檢視濟ノ上其村ニ於テ埋葬致シ置キ住所姓名分明ナルモノハ庄屋ヨリ直ニ原籍ニ通知シ又不明ナルモノハ番人頭ヨリ人相書ヲ以テ所々ノ番人へ通報セシメタリ其遺物ハ埋葬シタル寺院エ回向料トシテ差遣シ醫師檢察料筆耕人日當其他ノ費用ハ村内持高ニ應ジ割賦セリ變死人マタ同ジ。
- 一 村内出火アリタルトキハ村内不殘駆付消防ニ盡力スルハ勿論庄屋ヨリ直チニ御役所エ届出テ御上ヨリハ檢視役トシテ徒目付下目付手代出張シ口書ヲ以テ檢視濟相成タリ翌日村内ヨリ灰掻ノ爲メ毎戸ヨリ助力シ或ハ竹木藁繩等ヲ持寄り小屋掛ヲ爲シ又罹災者ノ活計ニ應ジ村内毎戸ヨリ應分ノ飯米ヲ遣シ來タリ尤モ大火ニ非レバ領主ヨリ下賜米ハ無之。
- 一 他村出火ノ節ハ庄屋ハ村内平生備付ル所ノ龍吐水水桶及ビ纏高張等人足ヲ引纏メ現場へ駆付上役人及他村庄屋申合セ一方ヲ防ギ

61 29

タリ鎮火ノ上歸村シタルトキハ庄屋宅ニテ酒一升位ヲ飲ミタリ。
 一 村内出火セシトキ他村ヨリ消防盡力ヲ受ケタルトキハ翌日庄屋ヨリ該村庄屋宅ニ謝禮ニ行キタリ。
 一 日和乞ヲ爲ストキハ庄屋ヨリ地頭ニ願出テ許可ノ上山嶺ニテ萬燈ト稱シ三日位松火ヲ點ジタリ雨乞ヲ爲ストキハ村内各戸主神佛
 へ參詣シテ之ヲ祈リ又ハ村役人申合セ神社ノ祠官ニ依頼シ太々神樂ヲ奏シ又ハ住寺ニ依頼シテ降雨ヲ禱リタリ其費用ハ村内持高
 ニ割賦セリ。

一 稻虫送りノトキハ期日前ニ御役所エ届出テ置キ寺院ニ依頼シ施餓鬼供養ヲ行ヒ其旗及ビ鉦太鼓笛等ニテ囃シ稻虫ヲ捕リ集メ海岸
 へ送り其費用ハ持高ニ割賦セリ。

一 神社祭禮ノトキハ庄屋及ビ氏子惣代神官等ヨリ御役所エ届出テ置キ其費用ハ戸數割トナシタリ。

一 村内各戸主ノ實印ハ庄屋宅ニ預リ置キ入用ノ節ハ庄屋宅ニ至リ押捺セリ。

一 田畑賣渡及ビ質入等ハ庄屋組頭百姓代證書ニ連署シタリ。

一 田畑切添切開キ及ビ分與ヲ爲ストキハ御役所エ願出テ御役人ヨリ見分ノ上許可セラレタリ尤モ切開キハ相當ノ見取り上納ヲ仰付
 ケラレタリ。

一 御立山ハ庄屋ニ於テ看護シ下草ヲ刈ラントスルトキハ庄屋ヨリ山方役人エ願出テ之ヲ刈リタリ。

一 私有山林ニ於テ樹木ヲ伐採スルトキハ山方役人エ届出テ木受ケ冥加金トシテ目通り五尺廻り一本ニ付凡三匁五分位上納セリ尤モ
 是ハ材用ノ際ナリ。

一 猪猿ノ類田畑作物ヲ害スルトキハ庄屋ヨリ御役所エ届出テ村内各戸主相集リ威銃或ハ猪鎗竹鎗ヲ持テ之ヲ追ヒタリ。

一 共有野山ニ於テハ田苗植付二十日前隣村庄屋申合セ期日ヲ定メ山ノ口ト稱シ庄屋ヨリ各戸エ相觸レ同日ヨリ三日間位一同柴草ヲ
 刈リ取是ヲ田作ノ肥料トセリ。

一 水害山崩等アルトキハ庄屋ヨリ地頭へ願出テ地方役人實地檢分ノ上歳下年季五ヶ年七ヶ年十ヶ年位免租開届ケラレ又損害ノ口目ニ

ヨリテハ相當ノ下米ヲ賜リタリ。

一 領主幕府エ參觀交代ノトキ通路毎村掃除丁場ヲ定メ各村庄屋人夫ヲ引纏ヒ掃除丁場杭ヲ打チ敷砂ヲ爲シ庄屋ハ麻上下着用品ニテ當
 郡喜多村禮場マテ送り迎へノ禮式ニ罷出テタリ。

組頭百姓代ノ職務

一 組頭百姓代ハ庄屋ノ事務ニ立會ヒタリ。

役人賞罰

一 庄屋ハ五ヶ年目位ニ勤功ニヨリ並禮ト稱スル格ヲ許サレ又ハ獨禮ト稱シ領主へ面謁差許サル又御免下駄ヲ下サル若不都合ノコトア
 ラバ所追放輕キハ閉門申付ケラル。

役場區域沿革

一 明治五年迄惣村庄屋支配シ同年ヨリ區制ヲ立テラレ豐岡縣第十三大区三ノ小區トナリ區内ニ區長ヲ置カレ毎村ニ戸長ヲ置キ文殊門
 前ハ豐岡縣エ願ノ上惣村ヨリ分村シ戸長ヲ置ク明治九年ニ至リ毎村戸長ヲ廢シ惣村ハ皆原村、山中村、波路村、獅子崎村、宮村
 ニ受理戸長ヲ置カレ文殊村ハ須津村ニ聯合シテ同村ニ受理戸長ヲ置ケリ同十一年區制廢セラレ與謝郡第三組ト稱シ宮村惣村ニ戸長
 一名、皆原村、山中村、波路村、獅子崎村ニ戸長一名ヲ置キ田中村ニ一名有田村、鍛冶町、獵師町ニ戸長一名、文殊村ニ戸長一名
 ナ置カレ須津村ハ山田村ニ聯合セリ。明治十二年ニ至リ各戸長ヲ廢セラレ惣村、皆原村、山中村、波路村、獅子崎村、宮村、有田
 村、田中村、文殊村、鍛冶町、獵師町、十一ヶ町村聯合役場トナリシガ明治十八年有田村田中村ヲ合併シテ瀧馬村ト稱シ十ヶ町村
 聯合戸長役場ト稱シ惣村ニ戸長役場ヲ置ケリ。

正租徵收方法

一、御所箇ノ定メ方ハ左ノ免狀ノ通り

惣村免狀ノ寫

第貳編 第貳章 文 殊

61 29

午年免狀之事

一高三百八十九石七斗四升四合

内

三十七石七升五合

四斗五升八合

六斗六升八合

一斗

四斗二升五合

八斗五升九合

一石三斗八升二合

一斗七升

二石六斗三升七合

五斗一升三合

五斗四升

九斗六升五合

九斗〇六合

二石三斗八升二合

二斗〇二合

九斗六升一合

外七斗七升八合

小以四十九石九斗七升三合

殘三百三十九石七斗七升一合

此譯

二百五十五石三斗三升一合

此取米百三十九石〇二升八合

四斗四升九合

此取米九斗

十一石一斗三升七合

此取米四石五斗四升六合

七十二石八斗五升四合

此取米四十石七斗

一高二石七斗二升

此取米一石三斗六升

一高三石八斗三升

第貳編 第貳章 文

殊

與謝郡 惣 村

文殊寺屋敷並ニ寺領引

山番所敷地寛保元酉新矢場敷引

嘉永六丑改去ル辰ヨリ猶又五ケ年之間假道代引

去寅改文殊道須津峠下替地出來迄假道代引

慶應二寅改玉丁場御出來ニ付御用地引

慶應三卯改玉丁場御出來ニ付増御用地引

慶應四辰改焰燧製造水車場並ニ水筋道敷御用地引

右同改新荒八ケ年鐵下子ヨリ毛付入極引

右同改七ケ年鐵下亥ヨリ毛付入極引

右同改六ケ年鐵下戊ヨリ毛付入極引

右同改五ケ年鐵下酉ヨリ毛付入極引

右同改三ケ年鐵下申ヨリ毛付入極引

未ヨリ改二ケ年鐵下未ヨリ毛付入極引

明治二巳改安智裏屋敷地引

明治二巳改炮術場敷地引

明治三年改炮術場敷地引

年季起當午毛付入

五ツ四分四厘五毛

弘化二巳年起返取下ケ

二ツ

文化元子改田畑成取下

四ツ八厘二毛

町地子

定納

同所新田

五ツ

同所新田改出

61 29

内

三斗六升四合

殘三石四斗六升六合

此取米七斗一升一合

米合百八十五石八斗〇五合

外

一二段八畝十二步

此取米三石二斗六升三合

一六畝六步

此取米四斗

一新田三段七畝七步

内

一段二畝二十二步五分

一畝五步五分

一段二畝十三步五分

殘一段二十五步五分

此取米一石三升一合

一新田六段八畝四步六分六厘

内

一畝二十二步五分

殘六段六畝十二步一分六厘

一新發田七畝十步

内

八畝五分七厘

殘七畝一步四分三厘

此取米二斗八升二合

一新發田二段一畝八步

此取米四斗二升五合

一新發田三段九畝十七步

此取米一石一斗三升六合

一畑二段三畝十一步

此取米二斗三升四合

一山畑三段四畝九步

是ハ明治二已改家中長屋敷地引

一山畑三段一畝十七步

此取米一斗八升九合

一新發田一段三畝步

第貳編 第貳章 文

殊

寶曆九卯切戸組長屋敷引

二ツ〇五厘

丑改町地子屋敷之内

定納

子改吹矢谷地子屋敷之内

但段ニ六斗四升五合取

萬松寺屋敷之内享保三戌同四亥同五子同六丑同十二未開寛保元西矢場跡共

嘉永二酉侍屋敷引

明治二巳年改安智裏屋敷地引

明治三年改安智裏屋敷地引

段ニ九斗五升取

安智組長屋跡矢場敷地並ニ中畑一段二畝二十三步田成見取

作場道代引

安智裏長屋敷地引

去ル巳改鷄塚濱手見取場

道代引

但シ段ニ四斗取

天保三辰改鷄塚濱手見取場

去西改鷄塚濱手見取場

弘化四未改橋立ノ内定納

山王下見取

文化元子改見取場

但段ニ六斗取見取場

弘化二巳改見取場

此取米二斗六升

一屋敷四段十八步一分五厘

此譯

一段八畝十三步一分五厘

此取米二石一斗五升七合

二段一畝十九步五分

此取米二石五斗三升三合

十五步五分

此取米六升

一新發田三段九畝十七步

此取米三斗九升六合

一新發田二段一畝二十七步

此取米四斗三升八合

一新發田四段二畝十二步

此取米四斗二升四合

一米一石二斗

一米一石八斗三合

一錢六百四十八文

一錢四貫百十六文

納合 米二百四石三斗六合
錢四貫七百六十四文

右之通當午御成ケ相極間村中大小ノ百姓並ニ出作之者迄不發立會無高下致割ニ付極月十日以前急度可皆濟者也

明治三年閏十月

山崎 權少參事

荒川 權少參事

森 少參事

小谷 少參事

鳥居 權大參事

田副 權大參事

鞍岡 權大參事

森 大參事

惣

村長
惣百姓

年々米ハ九月中旬ヨリ十二月十日迄ニ上納時トス初納ハ代官ヨリ割出サル上納ノ手續ハ小前ヨリ庄屋宅ニ持寄セ樹改ノ上米納擔當人ヲ付ケ小前納人ヨリ領主ノ御藏ヘ持運ビ米納擔當人ヨリ御藏代官ヘ相納ム代官ヨリ受取通ニ記入セラル都テ費用ハ納人ニ於テ負擔セリ。

正租ノ外諸運上冥加金等ハ免狀ノ通り先納金ト稱ヘ毎月領主ヨリ高ヘ賦課セラレ百姓ヨリハ上納致シ元利金共十二月收納ノ際差引セラル。

61
29

夫役人足ハ堀川浚工或ハ屋敷廻リ籬結等各村ニ割當使役セラレタルモノニシテ一人一日米二合五勺ヅ、下渡サレタル者ニテ其他ハ村高ニテ持合タリ。

租税未納處分

一租税テ期日迄ニ納メザルモノアルトキハ庄屋ヨリ代官ニ訴出テ代官ヨリ説諭ノ上尙ホ納メザルトキハ親戚組合ヨリ辨償シタリ。

町村入用名稱

庄屋給料 歩行給料 寄合入用 日待入用 番人入用 火防自身番入用 井堰入用 郷藏入用 雨乞入用 寺社入用

賦課徴收方法

一割付方ハ庄屋給料歩行給料寄合入用井堰入用郷藏入用雨乞入用ハ高割リ日待入用火防自身番入用旅行人入用等ハ戸數割トセリ尤モ毎年七月十二月長百姓立會賦課シ庄屋ヨリ歩行ヲ以テ毎戸エ相觸七月十日十二月廿七日庄屋宅エ集メタリ。

評定者

一付入用ノ評定者ハ其村内長百姓トス但シ仕拂前ニ評定セリ。

郷割組割等ハ大庄屋宅ニテ出役庄屋立會評定ノ上各村へ割付村庄屋長百姓立會ヒ小前ニ割賦セリ。

土木工事沿革

一川筋堤防井堰道路井溝等ノ工事ハ村入費ヲ以テ支辨ス非常ノ天災等アルトキハ領主ヨリ幾分下渡サル。

町村寄合沿革

一村内寄合名稱左ノ如シ

長百姓寄合 村中惣寄合

數町村寄合ハ去來寄合

此寄合ハ各村庄屋ヲ以テ組織シ其評議事項ハ宗門帳ノ引合ヲ爲ス。

寄合季節並ニ寄合場所

毎年正月十六日庄屋宅ニ於テ村中惣寄合ヲ爲ス廿四日郷宿ニ於テ去來寄合ヲ爲セリ。

寄合人手當

一寄合人手當無之

共有物沿革

種類及成立

一惣村ニ於テハ田段別三畝八步屋敷段別十步野山段別四町九段一畝二十六步ノ共有アリ、文殊ニ於テハ田段別五段九畝廿四步畑段別

六段十九步屋敷段別一畝十六步野山段別三町一段六畝二十七步ノ共有アリ。

右成立不詳田地ハ氏神ノ御講入用トシ又ハ神社營繕トス文殊村ノ如キハ村費ノ内へ支辨ス山林及野山ハ別ニ看守ノ方法等無シ山林

ノ收入物ハ村費ノ内ニ支辨ス野山ノ如キハ肥料ノ爲メ年々柴草ヲ刈取テ專一トス又薪木料ノ爲ニ樵リ取ルノミニテ別段伐ノ方法ナシ。

戸籍沿革

帳簿名稱

一、切支丹宗門並ニ家別人數御改帳ト云フ其ノ記載方式左ニ

一、禪宗當村觀音寺旦那

百姓年五十才

七左衛門

年四十三才

六六三

一、同

第貳編 第貳章 文

殊

61
29

丹後吉津村誌

六六四

女房

嫡男年二十才

竹藏

二女年十八才

まつ

三女年十四才

よし

一、同

一、同

一、同

家數七十九軒去丑年御改ニ同じ
人數三百三十一人 内 男百五十七人
女百七十四人

此譯

一 軒

組頭

五十四軒

百姓

二十五軒

水呑

右宗門御改毎年強ク被仰付當村中切支丹宗門ノ儀ハ不及申上轉之者子孫一人も無御座候則五人組印形並ニ寺請印形仕り差上申候若シ
疑敷者隱置キ脇々相顯ハレ候乎又ハ訴人御座候ハ、庄屋組頭其村支配大庄屋迄如何様ノ御仕置モ可被仰付候一組之仲間互ニ吟味仕リ
印形仕り親子兄弟たり共圍ヒ申候心毫頭無御座候爲其奥書印形仍而如件

安政三年

二月

與謝郡惣村

百姓代 市右衛門

組頭 久兵衛
組頭 彦兵衛
庄屋 忠左衛門
喜多組大庄屋 庄左衛門

戸祭加直殿

増戸藤次兵衛殿

町村取締沿革

公事訟訴ニ係ル取締

一 地境及山論アリタルトキハ庄屋ニ於テ精々説諭ヲ加工和解セザルトキハ大庄屋へ申出尙ホ大庄屋ノ説諭ヲ承服セザルトキハ代官所
ニ申出ス之ニ服セザルトキハ郡奉行ニ訴出、地境ニ付テハ地方役、山論ニ付テハ山方役、實地檢分ノ上双方郡役所エ呼出シ裁許申
渡サル。

風俗治安ニ係ル取締

一 風俗ニ係ルモノ家作ハ平民以下ニ於テハ玄關作り不相成路次門ハ大庄屋格以下不相成、衣服ハ庄屋及以下ノモノ木綿布類ニテ絹布
着用相成ラズ、帶刀ハ大庄屋以下ノ者不相成。
喧嘩、放蕩、境論、水論、博奕、野荒、盜伐等ハ庄屋番人ニ於テ取締リ代官ニ申出タルトキハ相當ノ罰ヲ仰付ラル。

一無之

觸書拵書

一 公儀ノ御觸書其他拵書觸書等ハ村々揭示場ニ掲ゲ或ハ庄屋宅ニテ讀聞セタリ。

第貳編 第貳章 文

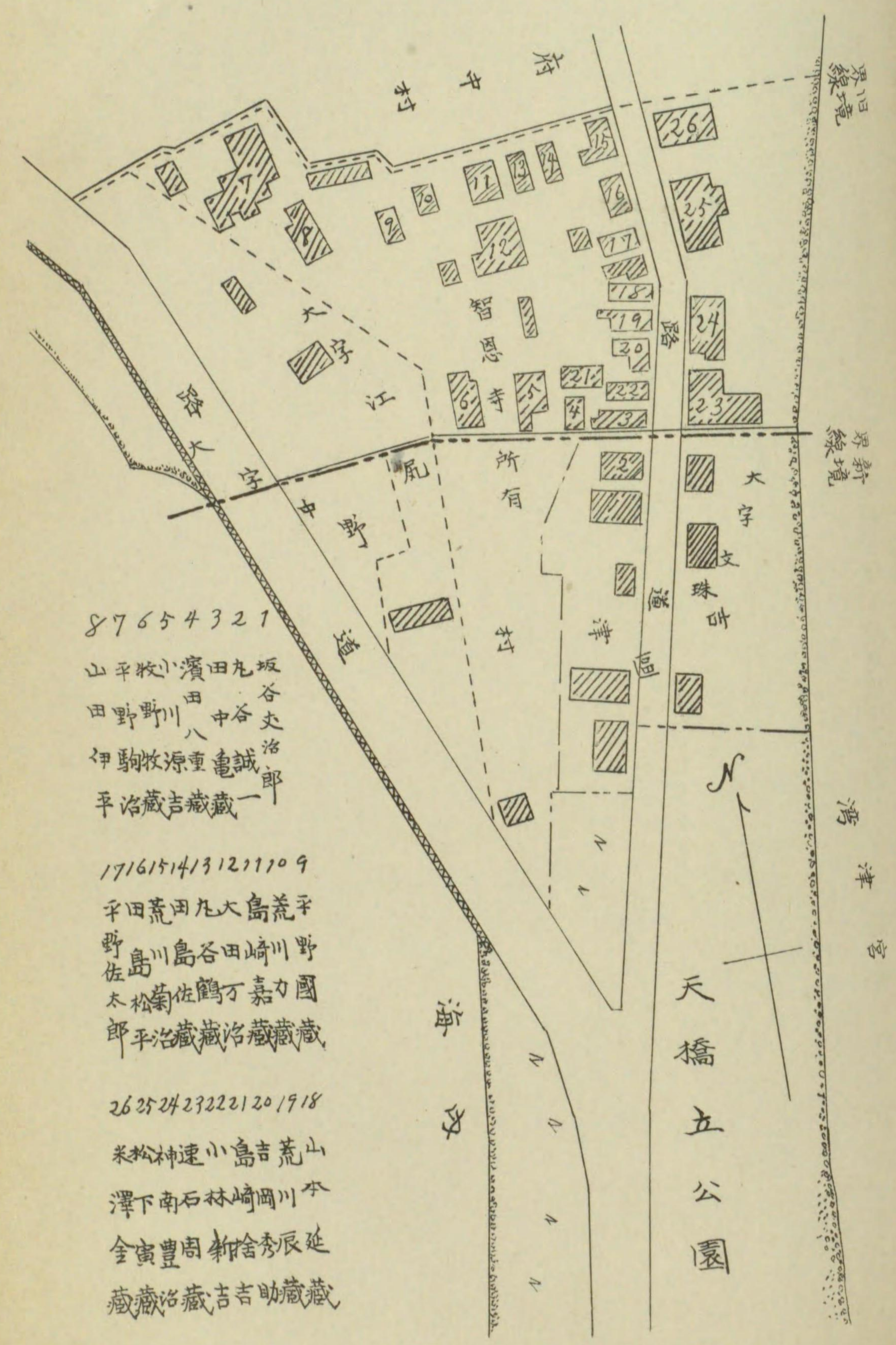
殊

六六五

61
29

疆界協定圖

一分百二千



87654321
山平牧小濱田九坂
田野野川中谷文治
伊駒牧源重吉誠
平治藏吉藏藏一

1716151413121109
平田荒田丸大島荒平
野島川島谷田崎川野
佐松葉佐鶴万嘉力國
郎平治藏藏治藏藏藏

262524232221201918
米松神速小島吉荒山
澤下南石林崎岡川平
全寅豐岡新捨秀辰延
藏藏治藏吉吉助藏藏

丹後吉津村誌

雜件

生業

一往古ヨリ多ク農業ヲ以テ生活セシガ當時ハ商少ニ船業二戸アリ。

冠婚葬祭

一男子元服ニハ親方ナルモノヲ頼ミ親方親戚若者等ヲ饗應セリ若者ノ仲間入りニハ若者ヲ饗應ス其席次ハ年長ヨリ順々ニ坐シタリ

婚禮佛事祭典ニハ身分相應ノ儀式ヲ行ヒ親戚近隣ヲ饗應ス。

神社寺院

一神社ハ他社ノ神主ノ支配スル所ニテ給料ハ毎戸ヨリ毎年二季ニ米麥五合宛ヲ與フ初穂ハ大抵一錢二厘位ヅ、トス祭典入用ノ出方ハ

戸數割トス。

寺院ハ檀那ヨリ齋米ト稱シ身分ニ應ジ相當ノ米ヲ差遣セリ。

町村休

一休日ハ正月三ヶ日七月十一日十五日二十五日及ビ七月十四日十五日十六日並ニ三月三日五月五日七月七日九月九日ヲ節句ト稱シ休

日トス其他氏神祭典日及苗植付休早苗登亥ノ子ト風日休二百十日休其他臨時休日

右之通り候也

明治廿年六月三十日

五、疆界協定

最近の事に屬するも天橋立地先に於て府中村と疆界變更協定のことあり。蓋し天橋立の地籍は大體に於て本村大字文殊小字橋立の地にありと雖も、地形上は府中村大字江尻より突出する砂嘴にて文殊とは一草

61
29

海水を隔つるに反し江尻とは地續きなり。随つて初見の人は其の地籍の府中村にあるを思はしむるものあり。傳へ言ふ固と府中地内なりしも中世文殊の領域に入りしと、此の事に關し面白き口碑あり、其のことは後段天橋立の條に昭和四年七月二十八日橋立新聞第二四四六號の記事を引きて敘する筈なれば、此には省略に従ふ。只本項記する處は村界一部分の交換變更に關する記事なり、由來の順序として先づ智恩寺文書によりて土地交渉の經路を辿らん。

乍恐奉願上口上覺

一二十歩

一三十六歩

一二十四歩

一二十二歩

一六歩

一五十四坪

一八坪

惣ノ五畝二十歩

内三十二歩

残り四畝十八歩

彌 助

善 吉

大松通り文殊様松植場

干し場通り

市 郎 兵 衛

(久) 勘 四 郎

御預ケ被下候松うへ大悦ニ仕候

但し此分私共兩人江
居屋敷ニ御借シ可被下候様ニ奉願上候

但し此分文殊様分私共兩人江

惣ノ五畝二十歩

内三十二歩 文殊様分

残り四畝十八歩

第貳編 第貳章 文

殊

右之通り御借シ可被下候様ニ乍恐奉願上候

寅十二月 日

文 殊

智 恩 寺 様

これ天橋立地先に關する府中村民と交渉の初見にして亞いで翌文化四年土地賃借の關係成立し其の證書の包紙に、

江尻南村借地願書並ニ證文繪圖三通此中ニアリ

永代不可紛失 年貢七斗六升四合五勺

文化四年實應始而改之

但一坪ニ付五合五勺也

と註記し、文化四年、文政八年、天保十二年、弘化四年等累年の證書を包藏せり。左に其の内の一ニを掲

智恩寺文書ノ一、

借川申橋立御境内之事

一百三十八歩

此年貢七斗六升四合五勺

但一步ニ付五合五勺之定

右之通借用仕候處實正明白ニ而御座候、然ル上ハ子々孫々ニ至迄御入用之節ハ何時ニ而茂何角取拂念度御返濟可仕候、九年貢ハ年々前季々々無相違州納可申候爲後證一札如件

文化四年

極月五日

| | | |
|---|---|---|
| 銀 | 助 | 助 |
| 彌 | 助 | 助 |
| 善 | 吉 | 助 |
| 市 | 衛 | 助 |
| 勘 | 衛 | 助 |
| 久 | 郎 | 助 |

江尻村庄屋

喜 平 治 助

組 頭

九 左 衛 門 助

惣 代

新 助 助

智 恩 寺

御 納 所 様

即ち文化三年十二月に初めて天橋立地先きの借用を申込み翌四年に借主六名連署にて江尻村役人の奥印を経て土地百三十八坪を智恩寺より借受け住居としたるを知る。後府中江尻部落民の増殖は住居地の狹隘

第貳編

第貳章 文

殊

六六九

を告げ、十八、九年後の文政八年七月の證書によれば借主十二名にて土地五百十三坪を借用せることとなり、更に十六、七年後の天保十二年十一月の證書は十五名連署にて五百八十八坪を智恩寺より貸與せしを明かにし、尙數年後の弘化四年には文殊の村役人を介して借増を申込みしこと左の文書によりて知らる。

奉願口上覺

一、江尻村鉢共儀追々家數相殖家建仕候場所無御座難澁仕候旨ニ而地續當寺境内橋立之内北之方松之木無御座場所新畑並ニ屋敷地ニ開發仕度旨相望候段門前村申出候ニ付任其意度奉存候然ル上者御上様御用ハ不及申寺入用之節者爲取拂可申候則家建村役人印形取揃證文取置候段何卒右之段御許容被成下候様奉願候 以上

弘化四年

丁未二月

九世渡

智恩寺印

寺 御役所

天橋立の地天下の景勝として遊覽地として將た亦た智恩寺の境内地として清淨を保つのみならず、藩侯の調練場として時々使用せらるゝことあるより、領主の寺社奉行の監督を受けしものにて、同年六月十三日見分あり、丈量の地圖に關係者の氏名を録し、地積坪數を八百三十五坪七分五厘と記す。附屬文書に、

弘化四、六月十三日御見分有り、後當寺改ニ出ル役僧玉田和尚顯孝和尚智德主盟、門前分組頭善兵衛、先組頭新助五郎兵衛立合惣數改御上り筆之入分八百三十五坪七分五厘アリ云々。

と見ゆ、其の後該地へは江尻部落より益々侵入し、明治維新の上地以來天橋立は國有となりて其の地内へは侵入を許されざるも、地先の智恩寺有地及び文殊村有地には陸續として來住するものあり。明治を経て大正に入り住民二十五戸七十四名を算す。之等の居住民は其の本籍を府中村大字江尻に有し現住地には轉籍寄留の手續を取らず全く戸籍法及び寄留法に違犯せるものなるが、本村にては大字文殊現住人として取扱ひ本村住民に編入し、文殊地内に天橋立を隔て、府中地境の一聚落を認めんとす。此の事は府中村としては村組織の基礎たる住民幾十戸を喪ふ譯にて容易ならざる恐慌なれば對策の講究に關し焦燥する處あり。大正十三年時の郡長山本三省氏兩者の紛争を未發に防がんと之が協調に盡瘁し、天橋立地先智恩寺有地千二百十坪を所有者を其のまゝ地籍を府中村大字江尻に移讓し、反對に府中村大字江尻地内の天橋立に尖入する部分三百六十七坪及び同村大字中野民有地三十八坪都合四百五坪を割き本村大字文殊に移讓して天橋立公園地に編入(江尻三百六十七坪の内二百一十一坪は既に公園地なり)すると共に、大字文殊地内にて從來天橋立公園と右府中村に移讓地との中間にある智恩寺有地三百三十四坪、文殊區有地二百三十四坪都合五百六十八坪を天橋立公園に編入せんとするの案を立て双方協調に努む。斯くて山本郡長、落合主席郡書記、大槻本村々長、幾世文殊區長外數名、宮崎府中村長、速石江尻區長、中村中野區長外數名屢々會合隔意なき協議を遂げ圓滿に解決を告げ、其の旨所管廳に上申するや、府は町村制の明文によりて次の諮問を双方村會に發す。村役場文書、

61
29

京都府達第三九一號

與謝郡吉津村會

其ノ村及府中村ノ境界ヲ別記ノ通變更セントス
右其ノ會ノ意見ヲ諮フ來ル九月七日迄ニ答申スヘシ

大正十三年八月三十日

京都府知事 池松時和 印

記

一、與謝郡吉津村大字文珠 (小字甚藏宅六一三番地乃至小字橋立六三九番地ノ四ノ二十八筆引繼目錄同様ニ付省略)

以上同郡府中村大字江尻ニ編入ス

一、與謝郡府中村大字江尻 (小字寄ス三三一番地ノ一乃至同小字三三二番地ノ五迄十五筆同上省略)

一、同 村大字中野 (小字ヨリス九三四番地ノ四乃至同番地ノ八ノ三筆同上省略)

以上同郡吉津村大字文殊ニ編入ス

京都府達第三九二號

與謝郡吉津村會

其ノ村及府中村ノ境界ヲ變更スルモ府中村有財産吉津村有財産及吉津村大字文殊區有財産ハ處分ヲ爲サ、ルモノトス
右其ノ會ノ意見ヲ諮フ來ル九月七日迄ニ答申スヘシ

大正十三年八月三十日

京都府知事 池松時和 印

此に於て兩村は村會を開き諸問案を審議可決して答申し、府は參事會の意見を徴して境界變更を決定し、大正十四年一月一日より實施の旨公布す。茲に於て兩村とも十三年十二月中に處分を終り、翌十四年一月十日双方事務引繼を終る、引繼目錄次の如し。

| 村 | 大字 | 小字 | 地番 | 地目 | 段別 | 地價 | 所有者 |
|-----|----|---------|-----|----|------|-------|-----|
| 吉津村 | 文珠 | 甚藏宅 | 六一三 | 宅地 | 二五〇〇 | 八・二五 | 智恩寺 |
| | | 廣藏宅 | 六一四 | 同 | 三五〇〇 | 一一・五五 | 同 |
| | | 仙右衛門宅 | 六一五 | 同 | 二〇〇〇 | 六・六〇 | 同 |
| | | 勝右衛門宅 | 六一六 | 同 | 一八〇〇 | 六・四八 | 同 |
| | | 勝右衛門宅外側 | 六一七 | 同 | 三二〇〇 | 一一・五二 | 同 |
| | | 半左衛門宅 | 六一八 | 同 | 四三〇〇 | 一五・四八 | 同 |
| | | 松治邸宅 | 六一九 | 同 | 五一〇〇 | 一八・三六 | 同 |
| | | 武八宅 | 六二〇 | 同 | 四五〇〇 | 一六・二〇 | 同 |
| | | 五兵衛宅 | 六二一 | 同 | 四六〇〇 | 一六・五六 | 同 |
| | | 喜六宅 | 六二二 | 同 | 二八〇〇 | 一〇・〇八 | 同 |
| | | 勝右衛門宅 | 六二三 | 同 | 六九〇〇 | 二四・八四 | 同 |
| | | 伊八宅 | 六二四 | 同 | 四五〇〇 | 一六・二〇 | 同 |
| | | 常三郎宅 | 六二五 | 同 | 三〇〇〇 | 一〇・八〇 | 同 |

第貳編

第貳章 文殊

殊

六七三

前記三三一番ノ八地先以南ノ道路共

右の内府中村より本村に入りし部分三百三十六坪は皆公園地に編入し、此の他本村の分も前述の如く智恩寺有地三百三十四坪、文殊區有地二百三十四坪、都合五百六十八坪合計九百〇四坪は公園地に編入し、該地上に住居せる坂谷丈治郎、丸谷誠一の二戸の住民は年内に移轉を終れり。但し此の中二百十一坪は既に公園地に編入されたるものなれば、此の際公園地の増加は六百九十三坪なり。

即ち本村は府中村へ三十九亞六七を與へ、府中村より十三亞三九を得これに十八亞九〇を添へて三十二亞二九と爲し、之を天橋立公園地として國有に無償讓與せるものなり。但し此の内六亞九四は既に明治三十七年公園地に編入せられつゝあれば、此の無償讓與に依る公園地の増加は二十五亞三五とす。

第貳款 社 寺

一、智 恩 寺

智恩寺大字文殊小字天橋立國有地二〇七亞(二町九畝一步)地上にある舊刹にして、山號を天橋山と曰ひ文殊菩薩を本尊として祭るより上下稱して文殊堂と謂ふ。(寫眞第二十七圖參照) 文殊堂所在地一帶即ち文殊一山地を文殊と呼び傲し今の大字名を成せり。此の故に文殊堂と大字文殊とは密接不二の因縁を有し、文殊開發は文殊堂の創創と終始し文殊薩埵の禮讚は天橋立の明眉と纏綿す。天橋山因由記曰、

天橋立因由記

自_三牟尼覺皇之統_ニ御世界_ニ衆機冥_ニ感_ニ神跡_ヲ靈地顯_レ現_ニ聖容_ヲ者、恭_ニ布_シ于_ニ笠_ノ軌_ニ星_ニ列_于支那_ノ夫_レ我朝也
大乘醇淑之域_ニ而雖_モ支_ニ笠_ニ不_レ讓_マ焉。其_レ道_ニ高_ニ超_ニ物_外其_レ德_ニ妙_ニ契_ニ震_中上_ニ自_ニ國_王大臣_ニ下_到匹_夫匹
婦_ニ無_レ不_レ歸_ニ依_ニ頂_ニ禮_ニ就_ニ中_ニ開_ニ關_ニ久_ニ遠_ニ而_レ靈_ニ異_ニ者_ヲ爲_ニ最_ニ尊_ニ矣。丹州與佐郡天橋山者神代開闢、靈蹤、文
殊降應、道場日本、五臺山也。神代、卷曰伊弉諾、尊伊弉册、尊立_ニ於_ニ天_ニ浮_ニ橋_ニ上_ニ。又風土記曰、丹後國
與謝郡長、方有_ニ速_ニ石_ニ里_ニ、里_中有_ニ長_ニ大_ニ崎_ニ長_ニ、二千二百二十九丈廣、九丈是名_ニ天_ニ橋_ニ立_ニ。寺記曰神代此處惡
龍屈蟠無_ニ如_レ之_何。由_レ是_ニ伊_弉諾_尊伊_弉册_尊勸_ニ請_ニ文_殊薩_埵一_說法_ニ教_ニ化_ニ令_ニ其_レ遂_ニ歸_ニ佛_道。教_ニ化_ニ龍_神、
婆_品可_ニ薩_埵浮_ニ所_レ携_ニ之_如意_ヲ於_ニ海_上變_ニ成_ニ島_嶼、形_ニ似_ニ如_レ意_ニ途_ニ程_ニ六_里名_ニ之_天橋_立或_曰如_レ意_ノ島_ト天神
併_按焉。薩_埵浮_ニ所_レ携_ニ之_如意_ヲ於_ニ海_上變_ニ成_ニ島_嶼、形_ニ似_ニ如_レ意_ニ途_ニ程_ニ六_里名_ニ之_天橋_立或_曰如_レ意_ノ島_ト天神
一夜把_ニ天_ニ火_ニ栽_ニ稚_ニ松_ニ數_ニ萬_ニ株_ニ及_レ到_ニ天_ニ明_ニ捨_ニ火_ニ與_レ松_ニ而_レ去_ニ其_レ地_ヲ曰_ニ火_ニ置_ニ里_ニ改_レ曰_ニ薩_埵說_ニ法_ニ於_ニ此_ニ
殆_乎一_千年_故有_ニ千_年浦_之稱_ト授_ニ戒_ニ於_ニ龍_神龍_神獻_ニ珠_ニ以_ニ爲_ニ噫_ニ觀_ニ其_レ珠_ニ化_ニ爲_レ巖_焉今_ニ在_ニ戒_岩
寺_後飛_禽走_獸不_レ敢_ニ過_ニ其_レ上_ニ歌_ニ獅_子之_地曰_ニ獅_子渡_ニ說_ニ經_ニ之_地曰_ニ經_函崎_ニ龍_神受_レ戒_忻
然_レ翻_ニ舞_ニ袖_ニ之_地曰_ニ袖_石浦_ニ臺_石天神_冠冠_ニ與_レ履_ニ之_地曰_ニ冠_島曰_ニ履_島自_ニ佛_法入_ニ日_域以_レ來_四
民_渴仰_ニ薩_埵者_如嬰_兒慕_レ母_而今_所在_ニ文_殊獅_子者_梵天_帝釋_妙刻_也兩_脇士_者毘_首謁_摩所_レ彫_也。
當_山護_法之_神曰_ニ天_橋立_大明_神乃_薩埵_垂迹_之神_靈也、勸_ニ請_ニ大_河大_明神_八大_龍王_而併_祭焉。時_時點_ニ
龍_燈於_ニ松_梢故_有龍_燈松_之稱_ト橋_立之_北有_ニ沙_謁龍_女社_在江_村謂_ニ之_江姬_明神_一日_龍神_出龍_穴在_ニ

61
29

寺南提寶劍匣與佐江意在掃外魔。或時多聞天王雲中出現護衛薩埵其ノ雲結ヲ爲レ殿今ノ薩埵之徳日新日日新。大同聖帝行幸天橋立者亦因靈夢之所感也本朝年代記大凡四民有求則禱、禱則必應。醍醐天皇大喜感應如響。延喜四年龍集甲子四月初四日敕號山天橋稱寺智恩兼賜莊田。別記曰國司保昌修補此寺治承年中小松重盛復加修補。嵩山行狀曰嘉曆年間開勝藍於丹之天橋蓋此時始爲禪居歟。若耶郡縣記曰明德四年五月十八日鹿苑院義滿公及兩御所參詣丹後切戸文殊。又曰應永二年九月十九日義滿公參詣丹後切戸文殊。同十四年五月十七日義滿公參詣丹後切戸文殊。寺記曰一時足利將軍勝定院率諸官員來瞻禮之專祈國家安泰三代一覽應永二十九年下云義滿以來世上無爲洛中靜故義持處々遊覽遊丹天橋蓋此時歟應永以來昌元性俊周應俊中等守之補之。文明壽桃控檀門修頽廢此時已有海上古禪叢之稱。永祿慶長之間覺甫江印二老住之。國司泰勝院松向寺護法志最篤。國司瑞泰院亦尊崇焉。寛永年中適虛席安智院請別源住持。于時此寺衰弊最甚、別源住來以起廢爲己任數禩之間諸堂倍于舊觀。後來稱別源爲中興祖。南宗繼席而住慮其大殿唯傾欹欲改造之憑鳥丸資慶卿奏之。明曆帝賜以黃金憑坊城俊完卿奏之。太上皇上皇亦賜白金。國司淵龍寺勳力助之庶民子來經之營之鳩工於明曆甲午告落於丁酉之春營構壯麗人皆拭目大崎松老絕島篁脩山谿幽邃江浪澄清詩客歌人題詠不少。香燈不懈梵行無虧。祝聖主資賢臣澤及凡民無遺。誠世出佛法之所存而神祇龍王之所護也。暇日自緝古記間附以己所考述之大概後人之觀此文者

知此寺之因由云爾

于皆延寶六年歲次戊午正月念五日

前住妙心賜紫沙門現住當山雪山等宥焚香謹記

斯くの如く其の開闢の悠久にして因由の深遠なる而も其の殆んどは神話として詩趣津々たるものあり。大字文殊の歴史は文殊堂の由緒沿革を稽ふるによりて闡明せらるべき言はゞ智恩寺の隨從と見做すも不可なし、是文殊沿革の章款を全く省きて劈頭まづ智恩寺なる一項目を掲げたる所以なり。

蓋し智恩寺當初密教系統の梵刹なりしも後には五山禪法の影響を受けて顯教の色彩を帯び、世の降ると共に禪林に改まりしものゝ如く、随つて堂塔の構造配置みな密宗に出で、濟家の禪僧伽藍に薰す。今それ等の消長を敘するに際り先づ兆域より筆を起さむ。智恩寺文書曰、

天橋山智恩寺記録

一、當寺者神代開闢之古蹟山號寺號ハ 延喜帝之勅詔、寺號之勅額今ニ堂内ニ掛有之候

一、本尊文殊菩薩像丈一尺五寸 梵天帝釋化現之作

一、兩脇土匳闍王 毘耨羯磨之作

一、大同三年三月 平城天皇當所江御幸

一、足利將軍義滿公三度文殊參詣、勝定院義持公亦參詣

寺領之事

第貳編

第貳章 文

殊

- 一、木高五十石餘
- 内 三十七石七斗五合
- 内 十三石三斗六升五合
- 一、渡守給 田地二段

惣村之内
須津村之内
宮津之内

右宮津御城主御代々御寄附證文有之候、先年宮津兩度御公領ニ相成節茂先規之通寺領無相違被下置候則江府 御役人衆中之御文書
數通所持仕候

- 一、寺領之百姓四十軒計門前ニ住居仕候
- 一、宮津御城主細川家並京極家及江府御代官衆之御制札秘在仕候

境内之事

- 一、當寺之内自鷄塚至江尻村迄三十六町、山林東西廿九町自鷄塚至輪之崎南北七八町或四五町
- 右從往古御救免地ニ御座候

と、即ち南宮津鍛冶町界より北天橋立を経て江尻まで西は輪の塙須津境まで現今の大字文殊地域は鷄塚以南を除くの外悉く智恩寺の一山地にて、寺記の所謂「寺領の百姓四十軒計門前に住居」せるを率ゐて丹後國主も治外法権地なる智恩寺王國を成して比隣を睥睨したりしものなれば、智恩寺の盛衰は直ちに文殊聚落の興廢に關聯せしは勿論にて、文殊部落消長の沿革は擧げて智恩寺法燈の明暗に附隨すといふも過言にあらず、抑も今の字文殊全地域が往昔前記の如く天橋山の山内地なれば其の住民は當然山内百姓たるべく、其の一聚落を門前と謂ひ、門前村とも言ひたれば住民は常に門前百姓と稱せられたり。右文書の所謂御城主御制札なるものは、(寫眞参照)

禁制

文殊堂

- 一山林竹木伐採事
- 一橋立於裏向放鐵炮事
- 一於佛前賣馬事
- 右條々於相背輩者可成敗者也如件

天正十一
十一月七日

越中守(花押)

禁制

文殊堂

- 一山林竹木伐採事
- 一橋立於裏向放鐵炮事
- 一於佛前賣馬事
- 右條々於相背輩者可成敗者也如件

慶長五
十二月廿五日

生 双(花押)

是によりて天橋立は勿論鷄塚より輪野塙まで智恩寺文殊堂の一山地なりしを推定し得べし。此の山内住民即ち門前百姓の内、特に智恩寺との縁故深きものは、

第貳編 第貳章 文殊

614
29

門前茶屋にて此の所謂門前茶屋も江戸初期以前は定まりたる茶店ありしにあらすして、甲乙時に應じて露店を開くに過ぎざりしも、延寶八年以來晝間のみの出茶屋を認め、元祿三年以來晝夜定住して掛茶屋を營むを許す。所謂四軒茶屋とは吉野庄兵衛、松浪庄三郎、幾世平兵衛、山崎庄八の四軒にて其の起原に關し智恩寺に當時の證書及び其の他の文書あり。次に一二を列示す曰、

指上ケ申一筆之事

一、我々共四軒組合何事に而も御寺へ申上可然儀は御注進可仕候若隱置自然御開被成候はゞ我々共越度に可被仰付候並自御寺之被仰付何言も如在仕間敷候事

一、近年門前へ八木一斗ツ、毎年出し申候此度御吟味被成門前へは八木不出以良之段被仰開有難奉存候敷地を御借し被成候印に八木一軒より納糲三升ツ、節季に御寺へ指上可申候 若又敷地御用之節は何時に不寄返上可仕事

一、御寺山に而薪柴一切伐り取申間敷右之外先年を被仰付候段相背申間敷候右之趣相背候は、如何様共曲事に可被仰付候爲其證文如件

元祿三庚午年

五月廿三日

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 茶 | 屋 | 庄 | 兵 | 衛 |
| 同 | | 庄 | 三 | 郎 |
| 同 | | 平 | 兵 | 衛 |
| 同 | | 庄 | 八 | 郎 |

智恩寺

御 所 様

當時既に四軒組合と云へり。同寺完道和尚が寶曆九巳年六月調製の公用案牘明和四年丁亥年の條に、

門前茶屋之因由

一、善五郎 先祖次郎兵衛と申者門前村百姓次郎左衛門を分れ申候到今五代相續

一、新八 先祖庄三郎門前村百姓又右衛門分れ只今五代目

一、勘七 宮津白柏町當寺檀那清水屋八兵衛と申者之祖父勘七と申者引越來り茶屋相務惣領源助江茶屋相續爲致只今之勘七三代目ニ候々第八兵衛を宮津江出し清水屋相續爲致只今川向町ニ住居仕候然は右清水屋同家ニ御座候事

一、久七 祖父作平と申者門前村百姓次郎左衛門弟に而元祿之頃幼少當寺に奉公仕居申者故當寺を申付茶屋爲相務申候只今三代目

目

右茶屋之儀延寶年中以前は定り候儀無御座候、門前村之者或ハ町在之者望に任せ其當分々に茶店出させ置申候、延寶八年相改候而水茶屋之間數相定假りに家作り仕商賣爲致波止場も此時初而築出し申候然し此時は晝之内斗り茶店出し夜には門前江引取申候、元祿三年を彼等願に任せ晝夜共住宅申付少々宛地子米寺納申候、彼等先祖門前村百姓共之分れニ御座候故於門前茶屋數等ハ無之事に御座候 以上

亥八月

更に寛政の蘭溪和尚代の記録には、

口上之覺

當寺山門前之茶屋者拙者門前水吞百姓ニ而往古ハ門前村々日々出茶屋ニ仕候處居宅方間遠ニ而不勝手ニ付、只今之場所ニ家作り仕度由元祿年中ニ願出候、其時ニ住持被申候者山門前ニ柄居爲致候而者後々ハ作物等致ス様ニ相成候而參詣所見苦敷相成由申聞ケ許容不

第貳編 第貳章 文

殊

六八三

61
29

仕候、其時茶屋之者願候趣者我等不及申到子孫候も茶屋に而諸作等件間敷候間何卒居宅之儀許容いたし吳候様ニ願ひ候故、其時之住持了簡ニ而若後日ニさわり有之時は何時に而も借屋敷取上ケ可申段證文爲致取置、只今之居茶屋許容仕儀に御座候、然ルに近年來拙寺へ何之届ケ不仕作物等自由ニ仕候段不届ニ存候、尤舊冬申渡候旨ハ茶屋計ニ而渡世難相成作物等助勢にいたし度候は、門前村へ引取り前々之通り日々出茶屋に可致旨申渡し候、茶屋者共申候者背寺法候段我等落度ニ御座候何分宥免いたし吳候様願候ニ付右爲過料錢五貫文宛取置申候處相違無御座候 以上

寛政七乙卯

二月十二日

九世戸

智 恩 寺

寺社御役所

と見えたり。當時山門前西側に四軒茶屋と東側海岸に渡守ありしものゝ外、此の邊一帶は勿論現今の鐵道線路以北には人家は一戸もあらざりしものにて、前掲文書を綜合して按ずれば、智恩寺との關係もおのづから判明し得べし。維新後寺領廢止せらるゝや此れ等の土地は或は村有地なりとし或は甲乙の名義人を設けて其の土地を免れ地券の交付を受けて私有地と爲し、御恩地と稱す御恩地に關し次の文書あり。

書入證一札之支

一宅地四百六十八番地

一同 四百六十九番地

一同 四百七十番

一同 四百七十一番

一同 四百七十二番

一同 四百七十三番

右之券證今般御改ニ付銘々居宅地御村方御盡力被下候ニ付此度地券證落手仕候段難有仕合ニ奉存候、此地所御恩地之事件取下之趣意米トシテ米三斗ニ升宛相立向後ニ至リ若シ該宅地賣却仕度候者有之候節ハ御村方江願出御差圖之上賣買可仕候若シ萬一心得違致シ他村江賣却仕度旨申出候節ハ當人之地券證村方へ御引上ニ相成候テモ聊違亂申間敷爲後日之差入書依テ如件

明治十七年十二月 日

同

村

山崎作平 ㊦

幾世勘七 ㊦

織田彦兵衛 ㊦

吉野定五郎 ㊦

村 役 人
御 中

即ち土地は純然たる智恩寺の土地なるも村役人の斡旋によりて上地を免れ、名義人を設けて所有權を得たるを知るべく、門前四軒茶屋地券面の名義人なるも其の所有權の發生は買得にあらず、勞役の開墾にあらず、無償によりて名義を得たるものなれば法定租稅公課の外に、地子米を寺に納入し恩地米を村に納付するの慣例となり、此の慣例は今尙繼續せり。

門前茶屋に於て文殊名物として賽客を遇する智慧餅は其の由來極めて古く、今邊に起原を知悉し難きも

第貳編 第貳章 文 殊

六八五

其の起原は四軒茶屋そのものよりも更に何程かの昔なりしを察すべく、與謝郡誌に依れば、

智恵の餅、古刹切戸文殊堂の名物なり、嘉暦年間堂前に一老婆の餅を賣るものあり、深く文殊菩薩を崇敬せしが常に餅を兒童に與へて其嬉戯するを喜べり。一童子の最も老婆に親しむもの天性伶俐にして應待よく長者を凌ぐあり、偶々京都大徳寺の僧大燈國師來り見て其の聰明に驚く。老婆曰く是れ智恵佛文殊菩薩の靈夢によりて製したる餅を喫せしが爲めなりと、爾來この兒童を智恵童子と呼び、この餅を智恵の餅と稱し、今尙ほ觀光の男女之れを購ふて家土産とするを常とす。

また天橋立案内には、

智恵の餅、凡そ六百年前嘉暦年中のこゝ、門前に茶店を營む老婆があつて深く文殊菩薩に歸依し、靈夢の感應に由つて餅の製法を授かり、其の餅を兒童に與えて喜戯するのを樂んだ。一童子の最も老婆に親しむもの、天性伶俐にして應接よく長者を凌ぐものがあり、偶々京師大徳寺の大燈國師が文殊に參拜し、見て其の聰明に驚く。即ち老婆故を語るや國師童子を伴ふて去り練磨研鑽幾年を経て智徳兼備具満し、歸つて文殊堂に蕭し德行大に顯る。爾來此の靈感の餅を智恵の餅と名つけて賓客に頒つたもの、代々四軒茶屋が承はつて今日に及んでゐる。

と、眞偽いま断すべからざるも往昔門前に山茶草花を鬻ぎしもの、賓客の嗜好に投すべく餅を吞きて榻に並ぶる自然の趨勢ならざるを得ず。鎌倉末より足利期を通じて此の種の露店を門前に張るもの、時と共に盛衰消長ありしもの、如く、斯くて江戸時代初期に入りて所謂四軒茶屋の基礎漸やく定まらんとして假小屋若くは半永久的建物を設けて掛茶屋を營み、其の元祿時代に降るや時勢の要求に應じて煮賣飲食店を兼ねるに至り、永久的建築を行ひて常住したるものなるべし。江戸中期より末期にかけて文殊名物は智恵餅の外に才覺田樂と思案酒とあり、尾州吉田重房が享和二年六月十五日田樂を肴に思案酒を吞みしこと其の筑紫

紀行に見えたり。當時四軒茶屋みな山門前の西側に北を前にして並ぶ明治初年勘七先づ前面海岸に座敷を建てたるを別館の嚆矢とし、掛茶屋兼營の煮賣店は漸次料亭と變じ、明治二十一年定五郎また海岸に座敷を設け彦兵衛作平相ひ亞で倣ふ。此の頃まで倭少なる納家ありて濱小屋と呼び維新の交には單に薪木其の他雜具の置場に過ぎざりしも後には餅を蒸し或は春き倭屋燻りて煤煙滿ち實際不體裁極まるものなりき。三十三年茶作まづ住宅を三層に改築せしを一轉機として多層建築競ふて起り明治晩年には三階の建築海岸に櫛比す。但し現今旗亭旅宿臺を並ぶると雖も智恵餅は依然四軒茶屋に限られ、吉野定五郎の松影樓、織田彦兵衛の松吟樓(元松濱庄三郎老輔の襲營)幾世勘七の對橋樓、山崎作平の千歳樓の外は春かず、四軒茶屋いまは舊來の住宅を製餅部に前面海岸の別館を旗亭に猶ほそれに食堂を附屬し、また驛前に支店を構ふ。

維新前に於ける此邊一帶には四軒茶屋及び渡守の外は住家なく、安政四年二月二十三日文殊大火に鑑み村内中央住家一軒を其の防火線として間引くに際し山崎助藏其の選に當り、住宅地を文殊村より提供し移轉に對する幾多の便宜援助を供與して始めて濱戸の智恩寺賽道會合點に移住したりしもの之を鈍淵以北移住の權輿とす。明治六年門閥土地屋五郎兵衛即ち智慧五郎と呼ばれたる文殊五郎兵衛始めて茶屋前海岸に移住し出入船舶の船貨仲介、回漕運輸を營む。爾來四軒茶屋より分家するもの、舊の門前村より移住するもの續々として踵を接し、殊に大正七年内水戸航路敷地の交換に依る築地の出來と共に宅地漸く多きを加へ石間某宮津町より來りて潮湯を營み宏莊なる旅館を起し更に小天橋に別館を經營するに至りて舊觀全く

611
29

一變し、大正晩年商品館の建築、昭和四年名産館の出現、五年天橋物産館の開店によりて現今の盛觀を呈するに至れり。

松吟樓、對橋樓間新道路通じ廻旋開閉の小天橋を架し小天橋公園を経て更に大天橋を渡り天橋立公園に到る。廻旋橋西詰南側に方形石燈籠立つ。舊との着船場に當時の燈明臺たりしものなり、花崗石造臺三重敷一米七、總高四米。銘曰、

照海夜白

天保十五甲辰年正月廿五日

施主 大阪 大加屋藤兵衛

世話人 宮津

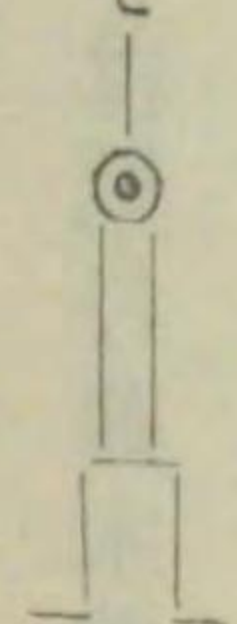
寶萊屋儀八

酒見屋彌兵衛

この着船場を埋立てたるは大正八年にして道路を通じ橋梁を架設せしは同十二年のことなり。

橋詰の少西山門の横の渚汀に、

輪燈籠

あり。筑紫紀行に前記天橋立の條引ける如く「大門の前は濱邊の舟附にて一〇」如斯形の石燈籠立ち、正月と六月の二十四日に龍燈を奉ると云ふ」とあり、又藤原成繁の天橋遊草「門前、地形如、獨站、有、茶肆、左右皆歩、側、有、石燈、導者曰、每歲正六月念四點、燈稱之、龍燈」と載するも

の即ち此の輪燈籠にて龍宮より正月六月に燈明を奉るといへるものなり。往古よりあり來りしものは大正七年八月風波に倒潰し、翌八年改造したるも昭和二年三月烈震に倒れて復た破壊せしを翌々四年改築す。

臺方二米、輪徑一米二、竿長一米、總高二米八。銘、

昭和四月七月

門前茶屋四軒

古材は智恩寺境内に搬びてあり夫れには「大正八年十月五日吉野定五郎、幾世勘七、織田彦兵衛、石工藤田光太郎」の刻銘あり。扱て是より、

智恩寺を敘説せんとするに際り、先づ外觀より始めて其の輪廓を得んとす京都府社寺課藏寺院明細帳曰、

京都府管下丹後國與謝郡文殊村字九世渡

臨濟宗妙心寺派中本寺

智恩寺

一本

尊

文殊菩薩 兩脇立 善財童子 優闍王

一由

緒

當寺ハ神代開闢ノ古跡延喜四年甲子勅シテ天橋山智恩寺ノ號ヲ賜ヒ且ツ文殊會料トシテ莊田ヲモ賜フ。其後四百年ヲ經テ嘉曆年中嵩山禪師住持ス、是レ禪刹ノ始メ也。夫レヨリ三百年餘間住僧不詳、寛永年中國守高廣公別源禪師ヲ招ジテ住持中興セシム。寛延年中 桃園院帝勅シテ心燈妙照禪師ノ諡號ヲ賜フ、是ヨリ洛ノ妙心寺ニ屬ス。元寺領五十石餘、文殊堂ノ四柱ヲ俗ニ神ノ御建立ト云、堂宇修造ノ來歴ハ當國ノ大守藤原保昌修造シ、治承年中小松重盛公修理シ天正年中細川幽齋公修理シ玉フト云。明曆年中改造ノ節 禁裏御所並ニ仙洞御

616
29

所ヨリ修理料ヲ下賜フ。傳奏ノ文書今ニ秘在ス。其後寶曆年中修覆ノ節モ亦同ク然リ其時ノ繪旨モ今ニ在リ。文殊尊像ハ梵天帝釋化人ノ作ナリ、兩脇立ハ毘首竭磨ノ妙刻ナリ。往昔 延喜帝ヨリ所賜ノ寺號勅額今ニ堂上ニ燦然タリ、明和年中山門再建立ノ節ニモ亦 禁裏御所ヨリ黄金被爲下賜故ニ閣上ニ黄金閣ノ三大字九條攝政尙真公筆ノ額面ヲ掛在ス。次ニ方丈創立年代不詳寛永年中改造シ又天保年中ニ再建ス、本尊阿彌陀如來ハ元國守本莊家ノ護持佛ヲ當寺ヘ寄附スト云。

- 一本 堂 梁行九間桁行十間
- 一方 丈 梁行九間桁行十三間
- 一庫 裡 梁行七間半桁行十間半
- 一經 藏 梁行二間桁行二間
- 一禪 堂 梁行四間桁行六間
- 一書 院 梁行二間桁行五間
- 一鐘 樓 梁行二間桁行二間
- 一土 藏 梁行二間桁行二間
- 一土 藏 梁行二間桁行二間
- 一山 門 梁行四間桁行五間
- 一中 門 梁行一間桁行一間半
- 一寮 舍 梁行二間桁行三間
- 一浴 室 梁行二間桁行三間
- 一玄 關 梁行一間桁行二間

一境內坪數並地種 梁行一間半桁行四間
六千二百八十坪 官有地第四種

多寶塔

中央大日如來

由緒 明應年中當國府中城主延永修理進建立ト云

建物 梁行三間桁行三間

鎮守堂

本尊 辨財尊天

由緒 創立年代不詳尊天ハ足利義持公ノ護持佛ト云

建物 梁行一間桁行一間半

無相堂

本尊 地藏菩薩

由緒 創立不詳寛永年中木村氏無相上座建立スト云

建物 梁行三間桁行四間

一境外所有地 (省略)

一檀徒人員 三百二員

一管轄廳迄 距離里數三十一里二十五町

以上

第貳編 第貳章 文 殊

616
29

智恩寺住職

明治十七年五月 日

文殊曹滴

檀徒總代

山本助右衛門

吉田又左衛門

山崎勘左衛門

右村戸長

山川超造

尙古書類に顯はれたる智恩寺の概觀に關しては從來之を敘したるもの鮮少ならずと雖就中具原益軒の天橋記及び小林玄章の丹哥府志要を得たり。前者天橋記曰、

天橋山智恩寺、延喜四年甲子 勅して山號寺號を賜ふ、そのち四百餘年をへて嘉曆年中嵩山禪師住持す、是禪利の始也、夫より寛永まで三百餘年住侶詳ならず、纔に十が二三を記たり、寛永年中主京極高廣別源禪師を請して住持せしむ、是より洛の妙心寺に屬す、寺領五十石餘文殊堂巽向明曆年中改造、禁裡より修理料を賜ふ、傳奏の御書寺に有、文殊は梵天帝釋化人となり作る所の瑞像なり脇士は毘首羯磨の作、堂内に延喜の勅額あり、内陣の四柱を俗に神の建立といふ、其西の柱を俗に鈍血柱といふ、昔僧鈍根を悲み懇禱す、大士夢に寶劍を呑しむ、覺て血を吐て柱を繕にす、僧は乾峯曇禪師なり、方丈を同居窟といふ、鐘樓門を曉雲閣といふ、無相堂本尊地藏定朝の作、經藏標月指といふ、山門に海上禪叢といふ。多寶塔昔當國府中の城主延永修理進といふ者、除病を祈りて建明應年中也、觀音堂、本光院、衆寮、浴室、庫裏、寢室、庫藏まで備はれり、總門兩方に石地藏あり、西の方當國三重大江越中守といふ者造る一千體の内等身の像なり、應永廿四年也、東の方は日州大守沙彌祐長といふ者造る永享四年なり、本堂の

左に和泉式部の塔あり、式部保昌に於して當國にくかりし専金葉集の歌の前書にあり、鐘盤かねばん也、昔當國興法寺といふ伽藍に有し鐘船なり、内に銘あり正應三年造る所也、章魚の香爐形の似たるに依つて云、是孔雀香爐也、甚古し、歸口俗歸の歸口と云銘あり至治二年壬戌十月十六日海州首陽山藥師寺云々唐物にて珍器なり。

と載せ、丹哥府志には、

文殊茶屋

文殊堂山門の前西の方に茶屋軒を並ぶ、是を文殊の茶店といふ、名物三品一は思案酒、一は才覺でんがく、一は智惠の餅なり。

五臺山智恩寺 臨濟宗寺領五十石塔頭五院末寺廿ヶ寺

寺記曰五臺山智恩禪寺は其始を詳にせず、抑も山を五臺と號し寺を智恩と稱するは延喜皇帝より始る、文殊堂に掛けたる智恩寺扁額は則皇帝の宸筆なり、是を以延喜皇帝を中興の開基と稱す、文殊堂の聯曰天一地一忍德尊創久志渡基前三後三延喜帝賜智恩寺額、蓋是其大概を揭示すなり、是より後殆一百年を経て藤原保昌本邦の刺史なる是時再び伽藍を重修せり、保昌の後殆二百年小松重盛又伽藍を重修す。其後將軍足利義持公親ら文殊堂に參詣して白銀若干を賜ふ蓋し重修の爲めなり、是時其一族一色氏本邦の刺史なり、一色の次に細川侯、細川侯の次に京極侯是より代々伽藍を重修して今に至る、蓋し享保明曆寛政以上三度は時の重修には、今上皇帝より黄金を賜ふ傳奏の書今に存す、是山門の黄金閣と稱する所以なりといふ、之の正面に佛殿あり所謂文殊堂是なり。本尊文殊菩薩は帝釋化人の作なり、額智恩寺の三字は延喜皇帝の賜ふ所なり、一の額に五臺山といふは隱元禪師の筆なり、堂の内に掛たる聯は前に所謂天一地一前三後三なり、又一の聯に天橋架起五臺山龍女獻珠擁護、神代降臨七佛祖獅王舉足嘯叫とあり、化僧無染之を書す、佛殿の後に法堂あり三法堂の東に方丈あり方丈の次に食堂あり、食堂の次に衆寮あり、衆寮の前に鐘樓門あり曉雲閣といふ、曉雲閣の左に東司あり、東司の次に禪堂あり、次に久昌庵、次に本光庵次壽量庵次に寂定門、額の文字は悦山の筆なり、次に觀音堂以上佛殿の東に連り山門の前に至る、佛殿の西に無相堂次に塔寶次に鐵盤、鐵盤の大サ六尺四方内に銘あり今僅かに正應三年の四字をよむ俗に鬼の飯椀といふ、泉を引て毎に溢る其水の清き實に掬するに堪へたり、鐵盤の次に經藏あり額に標月指の三字を題す即非の筆、

610
29

經藏の次に三重の塔あり明應三年府中城主延永修理進是を建つ、以上佛殿の西に連り山門に至る。佛殿正面に石燈籠一對京極侯之を建つ其前に又石燈籠一對蓋是れ喬松院殿の建る所なり、石燈籠の前に松樹道を挾て左右に各二株、松樹より山門に至るすでに三十間餘、山門の額に海上禪叢の四字あり園大納言の書する所なり、樓上に十六羅漢を安置す、其正面の額に黃金閣の三字を題す、九條尙實公の書なり、是より以前は未國開先の四字額に題してありよ未國開先は國未開先の心なり、文字の顛倒却て古代を想するに足る、山門の前東の方に下馬札あり凡境内鶏塚より北江尻村に至る凡三十六町西穴憂の里に至る廿九町、毎年六月廿五日は文殊の會式なり其前夜は出船として通夜參詣の人あり、其往來の人々互に惡口を語る前々の習なり。

宮津府志、丹後一覽集、丹後名所案内其他載する處多少の異同あり、智恩寺の草創は今詳にし得ざれども恐らく平安朝以前の勸請に係りしものなるは疑ひなかるべし。境域は前述の如く二〇七亞東は切戸文殊水道に沿ひ南は門前茶屋、西は夕日浦の一部なる一念淵千歳浦に沿ひ、北は内海に沿ひ見樗鼻に突出し一葦帶水を隔て、橋立明神社頭の鳥居に對す。元天橋立の先端なりしもの此の見樗と明神間切斷して環海の島となりしこと諸書に見えたるも、其の地文的論説は後に項を更めて敘することゝすべし。次に、

寺 領 智恩寺領は元何人の附與したるものなりやまた其の領高場所等不明に屬するも、長祿三年筆錄の丹後國諸庄園郷保總田數帳與謝郡の部に、

一、石河庄百三十四町五段三百三十歩内

一町三十六歩

九世戸御免

一、稻富保二十五町七十二歩内

四段

九世戸

一、九世戸二町三十六歩

一、大佛寺一町

寺 領 九世戸御免

あり、四ヶ所を集めて四町四段七十六歩即ち四三八亞を見たり、此の内石河庄なる一町三十六歩及び大佛寺なる一町都合二町三十六歩は御免地即ち免稅地にて所得全部智恩寺に收入すべき分、九世戸二町三十六歩及び稻富保四段は普通有租地にて所有者が智恩寺なりし分なり。即ち全四町四段餘の所有地中半數は免租地半ば有租地なりしなるべし、其の場所に就ては九世戸は鶏塚以西輪の埒乃至天橋立江尻界まで即ち今の大字文殊の殆んど全部なるべく稻富保は今の大字須津の一部にて今に文殊田あり、石河庄は石川村にて奥山口に文殊田あり、大佛寺とは何れの町村なりや今所傳を逸す。而して其の所得量に就ては五十石と云ひ六十石ともいふ。同寺所藏江戸時代の領主累代の奉書大部分五十石と載せ慶長十三年京極高知黒印一枚六十石とあり、孰れを是とすべきや明かならざるも右四町四段の田地假りに段米一斛四斗の收米としても六十石あり、恐らく固は六十石位ありしも戰國兵亂の爲に蠶食または横領せられしにはあらざるか、今保存する奉書は天正八年九月細川藤孝忠興父子連判のものを最古とす。以下順次列擧すること次の如し。

當山儀爲無双灵境上本寺相國

法住寺事外祖三上歸依之由緒

在之候間不混自餘御寺領等如先々

申付候已今所屬可被勵興隆事

第貳編 第貳章 文

殊

610
29

肝要候 恐惶謹言

天正八

九月廿五日

長岡兵部

藤

孝(花押)

同與一郎

忠

興(花押)

天橋山

智恩寺

役者御中

爲一之濟志目倍日灵供米十二石進獻候條無懈怠可被備之奉頼存候 恐々頓首

沼田藤右衛門

吉

□(花押)

九月廿二日

智恩寺

納所禪師

府中之内木戸前ニ而八斗成田一段也之寄進候者也仍如件

天正八

九月廿五日

府中源七郎

秀

(花押)

九世戸智恩寺

參

(花押)

智恩寺文殊分

一町五段

石河

四段

須津

二段

渡守給宮津

以 上

天正十年八月十一日

當山儀爲無双灵境間爲寺領

如先々五十石申付候全所務

可取勵興隆事肝要候 恐惶謹言

慶長六

五月晦日

羽柴修理大夫

生

双(花押)

天橋山

智恩寺

役者御中

第貳編 第貳章 文

殊

九世戸文殊分

一三十七石四斗三升

一十三石

合五十石

一二段

以 上

慶長六年

霜月十六日

黑印

智 恩 寺

(寫真第十六圖參照)

文殊領如先規六十石餘並

山林竹木共令寄進畢全可

有御知行仍如件

慶長十三

十月十三日

智 恩 寺

文殊領如先規高五十石別錄在

申付畢全可有祈務者也

延寶四年

十一月朔日

永井信濃守

尙 長(花押)

天 橋 山

智 恩 寺

文殊領高五十石別錄在事如先規

令寄附之畢全可有寺納者也

元 祿 二

五月十一日

阿部對馬守

正 盛(花押)

天 橋 山

智 恩 寺

文殊領高五十石事如先規令寄附

之訖寺納不可有相違者也

正 德 三 巳

五月六日

奥平大膳大夫

昌 春(花押)

第貳編 第貳章 文

殊

六九九

611
29

丹後吉津村誌

天橋山

智恩寺

文殊領高五十石任先規之例
寄附之條宜有寺納者也
享保三戌年

九月朔日

青山大膳亮

幸 侶(花押)

天橋山

智恩寺

文殊領高五十石任先規之例
寄附之條宜有寺納者也

富之助殿判物追而被相渡候迄某共連判差出置候

寶曆九己卯年

九月十五日

沼野源左衛門

(花押)

河瀬勘助

(花押)

有本助左衛門

天橋山

智恩寺

以下本莊家大隅守資尹、因幡守資承、伯耆守宗允、伯耆守宗發、伯耆守宗秀、同彈正忠宗武等奕世附與の折紙を藏す。宮津藩神社免除高取調帳、

一高五十石
智恩寺

此譯

三十七石七斗五合

三町九段八畝歩

十三石三斗六升八合

一町一段二畝十二歩

是ハ京極丹後守様智恩寺ニ須津村ニ於御寄附高五十石之内相渡シ候處先年ハ宮津御支配所御高外ニ成有之元祿十二己卯年奥平大膳太夫様御領知之節文殊境内ニテ改出被成候得共免狀之内江書加ヘ智恩寺江收納申付之

但シ兩村高合五十一石七升三合ニ相成差引一石七升三合過ニ相成候得共前々如斯御座候

明治維新の政變によりて之等の寺領は總て上地となり前編田制及び税制の條に敘したる如く明治四年二月寺領廢止の達示あり、寺領五十石之内同寺所有地即ち普通有租地の分は地券を交付せられ、免租地の分は悉く官沒となし適宜代償を評定して拂下げらる、蓋し智恩寺の爲めには實際致命的痛手を負ひしものに

610
29

て、當時一般排佛棄釋の世潮と呼應して諸堂の頽廢また修復に違あらざらしめたり。

寺格は古來乘輿御免の寺と稱し年賀其他に登城の節に大手門を籠乘輿のまゝ通過し得べき特權を有し、大項寺、智源寺、智恩寺、觀音寺、國清寺これを乘輿五ヶ寺といひ賜謁は獨禮にて當寺は其の第三番目なりと御頂分寺社集覽、

乘輿之五箇寺御禮席書上

一、當寺末格之儀ハ第三番目ニ御座候、御年禮等登城之節ハ切手門之内迄乘輿仕候、海棠之間ニテ横三疊ヲ置御目見仕壹束壹本獻上仕候事。

九世 戸 智 恩 寺

一、御着城之節ハ蜜柑献上仕候尤モ使僧兩人御城鶴之間迄持參及披露候事。

一、殿様文殊御參詣之節ハ敬客之僧壹人山門迄御出迎ニ罷出内陣江御案内申上直ニ方丈御成之間江御通シ申上仕候御挨拶申上其上ニ而御餅菓子御茶差上、御歸之節ハ住持支關迄罷出、敬客之僧山門外迄御見送申上候、但シ是ハ江戸御順檢御參詣之節格式ニ諸事仕候事。

一、御代參之節ハ敬客之僧罷出文殊堂内陣江御案内申上、方丈座敷江御通し住持御挨拶申上其上ニ而茶菓子持出御歸之節ハ住持支關迄御送り申候其外諸事見合仕候事。

領主の賜謁は獨禮即ち單獨拜謁を許さるゝの殊遇を有し、席次の如きも同書國清寺の條に「御在城之節御年頭登城御禮之儀ハ海棠ノ間ニテ横三疊目ヲ置キ御目見仕」云々と爲し宮津日記上卷には、

二年(正徳)八月四日國清寺、智恩寺、觀音寺、大項寺、成就院、本妙寺、經王寺、妙照寺、佛性寺 以上

社家獨禮分宮島谷出雲、一ノ宮海部美濃高野民部少輔、外宮、内宮藤ノ間、惣禮ハ其ノ次

| | |
|-----|------|
| 松ノ間 | 藤ノ間 |
| 殿 | 海棠ノ間 |

町奉行 寺院惣禮ノ
 郡奉行 時ハ殿様ハ
 大目付 海棠ノ間ニ
 御座ナサル

町年寄六人
 大庄屋十二人
 糸屋惣左衛門
 久寶寺屋
 九郎左衛門
 湊屋長右衛門

即ち大手口より登城下城乘輿御免にて獨禮第三番目に拜謁の特典ありき。

山門 二層の樓門智恩寺の正面に建てられたる之を黄金閣といふ、蓋し智恩寺修復の際皇室より黄金を下賜せられたるに起因す。其の濫觴何れの御代なりしや知り難きも明暦年中本堂改築の際後西院天皇並びに後光明院上皇より黄金を賜り、寶曆改修の際また後櫻町院天皇黄金を櫻町院上皇白銀を下賜あらせられしことは寺藏奉書に依りて明かなり。今の山門は寶曆十四(六月十九日)年の建築にて前例により後櫻町天皇及び櫻町上皇より黄金並に白銀を下賜あらせられ、明和五年六月攝政左大臣九條尙實公「黄金閣」の三字を書して扁額とす。此の扁額に關し同寺完道和尚の手記せる文書あり。曰、

山門額ノ一件

明和五子三月妙心寺實相院ヨリ唯シ實相院和尚ハ九條殿御裏御殿江内達御裏ハ尾州御裏ヨリ次第ニ九條左大臣殿江奏セラレ候處外尾州御家中ノ産也

第貳編 第貳章 文 殊

々江ハ絶筆同然ニ斷リ申候得共天橋立之山門之額ニ候ハ、名跡ノ義故可認遣被仰出役人衆ヨリモ文殊江寄進ノ心ニ而取持可申由ニ候、然所去年六月ヨリ九條家御息中ニ付御延引當六月御息明ニ而六月四日 黄金閣 之額字御染筆被成下早速實相院ヨリ丹後江通達有之候得共拙僧折節病氣ニ付延引漸ク七月二日發足同五日京着候 拙僧未タ上京不致内ニ御出入之義御沙汰有之拙子上京以後早速被仰出當十三日表御殿江罷出御禮申上候

此度掛リ合表役人

諸太夫 芝大藏權少輔殿
御用人 山村求馬殿

右兩役人中江於御殿對談御禮一場相濟候、御兩人被申候ハ追而御目見可有之由被談候故則拙子ヨリモ何卒宜敷御沙汰被下候様ニ願置候即日諸太夫中六ヶ處御禮ニ相廻リ候

一、同十七日御用人山村求馬ヨリ指紙到來別紙ノ通十九日御目見被仰出候ニ付參殿可仕由申來リ候依之十八日右御請ノ挨拶ニ御殿江罷越候

同十九日午刻參殿 御對顔一場無滞相務申候尤御目見前菓茶出申候入念之御菓子也 即日又々諸太夫中相廻リ候
右今日迄ノ次第ニ候貴僧等覺悟ノ爲荒増書付遣候也

七月廿日

右九條家御出入等之儀於當地御屋敷天野幸右衛門殿江早速御届申上候、尤御出入之儀十二日晚急ニ被殿仰出十三日午刻參御禮申候故直ニ御屋敷天野氏江御届ケ申候也、同御目見ノ儀最初疾ト相知れ不申又ハ何日頃ト申儀モ無之候處十八日朝十七日ノ御指紙來リ候而十九日御目見仕候是又急ニ被仰出候儀故其地地江御届ケ申間モ無之右之仕合ニ御座候故今日何角一所ニ御届書上候間早々御披露可有之候 尤右之越御役所江も演舌可被致候拙僧早ク歸國申度候へ共於此地額ノ細工申付候故八月上旬迄逗留申候尤額出來ノ上ニ而九條様へ又々掛御目候答ニ候然故不得止當月中ハ在京可致候

一鳥丸家へも此度九條家ノ一件此間御届ケ申候處昨日右申書殿ヨリ御使者被下廿二日廿三日兩日ノ内ニ鳥丸殿對面可被成候間參殿致シ候様申來候

右之通日々多用殊暑之節別而迷惑申事ニ候今日モ右之次第逐一本江山届ケノ儀等甚取込早々亂筆

七月廿日

完 道

智思寺

留守居中

尙々此書付拙子歸る迄反古ニ被成間敷候記録ニ留置度儀共有之候

郷士誌曰、

山門 (黄金閣ト稱ス)

本尊 中央 釋迦牟尼如來 木座像高二尺 作者不詳

兩脇立 左脇 善財童子 右脇 須達長者

十六羅漢 木座像 高二尺 作者不詳

建物 東西五間半 南北四間 瓦葺

創立年月詳ナラズ明和四丁亥ノ年當寺住職八世完道再興ス、其際モ禁裏御所ヨリ黄金ヲ賜ハル、此故ヲ以テ世ニ黄金閣ト稱ス、二層樓ヨリ成リ樓上ニ「黄金閣」ノ扁額 (竪三尺五寸 横二尺二寸) ナ掲ク、是レ攝政九條尙實公ノ筆ナリ、下層ニモ額アリ「海上禪叢」ト書ス閣大納言ノ墨跡ナリ、因ニ云フ再興ノ節ニ本尊及ビ尊者ニ修飾ヲ加ヘタリト云フ。

寺に貞享二年三月五世雪山山門修理の棟札を藏す左の如し。

第貳編 第貳章 文 殊

七〇五

61
29

夫當寺之山門者中興開山別源調大和尚建立三世古堂和尚龕蓋予住山之日葺理及時至若大殿間近燦盤土故曳之外面二丈餘疊土二尺五寸四方築石以垣且葺理了也 石垣伊禰村衆寄附

大日本國山陰道丹後州九世戸天橋山智恩禪寺山門修理棟札

| | | | | | | |
|---------------|-----|-----|-----|------|------|------|
| 真享二乙丑歲三月十六日 | 寺內徒 | 永首座 | 全知客 | 大工 | 太右衛門 | 忠兵衛 |
| 中興五代住持雪山等有謹誌焉 | 寬藏司 | 開副寺 | 密侍者 | 葺工 | 太兵衛 | 伊左衛門 |
| | 眞上座 | 快書記 | 祝沙彌 | 助工 | 仁兵衛 | 藤兵衛 |
| | | 淳典座 | 寂沙彌 | 新左衛門 | 左衛門 | 左治兵衛 |
| | | | 眞上座 | 太兵衛 | 長次郎 | |

般土如別記

入母屋瓦葺二層建梁九米 桁七米 建坪六十三平方米及び左右兩脇に九平方米の建物を附屬す。階上釋迦如來及び十六羅漢を安置せり。(寫眞第三十三圖參照) 其の概要左の如し。

一、本尊木彫金塗玉眼釋迦如來座像丈八十糎

一、脇土木彫玉眼彩色善財童子立像丈六十二糎

一、同 上 須達長者立像丈同 上

別に札あり黒書して曰、

| | | | |
|----|---|-----|---------|
| 本尊 | 脇 | 施主 | 當國 |
| 士 | | 須津村 | 小谷 紋右衛門 |
| | | | 和田 九兵衛 |
| | | | 小谷 治左衛門 |

また十六羅漢も孰れも總高八十糎、各々別に札あり曰、

願主 森本村彌平治母

第一資度羅尊者

智恩寺に斷食參籠して此の札の裏に墨書をなせるあり曰、

天保十四年三月廿五日ヨリ同四月朔日迄テ雲州禪堪首座ト普完ト法華懺悔滿願成就後來メ爲ニ志ス四月二日駿州普完

第二迦諾也伐尊者 岩瀧 寺島 勘六 蒲田 惣八

第三諾迦跋釐駄尊者 米屋 佐平次 米屋 長次郎

第四蘇頌陀尊者 施主 座頭 仲間中

第五諾矩羅尊者 施主 宮津白柏町某中

第六跋陀羅尊者 弓木村 山田屋平助

裏 三重屋久五郎

日ヶ谷村天長寺檀中

沙門哲英敬願文曰

祈レ專 乘ニ此大願力ニ生々世々常、值ニ善友ニ常聞ニ

第貳編 第貳章 文 殊

610
29

奉 正法、生如来之家、修菩薩行、此力他界無所
參 不至、六道四生無物、不度上與諸佛等、圓滿
籠 慈悲喜捨之道、下與衆生、共成成就常樂我等之

德一 雜時 文久第二 五月七日ヨリ十五日ニ至テ圓滿

第七伽理迦尊者

施主 某 中

第八伐闍羅弗多羅尊者

尾關彌右衛門
須津村 外ニ佛供料銀五十匁入

第九戌縛遮尊者

石田村山添徳左衛門

第十半陀迦尊者

木津上野村 大工治郎平

第十一那迦犀那尊者

宵田町魚屋惣七
施主但馬出石 本町米屋六兵衛

第十二羅喉羅尊者

伊 福 山田屋理三郎

裏

前丹之産人禪持哲英沙門

安政第六癸未二月二日同九日迄之因縁也

第十三因迦陀尊者

宮津魚屋町某 外ニ佛供料金二百匁入

第十四伐那期尊者

岩瀧村千賀惣兵衛室

爲雪上妙相信女菩提

第十五阿氏多尊者

施主 三重村 松村 伊右衛門

第十六注茶半託迦尊者

宮津女中講

佛體何れも木彫玉眼極彩色優麗なり。

門前下馬札あり幅三十五糎高四十糎、槩某駒形青銅鑄造。

下 乗 を浮出す。寺藏文書、

覺

一下馬札之儀 天正十一年十一月七日細川越中守様々蒙御許容造立仕候、其後延寶六戊午歲只今之通り唐金札ニ仕候右御尋ニ付申上

候

文政五年二月廿一日

智 恩 寺

文殊堂 之を廣義に見ては智恩寺全體を總稱し、狹義に見ては智恩寺本堂の一建造物に名附けらる。茲には後者本堂に就てのことを謂はんとす。堂は四柱式堂棟造り檜皮葺にて全く密教系統に屬する建造物なり。梁十八米、桁二十米、建坪三亞六〇、建築年月詳かならず、江戸時代に降りては明曆年中修復に方り後西院の禁裏御所及び仙洞御所なる後光明院上皇より黄金を下賜あらせられ、寶曆明和の重修にまた禁裏より黄金を、仙洞なる櫻町院上皇より白銀を賜り、更に寛政八年重修に光格天皇の禁裏より黄金を賜はりしことは寺藏の繪旨によりて知らる。

第貳編 第貳章 文 殊

文殊堂修復山門再建之事

達

天聽 候處則修復料 被

下之候條早可有頂戴候

者也 不宣

九月廿五日

花押

丹後智恩寺

南宗 和尚

禪 室

烏丸中納言

繪旨年曆記載なきも此の繪旨は南宗和尚が明曆三年九月二十五日後西院天皇の禁裏に伺候して、天顔に咫尺し奉り即日下賜せられたるものなること寺藏文書によりて知られ、又次の文書を附屬す。

今般 從

禁裏御所

御寄附之黄金二枚無相違相渡候 以上

九月廿五日

烏丸中納言内

牧大藏少輔

正 (花押)

荒木因幡守

榮 (花押)

丹後智恩寺

南宗 和尚

禪 室

同時に仙洞御所に伺候して後光明院上皇に拜謁し同じく修復料として黄金を下賜せらる。亞で寶曆十三年完道和尚が、後櫻町天皇の禁裏御所に伺候して前例により黄金二枚を賜はる。其の繪旨

(寫眞参照)

文殊堂修復山門再建之事達

天聽 候處則修復料 被

下之候條早可有頂戴候

者也 不宣

七月八日

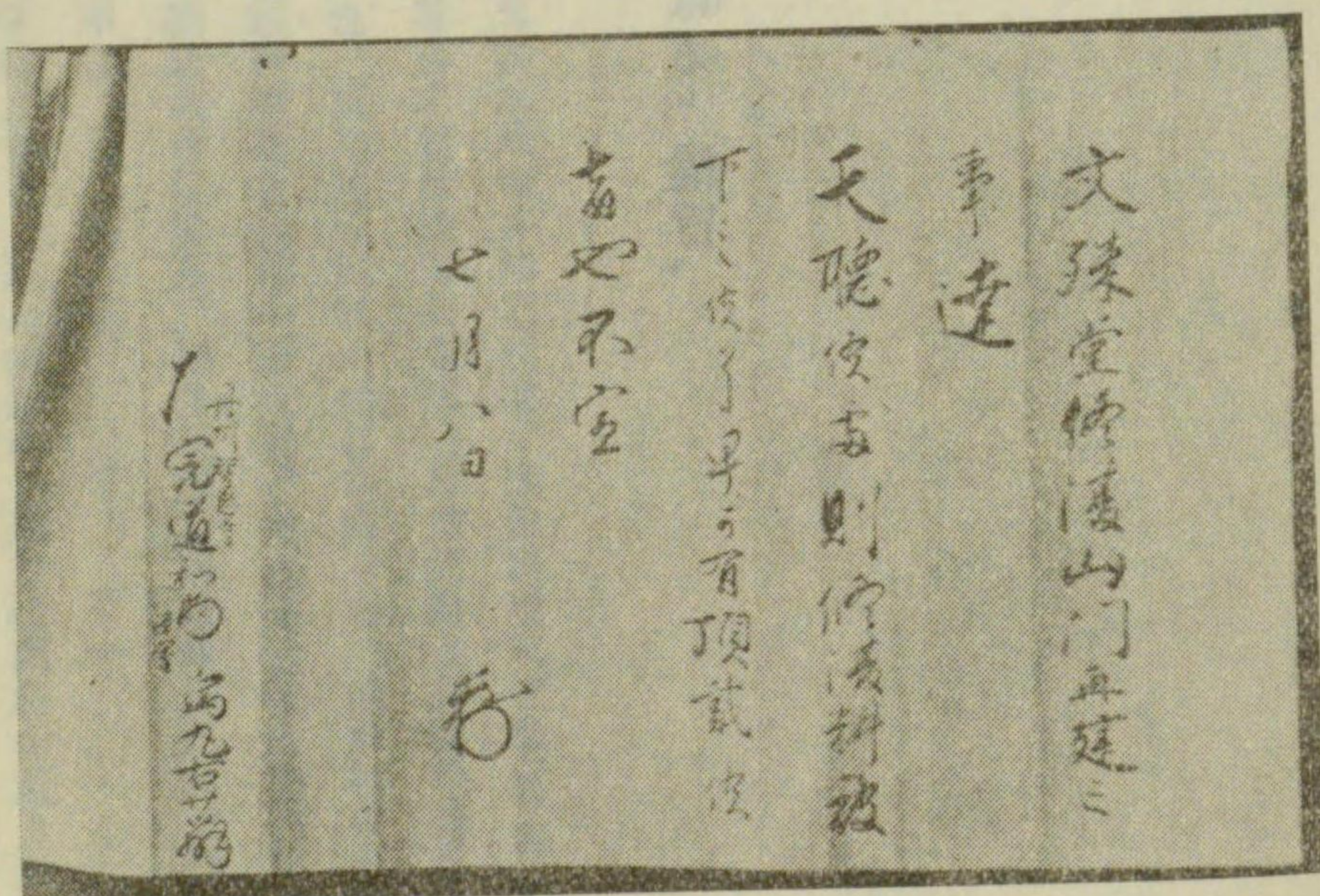
丹後智恩寺

完道 和尚

禪 室

花押

烏丸右少辨



今般

御寄附有之候黄金二枚無相違相渡候 以上

七月八日

烏丸右少辨殿内

牧 監 物(花押)

荒木大舍人助(花押)

丹後智恩寺

完道 和尚

禪 室

亞で寛政八年二月蘭溪和尚が光格天皇の禁裏に咫尺し黄金を賜はる。繪旨、

文殊堂修復山門再建之事達

天聽 候處則修復料 被

下 之候條早可有頂戴候

者也不宣

二月十一日

丹後智恩寺

蘭溪 和尚

禪 室

烏丸大納言 (花押)

附屬折紙、

黄金貳枚

右從

禁裏御所御寄附金相成候也

二月十一日

牧 監 物

正 當(花押)

荒木能登守

榮 生(花押)

智恩寺

蘭溪 和尚

案 下

これより曩き享保年修復を行ひしことありて棟札を藏す、次の如し。

皇基鞏固 帝道遐昌 佛日增輝 法輪常轉

本朝特稱五臺山者丹後州天橋山也、州屬山陰道而地勢向北、蓋北印度有文殊堂、支那五臺山亦屹立州北、文殊出現支竺桑共在于北

方、憑茲論之則其爲稱呼其有以哉吾山謂地之開闢則憂鑿于神代謂寺之草創則 延喜之朝勅賜山號寺號、其爲禪刹也嘉曆年間嵩山住

此爾以來到寛永二百餘禩記主名者十之二三、謂其宗派則濫觴於別源流傳於今六代也、謂其建立則國司保昌嘗修本寺、治承年中小松重

盛亦添修焉、文明壽桃募化興頽別源以來住茲山者廢而無不修理焉、明曆年間智南宗奏朝廷化檀樾一新大殿、國主高國善之勤力現今所

在也、唯其中央之四柱不革故者俗傳爲神所造也、厥木堅緻如漆如石固千載遠古之制造最可信者也、四柱之間高構版牀三尺許、升階牀

上設須彌座戶外垂帳而内安置薩埵像莊嚴殊絶、然余意其未全備而希願造寶龜思而不果。

同循彌年享保戊春使化主某等懷疏入洛而稟之公廳、則市令山口安房守諏訪肥後守爲之首肯、乃走街衢而日和貴賤門行化數月而得若

610
29

丹後吉津村誌

千、余尙慮其費用不足而募之鄉里士庶及遐邇、道俗來詣大士者則傾心喜捨如水止坎回命大匠富田河內制作之龍又命富田某等數人而新作須彌座、且補神造柱朽腐之處如其新成龍及須彌座命漆工某等布之漆之塗以黃金、龍大不盈十尺而制度規畫準之宮殿、結構玉椽架虛寶鐸鳴風鬼神負棟師子集楹蟠龍宛轉而承楣靈龕飛舞而當門雲騰浪湧而知神龍歎出海底而捧在於虛空觀者靡不歡喜尊重矣、己亥頁實始庶子冬落成若是非薩埵功德周遍沙界焉得如此乎庶幾龍天擁衛檀信歸崇萬世永不朽而同壽於天地矣故記工作精巧及化主勤勞以胎後來生信心者云爾

丹後吉津村誌

七一四

于昔享保六星經辛丑孟陬念五日 住持比丘禪宗謹記團圓

家老

小出彌左衛門

朝日奈藤兵衛

堀尾丹下

鈴木兵左衛門

貴田玄蕃

天橋山塔頭

本光院

久昌院

末山

海隣寺 物先坐元

興勝寺 惠龍

化主

松源寺 義徽化主

萬松寺 昭隱

香林寺 惠蘭

海福寺 祖溪

江西寺 惠承

玉田寺 禪貌

顯孝寺 祖谷

高原寺 崇俊

化主 養福寺 性活

赴洛 戒岩寺 祖信

慈光寺 祖直

寶泉寺 義直

赴洛 禪海寺 了義

慈眼寺 祖慶

天長寺 祖鶴

智德寺 智本

福壽院 祖什

萬松末

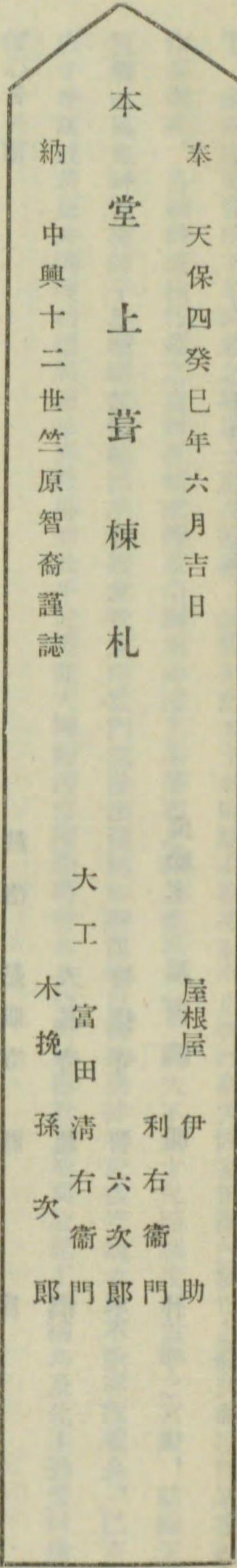
堂内に天保葺替の札あり曰、

第貳編 第貳章 文

殊

七一五

610
29



奉 天保四癸巳年六月吉日

本 堂 上 葺 棟 札

納 中興十二世竺原智喬謹誌

屋根屋

伊右衛門助

大工 富田

利右衛門

木挽 清

六次

孫次

清右衛門

孫次

孫次

孫次

龕前青銅大香爐を置く「文殊堂」の三字を浮出す。銘曰、

施主 龜島 龜井 重右衛門

同 嘉右衛門

同 治郎兵衛

大吊燈籠を吊す。

奉納 天橋山

文政三年庚辰六月

世話人 宮津

大黒屋嘉右衛門

同 勘 助

同 清 六

執次 大阪 島屋忠兵衛

(以下省略)

郷土誌曰、

文殊堂

本尊 中央 文殊菩薩 木座像 高一尺七寸 梵天帝釋化現ノ作

兩脇立 左脇 善財童子 木立像 高二尺 毘須竭摩ノ作

右脇 優闍王 木立像 高二尺 毘須竭摩ノ作

建物、東西十間、南北九間棟葺

創立年月詳ナラズ、大同三年平城天皇ノ勅願ニ依リ再建セラレ、其後正暦長徳ノ頃丹後守藤原保昌修營セリ、治承年中小松重盛公又之レテ修補シ、天正年中細川幽齋公又修理ヲ加フ、降ツテ明暦年中改造ノ時ニ當リ禁裏御所並ニ仙洞御所ヨリ黄金ヲ賜ハリ其傳奏ノ御文書今ニ秘藏セラレ、爾後寶曆年中修理ノ際モ禁裏御所ヨリ黄金ヲ賜ヒ仙洞御所ヨリハ白銀ヲ賜ハル其時ノ御繪旨モ現ニ寶藏セラレ、内陣四本ノ柱ニ由緒アリ俗ニ神立ノ柱ト稱シ最初造營ノ時ニ建テラレタルモノニシテ、爾後幾度カ造營修補セラレ、モ之ヲ改メタルコトナシト云フ、蓋外方ノ材ト大ニ其時代ヲ異ニスルヲ見レバ或ハ眞ニ近キガ如シ、堂ノ正面ニ掲ゲタル「五臺山」ノ大字額ハ黄檗隱元禪師ノ筆ニシテ左右ノ聯ニ「天橋架起五臺山龍女献珠擁護」「神代降臨七佛祖獅王舉足嘯叫」トアルハ僧無染元ノ墨跡ナリ、又内陣佛龕ノ上ニハ畏クモ醍醐帝ノ御染筆ニナル寺號「智恩寺」ノ三字ヲ表ハシタル勅額ヲ奉掲シ、左右兩側ニ「天一地一忍穂尊創久志渡基」「前三後三延喜帝賜智恩寺額」ノ聯ヲ垂ル。

寺傳延喜九年六月二十五日御下賜に係る醍醐天皇の勅額、黄檗山隱元禪師の扁額、淨善無染の天一地一及び天橋が起の聯など皆そのまゝあり。堂内大小繪馬を掲げ殊に多きは獻句集の扁額にて寛政庚申八月四季、文化三年六月玄化堂甫石許三河内社中、文政五年正月繁樹庵社中、同八年宮津俳社、天保八年九月同、安政六年五月奇戸集、明治三庚午句集、二十五年句集二、三十一年八月宮津共吟社、三十八年四月同、四十二年十月同、大正十五年上有路孝子追善句集、昭和三年十一月日置積翠社大典奉祝句集等其の

610
29

他種々あり。繪畫には寛政六年山口素絢の關羽、文化丁卯森周齊の張雲、明治二十六年九月筆山根文龍の和唐内其の他書畫多し。

本尊 木彫文殊師利菩薩座像丈五十糎獅子座上段置後光頂上迄總高一米七十八糎（寫真第二十八圖参照）

脇士 善財童子木彫立像丈六十糎

同 優闍王木彫立像丈六十糎獅子の鎖を採る

寺傳梵天帝釋化現の作と云ひ毘須羯磨の作と云ふ、要は作者不明なるも平安初期の作なること疑ひなかるべく江戸初期寛文中臺座及び後背に修保を加へたること記銘にあり。曰、

此臺座後光寄進之願主攝津國大阪住人

泉屋 吉兵衛阿母寶泉院

于時寛文四甲辰歲三月廿五日

前住妙心現住當山南宗叟元智諱焉

鑑査狀

第二八〇二號

京都府與謝郡吉津村

智恩寺

善財童子像

傳

脇士 丈二尺

一文殊菩薩像

傳 毘須羯磨作

木中尊丈一尺七寸

三體

優闍王像

脇士 丈二尺一寸

右優等ニシテ美術上ノ模範トナルベキモノト認定ス

明治二十六年五月二十八日

臨時全國寶物取調局臨時鑑査掛 山名 貫義 團

臨時全國寶物取調局臨時鑑査掛正七位 八 木 雕 團

臨時全國寶物取調局書記兼鑑査掛 川崎 千虎 團

臨時全國寶物取調局掛正七位 岡倉 覺 三 團

臨時全國寶物取調委員從四位勳四等 川田 剛 團

臨時全國寶物取調委員長正三位勳二等 九鬼 隆一 團

明治三十五年四月内務省告示第十號を以て國寶に編入せられたり。斯くて昭和二年三月七日烈震の爲めに損傷し修理費三百四十三圓四十九錢國費全額補助によりて同年十二月修理を畢れり。其の座裏に附したる修理銅版、

奉修理木造文殊菩薩脇士優闍王三軀

昭和二年十二月依古社寺保存法修理竣功畢 智恩寺

同裏

智恩寺 住職 淺野 銀州

工事監督美術院主事 新納忠之介

工事主任 明 珍 恒 男

第貳編 第貳章 文 殊

本尊の靈驗に關し天橋山因由記に感應の一款を設けて靈驗感應の例數項を擧げたり。

感應

就于此山至心持念者極多、間有靈驗、每人秘而不語、是故不傳于世、今探事之昭昭者數件、以記于左。
△乾峰士曇和尚、嗣南山雲禪師、諡廣智國師、行脚時、詣于薩埵尊前、誓曰、伏冀惡薩埵、加被力、成就大道、利濟天人、願望若成、乞示靈驗、期以七日晝夜、相禱、期滿之夜、夢薩埵賜寶劍一枚、吞之、覺後喉中如吞物、然少頃、噴血、柱。爾來英才駿發、學道速成、後人指其柱、謂之乾峰、鈍血柱。聞之、先輩予考、曇乾峰、行狀云、國師名士曇、少雲乾峰、其號也、筑前博多郡人、母初無子、禱之三年、夢文殊菩薩持劍、擬其胸、覺即有孕、生子弘安乙酉八年、然則氏因薩埵之感、産之、宜哉、乾峰來而禱焉。

△啞五郎、不知何許人、寺僧收鞠之、以其啞、呼啞五郎、命爲火客、啞五郎每日洒掃無有惰容、修正之間、始爲應諾之聲、衆以爲怪、及到滿散、言語無異常人、時人言之、薩埵冥助、天正年中事也。

△辨一名、不知何許人、目瞽、身寡、亦無怙恃、一日入寺、令寫扶桑國名、加以白紙一枚、置之薩埵尊前、心中發誓、伏冀依薩埵力、知生活處、所告之國、即往住之。若得白紙、投身海底、乃自取之、適得薩摩、即日假裝、遠赴薩摩、途過安國寺、安國寺憐之、引之、左右爲鞠、報焉。由是福緣成就、百事稱心云。

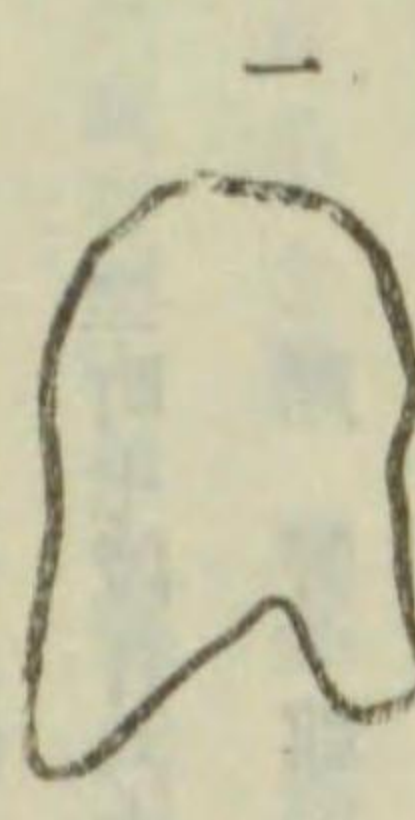
この他延永修理進の靈夢の感應、本堂及び久昌院の盜難事件の夢現は夫れ、多寶塔の條、壽昌院の條、久昌院の條に擧げられたれば省略に従ひ、尙丹後物狂謠に見ゆる岩井某の靈驗あるも、別款身投石の條に採録することゝしたれば茲に掲げず。更に國寶として特別保護建造物に、
多寶塔 あり。天橋記に前出の如く「昔當國府中の城主延永修理進といふ者除病を祈りて建つ明應年中也」と載するものこれなり。後寛永十九年中興開山別源和尚修補、延寶四年五世雪山和尚修補す、該塔のことは郷士誌に、

多寶塔

本尊大日如來 木座像 高二尺五寸 作者不詳
建物 東西三間 南北三間 樽葺二重ノ塔
古雅ナル二重ノ塔ニシテ特別保護建造物ニ編入セラル、土御門天皇明應年中府中ノ城主延永修理進ガ除病ヲ祈リテ建テタル所ナリト云フ、因ニ云フ府中江尻村ノ慈光寺ハ古ヘハ中村ニアリテ延永家ノ菩提寺ナリト、修理進ハ一色ノ旗下ナリ。

延永氏は一色氏五家の重臣の一にして府中に館し累代丹後守護一色家の代官を勤めて守護代たり、延永家の所領に就ては國寶田數帳載する處、

加佐郡



一、郷百六十七町七段内
一段百七十五歩

領家 延永左京亮

一、大川庄十六町九段二百七十歩内
六町五段百八十歩

延永左京亮

一、志樂庄二百町九段百八十歩内
二十二町二段二百三十八歩

延永左京亮

與謝郡

一、拜師郷七町四段二百五十六歩内

第貳編 第貳章 文

殊

610
29

- 一、宮津庄百五十五町三百二十二歩内
 - 一町二段九十歩
 - 延永左京亮
- 七町五段二百八十九歩
 - 公文分 延永左京亮
- 二町五段七十四歩
 - 漆原名 同 人
- 竹野郡
 - 一、吉澤保三十八町二段百八十歩内
 - 二町七段百六十歩
 - 延永左京亮
 - 熊野郡
 - 一、川上本庄百七町九段百九十歩内
 - 五十町二段二百八十四歩
 - 延永左京亮

以上五郡八ヶ所に互り大部の領地を有せり。其の加佐郡の一部紙損の爲に文字の抜けたる處ありて段歩を直接に知り難しと雖も間接に知るを得べく、即ち某郷百六十七町七段の地を分領すること領家の延永左京亮と與保呂の小倉筑後守と地頭の小野寺と三名にて、小野寺三十一町六段百二歩、小倉筑後守二十七町九段八十三歩なれば残り百八町一段百七十五歩が延永氏の領ならざるべからず。帳に見ゆるは一段百七十五歩なれば結局紙損脱落の文字は百八町の三字なるを推定し得べし。斯くして右八ヶ所を合計するときは二百一町三段百五十歩となり、段收假りに前示文殊領に準じ一斛四斗と見るも二千八百有餘石あれば丹後に於ける大勢力家なりしは推察し得らるべし。其の延永氏の多寶塔を建つる因縁に就き天橋山因由記の載する處次の如し。

本國府中、城主延永修理、進回雲有時罹于疾病、令大聖院智海、就于文殊堂、一七日絶食不言、竭誠持念、蓋禱除疾也。修理心中誓約得薩埵冥助、我疾癒、則建立多寶塔、以報佛恩矣。期滿之夜海夢明長良醫來、俟之、果然療之、未幾其病遂癒、建立多寶塔於天橋山、以償初志、明應九年三月、日資初七月、十九日立柱、十九日立柱、十九日立柱。

敷方六米二層にして下に大日如來を祭り脇に不動明王及び彌勒菩薩を安置す。上層東隅の柱の内側に左の記事あり。

塔婆造立明應九年申三月吉日テウノ初ナリ、同ハシラタテ七月十九日ナリ
同シンハシラ十月十九日ナリ

大日如來 南無大師遍照金剛 回雲敬白
安海 印海 舜海 祐智 祐圓 上海 圓海 圓海 圓秀 慶福 賢性 妙意 公義 盛海 貞盛 良智 福圓
音金藝 慶藝 妙道 養昌 阿彌陀佛 利佛房 妙阿彌 昌道 淨德 道性 圓通 慶龍 信賢 妙永
六親眷屬七世父母法界衆生平等利益

尙寛永修補、延寶修補、大正修理の棟札あり。次の如し。

61
29

天橋山智恩禪寺寶塔第一重之修補者
 爲銛岳宗岷禪定門菩提也願依此善力速出三界二十五
 有苦報疾證覺地五十二位樂果者□矣
 夫施主者當國與佐郡石川住人鞭吉田次右衛門尉爲亡慈
 父其孝至矣盡矣

于時寬永十九龍□□□□
 花園末枝別源宗調謹□□
 久立珍□□

寶塔下層修補

延寶四丙辰年仲秋吉祥日
 花園末葉現住當山雪山等宥誌焉

當寺大工 中三郎
 同助工 作兵衛

奉修理多寶塔

現任大隱誌

| | | | |
|-------------|------------|--------------|------------|
| 皇風永扇 帝道假昌 | 願主 政 府 | 村 長 山本繁三 | 檀徒惣代 幾世藤吉 |
| 佛日增輝 法輪常轉 | 施主 吉村伊助 | 檀徒惣代 小倉安治 | 同 吉田納吉 |
| 京都府知事 馬淵銳太郎 | 同 吉野定五郎 | 同 山崎久六 | 同 織田彦兵衛 |
| 同 技術師 天沼俊一 | 同 山本九右衛門 | 同 大工富澤鹿造 | 同 手傳 村田富一郎 |
| | 同 技術師 熊吉 | 同 主任技師 大浦德太郎 | 同 手傳 吉田仙藏 |
| | 同 技術師 吉川孝次 | | |

裏

多寶塔ハ明應年間府中ノ城主延永修理進ノ寄進シ玉フ所ニシテ爾後慶安年間石川ノ住鞭治右衛門氏上層ノ屋根ヲ修補ス、延寶年間當
 山雪山禪師更ニ下層ヲ修補セリ以來二百餘年、明治ノ新政ニ會スルヤ廢藩置縣ト共ニ廢佛毀釋ノ聲盛ニシテ、寺院ヲ神社ニ改ムルモ
 ノ僧侶ノ神官トナル實ニ多シ、本塔モ寺祿奉還ト共ニ維持保存ノ途ヲ失ヒ、先師眞乘禪師維新ノ時變ニ當リ勵精努力幸ニ寺門ノ面目
 ヲ維持ス、然レトモ本塔ノ大破願ミルニ暇ナシ爲ニ風雨ノ侵ス所ニ任ス、而カモ其漏朽ヲ恐レ屋根替ヲ爲ス明治年度二回ニ及フモ腐
 朽ハ遂ニ姑息ノ策ヲ許サス、幸ニ其建造ノ優秀ニシテ年代ノ深遠ナルニ因リ遂ニ聖世ノ恩澤ヲ受ケ明治三十七年特別保護建造物ニ編
 入セラル、茲ニ政府ニ請願シ其認許ヲ得五千七百餘金ヲ下賜セラル、ノ榮ニ會シ、加フルニ大椗那峯山町吉村伊助氏更ニ二千七百金
 ヲ寄進セラル、此恩惠ニ因リ大正七年十二月起工シ同八年八月遂ニ工ヲ全フス、右古社寺保存法ニ則リ幾多ノ新材料ヲ用ユルモ其調
 和ヲ圖リ古色ヲ塗シ一日新舊修造ノ痕跡ヲ認メ易カラス、將來幾十百世後更ニ改修ノ期ニ達セン、是ガ發願ヲ爲シ是ガ土木ニ預ルモ
 ノ齊シク其責任ヲ將來ニ負フ者ナリ、曩ニ設計ヲ京都府廳ニ委任シテヨリ幾多ノ往復文書圖面寫眞等全部關係書類ハ別ニ寶篋ニ秘藏
 ス、茲ニ修理願末ノ一端ヲ錄シ並セテ關係諸氏ノ名ヲ連ネ永遠ニ殘スモノナリ。

即ち梁十九米、桁二十五米五、建坪四亞八六にて寺中の大建造なり。中興開山別源和尚寛永十七年六月に建造されたるもの天保年中十二世竺原和尚代再建せるもの今の堂舎なり。寛永棟札、

扶桑國丹陽州與謝郡宮津庄天橋山智恩禪寺方丈住持妙心一座別源叟宗調爲千萬世創建焉者也

| | | | |
|--------------------|-------|-------------------|----------------------------|
| 家老 | 作事奉行 | 大野平助 | 于茲有宮津住若狹屋猪左衛門尉昌家 |
| 大檀那 | 淺井因幡守 | 梶川德左衛門尉 | 曰人寅西盡精志不尋常故方丈終 |
| 京極丹後守源朝臣高政公 | 着刀檀越 | 山田安兵衛尉 | 成就畢矣 |
| 中川小右衛門尉 | 藤村吉太夫 | 本村清順 | |
| 寺僧 | 要首座 | 棟梁大工中尾清左衛門尉藤原朝臣宗次 | 當寺大工尾關長左衛門尉藤原朝臣宗續 諸大工市左衛門尉 |
| 智首座 | 休首座 | 典座 | 眞藏主 |
| 與兵衛 | 清兵衛 | 吉兵衛 | 清三郎 |
| 善十郎 | 太左衛門 | 久治郎 | 長十郎 |
| 久五郎 | 久 | 六 | |
| 源四郎 | 忠三郎 | 庄助 | 小市郎 |
| 小平次 | 久太夫 | 甚三郎 | 五郎右衛門 |
| 九郎七 | | | |
| 猪助 | 久藏 | 治郎吉 | 當寺檜皮細田新左衛門尉藤原朝臣宗忠 |
| 同善太郎 | | | |
| 于時寛永十七龍集庚辰曆孟夏初八莫書焉 | | | 至祝萬々歳 |

天保改築の棟札見當らず。次に庫裏これたまた郷土誌、

建物 東西七間 南北十間半 瓦葺
創立年月日不詳、安永年間再建立ヌト云又一本ニ寛政年中ニ當寺九世雄嶽改建立トアリ

背記

丹後州九世戸智恩寺方丈
施主 若狹屋利右衛門
爲菩提寄進

天橋住山雪山誌

寺藏の棟札によれば後説の寛政十一年の改築に係るを知る。曰、

夫原當山庫司慶安五壬午歳南宗大禪師造營之至于今寛政十戊午歳星霜已歷一百四十八年而柱石將頽顛也
於是先住雄嶽禪師雖發再建志募化末山諸檀越斧斤資始其功未半而順世矣假住師磐首座繼其志派中之
諸老和尚及諸位禪師相共勤力了畢其功云爾 白銀壹貫日資助 須津村住大槻安次郎
大小檀那增福增壽 普請 金陵和尚 造營 文山和尚 扶助 豐嵯峨關地藏寺令徒微笑首座
皇風永扇帝道遐昌 執事 妙堂和尚 奉行 三道和尚 海隣寺隱居遠巖證和尚

奉再建庫司一字天長地久維時寛政十一龍次己未八月二十二日 假住兼副司正法寺現住師磐首座

| | | | | | | |
|----------|-----------|---------|---------|---------|---------|------|
| 佛日增輝法輪常轉 | 玉田寺金陵和尚 | 福壽院玉海和尚 | 慈眼寺祖圓首座 | 寶泉寺古泉首座 | 香林寺禪苗藏司 | 寺增 |
| 現前一衆修行有慶 | 末 萬松寺瑞芳和尚 | 江西寺文山和尚 | 高原寺惠住首座 | 養福寺禪逸首座 | 顯孝寺楚鞋藏司 | 正哲藏司 |
| | 山 天長寺妙堂和尚 | 戒岩寺三道和尚 | 海隣寺智芳首座 | 興勝寺禪匡藏司 | 松源寺看主 | 東鶴藏司 |
| | 禪海寺西州和尚 | 智德寺祖亨首座 | 海福寺玄利首座 | 慈光寺玄沙藏司 | 肝煎須津村住 | 禪才沙彌 |
| | | | | | 笠井源左衛門 | 祖豪沙彌 |
| | | | | | | 禪魯道春 |

61
29

に佛體が彫刻されて居る、臺石に彫刻されて居るものは、一般に織部形の燈籠に多いやうで「好古類纂」も大阪にあるといふ利休奴、長暗堂など同圖ばかり掲げてあるが、其等寶臺院のものとを比較して見るに、何れも相異して居る。智恩寺で發見された石燈籠に就ては、津田青楓氏と同伴した西村熊太郎氏の談として「豊臣より徳川の初期にかけて、細川幽齋と並び稱せられた大名好事家に古田織部正と云ふのがあり同氏の創意になる燈籠を織部形と云つて珍重されたものであつたが、その恰好は上半部は普通の春日燈籠と何ら變る所無く特色は脚柱にありて亞字形の柱脚は一見團子を串さしにせし如くである。之れが切支丹の十字架の象徴たることは、考古家の意見の一致する所で團子に當る部分に萬字に擬したる紋章も矢張十字を隠したるもの其の下部に地藏菩薩と見せかけたる女形は實はサンタ・マリヤで邪宗法度後の切支丹信者は此の燈籠に蠟燭を點じ秘密に禮拜して居たものである。紋章の裏面に横に三本の線があるのは三位一體を表したもので云ひ免れる方便とも察せられる云々」と同地の新聞に掲げられてあつた。永濱氏より惠與された拓本に依つて見ると、人物の形状は、女神サンタ・マリヤを象徴したものと云よりも、男性聖人の像と見られ寶臺院のものと同んど同一である。宮津町金屋谷國清寺のものは、山門の内側六地藏堂前に、左右二基相對して建つてゐるさうであるが拓本で見れば、やはり同形のものである。云々。

樓門、文殊堂に並びて建てられ寺の出入に充てらる同書、

樓門

建物 東西二間 南北一間半 榑葺

樓上ニ曉雲閣ノ額ヲ掲グ、曉雲閣ト稱ス、創立年月詳ナラズ、享保年間再建立ス。

固この鐘樓にて曉雲閣と云ひ享保

年の再建にて閣の扁額を掲ぐ。曰、

曉雲閣記

曉雲閣者天橋山鐘樓門也、在於文殊堂之左、前向東南後背西北、其高二丈餘縱橫一丈許、閣啓三窗三圓一方門戶豎平七尺三寸

横平八尺七寸礎盤之石牆壁之屋自階而升、上有二洪鐘、檐牙高啄欄干四週、凡八楹門者無不三層見、吾輩心能射者宮城木村氏正矣、家業商賈資財殷富曾有二子其女二十二歲適々他有貞不幸喪夫歸家染病不起逝矣、正德五年歲次乙未六月十三日也、號曉山謙慈祭其男二十一歲未娶死于病、享保三年歲次戊戌五月初八日也、號洞雲諱自照共葬於本山之林丘、蓋祖父墳塋之地也、父母慟哭悲哀彌年不忘、一日謂余曰欲捨財物爲三亡者而修冥福請爲謀之、余曰善哉子言速破妄執而修淨業歸之於他莊嚴報他慈父恩情及于幽冥者豈不廣大乎、然如供佛齋僧先是修若干功德今更營梵宇足矣、曰慶奉其命。於是乎、新建今門享保六年星纏辛丑中冬十一月資始同七年星纏壬寅三月廿五日落慶、舊所之鐘及門者天文中所造而歷二百六十九星霜故患其傾欹者日久矣、如今一新衆以拭目已成而掛舊鐘於閣上扁曰曉雲者二號偏取一字合而命之、表似其追冥祐之微意也、至若鐘動曉樓聲送宿雲則名亦不虛也乎、土木人工之費計緡二百五十餘一艸一木不設侵常住也、唯有近隣庶民好善者合力搬土石而已、大匠二人富田庸隆富田森重、番匠若干人衆僧若干員共列名于後作記者住山比丘妙峰叟某記之、時享保壬寅之夏佛降生日也

番匠 富田 吉左衛門 富田 喜左衛門

富田 加左衛門 助工 七郎左衛門

惣 左 衛 門 九 郎 兵 衛

權 左 衛 門

葺師 吉 兵 衛 傳 兵 衛

木挽 五 郎 兵 衛 市 三 郎

沙 官 八 右 衛 門 三 右 衛 門

石 工 善 兵 衛

寺 僧

惟 竹 禪 嵩 志 磐 祖 單 伊 川

第貳編 第貳章 文 殊

素然 禪獎

禪綱 景禪 曉

智品

西入沙彌 能益行著

力者

平 內 幸

助 權三郎 與四郎

五郎左衛門

七 助

鐘樓、曉雲閣の前に建てらる同書、

鐘樓堂

建物 東西二間 南北二間 瓦葺

創立年月詳ナラズ明治十四年改造ス、一本ニ享保二酉年當寺六世妙峰建立施主宮津町若狹屋理兵衛トアリ

明治十四年五月の建造に係り梵鐘を曉雲閣より移し吊るす。

梵

鐘 もと天文年中の鑄造に係りしものなるも小さければとのことにて文化六年三月改鑄せり徑

八十糶丈龍頭を含み一米三十五糶、銘曰、

大日本國丹後州與謝郡天橋山智恩禪寺者大聖文殊大士應現道場天神七代地神二尊開瓶之地以是名之曰九世戸不知星霜經幾千歲堂舍將廢田園亦荒於是吾高祖妙照禪師欲中興之志願舉百廢頓復天下稱之海上禪叢爰稽其

古天文年間住持于此山覺浦周遊首座者隨機應緣化以鑄成金鐘一口懸諸閣上然以其器小而音聲亦難達于四遠故吾曾祖完道和尚頻年雖有欲革鑄之志時緣不到故以不果雖予不敏豈敢拱手杜口願繼曾祖之志成之以議門中諸老耆宿皆評曰善於此與同志補助之冀流共扣十方檀門三年如響應聲化緣既成乃命鳧氏再新鑄之恭惟洪鐘之功德無量無邊一切衆生驚無明長夜之眠覺煩惱永劫之夢現今有雖少人儒子流之知之故因緣事蹟悉不說盡但粗記大略銘之其鐘詞曰

| | | | |
|------|------|------|------|
| 偉哉寶器 | 功德無邊 | 法門清律 | 下界勝緣 |
| 四方想信 | 喜捨爭先 | 金銀銅鐵 | 百億萬錢 |
| 華鯨一發 | 鳴動大千 | 潮音朝和 | 松風暮傳 |
| 阿鼻地獄 | 十聖三賢 | 群覽退跡 | 諸天迎旃 |
| 愛河波澄 | 心月影鮮 | 誰作此利 | 薩埵福田 |
| 祖庭瑞現 | 佛日光燭 | 曉雲閣上 | 京兆斯年 |

第貳編 第貳章 文

殊

現住當山十一世實應誌焉
文化六己巳三月十一日

副司 梵豪
隔夜江州住人 新八
鑄物師宮津住人 木村與三左衛門
藤原久次

同 善右衛門
與三次郎

世話人 須津村 大槻重右衛門
波路村 安田半左衛門

絶堂無學居士 森本 細川四郎兵衛
松岩祖仙大姉 同 廣野久右衛門
悟嶽了省信士 濱詰 東 五左衛門
隨緣妙喜信女 眞忍智祥信女 江尻 喜兵衛
賢山道因信士 觀室是水信士 同 宮崎市兵衛
眞忍智祥信女 德翁淨榮信士 同 兵七
禪統信士

塔

頭 寺院久昌院いま頼れて禪堂に充てらる郷土誌曰、
禪堂 (久昌院)

本尊 文殊大士
建物 東西六間 南北四間
創立不詳ナリ、一本ニ建物七間ニ四間ニシテ觀音菩薩ヲ安置ス、享保三戌年當寺六世妙峰再建ス、施主宮津町若狭屋理兵衛トアリ、
又一本ニ久昌院ノ外ニ本光院ナルモノアリ、又壽昌院ナルモノアリシガ其當時頽廢ストアリ當時トハ文化十四年ヲ指ス。

塔頭三ヶ院天和の寺社帳に久昌院、壽昌院、本光院あり。丹哥府志前出の如く「曉雲閣の左に東司あり、東司の次に禪堂あり、禪堂の次に久昌庵、次に本光庵、次に壽昌庵、次に寂定門、額の文字は悦山の筆なり。次に觀音堂、以上佛殿の東に連り山門の前に至る」と載せて當時の模様を記せり。いまそれ等の殆んど總てを失し久昌院僅かに存す。久昌院の創始を詳かにせずと雖も天橋山因由記薩埵感應の條、

盜賊一夜入リ久昌院ニ偷ニ一櫃ニ而シテ、院主壽首座主ニ常住、金穀、諸般、記文共、收ニ櫃中ニ、失ニ却、之ニ則レ不能ニ結算スルコト、壽首座主ニ之、其夜夢、人曰本堂、床下有物汝速取レ之、壽首座不信、明夜亦如レ前夢、翌日語衆、以ニ兩夜、夢、傍ニ有道僧監寺、者進曰是薩埵、所告何、不ニ早、取、我往、見、之、匍匐、而到、失櫃有、焉、一衆見之無レ不ニ、驚異、寺衆其夜竊、候ニ賊、來、夜深賊果來捉レ之、賊曰、携レ之、欲レ去、目眩、不能レ行、投レ此去者兩夜今夜果、被レ捉矣、中興時也。

とあり、果して然らば此のことは別源和尚住持寛永より慶安までの間のこと、見做すべければ當時既に存在せしを知るべし。また壽昌院に就ても同書、

盜賊一夜入リ本堂ニ偷ニ金燈籠ヲ而シテ、翌早堂司看レ之知ニ賊所レ爲、一衆相議、卒令ニ僮僕、追、之、壽昌院主要首座歸レ自ニ宮城、逢ニ人、負テ物過ニ大堂、錚々然、有ニ金鐵之聲、要首座去、大堂、百歩許、忽逢ニ寺僕、疾、走、而來、要首座問レ故、僕答曰前夜有レ賊逐レ之。要首座疑ニ先、所レ逢是賊、共、往、捉レ之、果然、是賊、賊曰夜半偷、來、往ニ返、此處、數十回恍惚、不能ニ遠、行、慶長年間事也。

と見えれば、慶長年中以前より存在せしものと認むべきも何時に頽れたりや、享保六年本堂修復の棟札中當寺塔頭の部に本光院、久昌院ありて當院見えす。また本光院は元祿年間時の領主奥平昌春の一族正親の女十九歳にて夭逝し其の追善の爲めに父正親が一院を建て田園を附したること其の位牌を收めたる厨司に刻銘せり。曰、

本光院記

本光院者了巖性貞大姉之牌處而在丹之天橋、大姉小字榮父奥平采女正親、母渡邊氏、正親者村上天皇王子且平親王苗裔而源氏支流、家系歷然、天文年中其祖淨苔爲奥平家同姓家族遷代有功勞、渡邊氏種族今在江東幕下、大姉幼有幽閑之徳、才識過人十六歳爲桑名氏之室、居四歳偶染病痾巫醫不効元祿十二年黃鐘初八日長往了也、齡纔十九可痛而已、依法閣維葬金剛山法諱性貞號了巖本光其院之稱、一日正親居士謂予曰建本光院於天橋爲性貞追薦之處如何、予曰諾矣。草創一院不日成之居士喜捨黃金買得腹田官租之餘爲此院僧糧、晨香夕燈誦經備儲諸般白業永永追修冥福也性貞大姉之靈靈茲善利三從已斷脫三途之沈淪五障永除、五道之往返忽蹈菩提路優入涅槃門者必矣法華會上文殊大士曰日本光瑞如此建此院於此處、其有以也哉而今安牌次書大槩於牌籠以胎將來云爾
昔元祿十三年龍集庚辰五月初八日 前妙心雪山等宥記 匣

この本光院の前に千古の聖蹟として、

吉佐宮遺趾 と傳ふる靈境あり、縁城寺年代記に「人皇第十崇神天皇二十九年皇大神大和國笠縫邑ヨリ當

國吉佐宮へ御遷幸鎮座四年後大和伊豆加志宮へ神幸」と見え、其の御鎮座地に就ては宮津府志に「今文殊堂の地は往古吉佐宮の舊蹟なり、文殊堂元波路村にあり中古今の地に移る云々」と載せ亦佐治正道翁の

丹後國式内六十五社垂迹本源考式外論に曰、

(前略) 兩皇大神ノ舊地ハ與謝ニシテ加佐ニ可有無謂、雖然今加佐ノ兩宮ヲ舊社ナリト謂習ハシ近國他國迄モ丹後眞名井ヶ原ハ加佐郡今ノ河守天田内ノ地也ト思故ニ衆人信仰モ實ノ眞名井ノ兩宮ヨリ深ケレバ神殿杯モ斯ノ故ニ不ニ破壞ニ御師祝巫モ連續セリ、與謝ノ眞名井ハ次第ニ衰微ス、然レドモ其實内宮天照皇大神宮丹後ニ在シテ豐饒入姫命四年ノ間奉齋ト云舊跡ハ今ノ文殊堂ノ有ル地也、是レ則府中江尻村ヨリ三十六町ノ天橋立ノ續キナレバ眞名井ヶ原也、其證ハ今文殊堂内ニ古柱四本有リ是ヲ天照皇大神ノ御寄進ノ柱ナリト云傳フ、如何ナレバ皇大神文殊大士ニアル可キ乎、是レハ勢州ニ遷社ノ後モ舊社有タルニ造リ添ヘテ今ノ文殊堂ニ用ヒタル也明白也、昔ハ境内ニ社家御師モ多ク有リタレドモ遷社ノ後ハ禁廷ノ奉幣モ絶エ次第ニ衰微スルコト都テ當國ノ兩宮ニ不レ限、神領モ止テ社家或ハ農家ト成リ或ハ工商杯ノ業ヲ成ス事不レ珍、其時節文殊ハ波路村ニ有、元來波路ハ文殊大士出現ノ地ナレバ波路村ニ可有ハ勿論也、其頃文殊ハ繁昌ニシテ内宮ノ舊社ハ衰エタリ元來波路村ハ宮津ノ府城ノ東南ニ當リ往來モ無キ邊土タリ、中古文殊ノ支配波路村海岸寺ノ住僧謀ヲ設ケ内宮神社ノ境内少シノ場所ヲ借リテ草堂一字ヲ建立シテ波路ヨリ文殊大士ヲ遷シテ文殊堂ト稱ス、一體場所能ク本朝第二ノ絶景ナレバ兩宮舊社ヘ參詣ノ者又絶景ニ因テ集ル雅人又ハ近代華山法皇西園觀音三十三所ノ内ニ成相寺ヲ入レ玉ヒケレバ其順禮者夥數不レ發文殊ヘ參詣スレバ日々ニ繁榮セリ、當時ナラマシカハ簡様ノ淺キ謀計ニハ乘ル間數キカ其節ハ人氣律義實體ナル上吾國ノ神道ヲ不知、唯一第一ノ兩宮ノ社地ヘ文殊大士ノ佛堂ヲ免シテ令ニ建立シ事言語ニ絶エタリ、殊ニ其節ノ御師ノ長昔ハ何國ノ守トモ謂フヘケレト其頃ハ五郎兵衛連代々愚鈍文盲ニテ一向神佛ヲモ不レ辨、士民ニテ平俗ニモ劣ル故ニ與謝ノ神社ノ衰微モ構ハス社地領内ヲ次第ニ彼文殊坊主ニ掠メ奪レ共更ニ不ニ心付、段々神職薄ク成リ神サビ御社モ傾クニ隨ヒ社家益々貧シテ難澁ヲ見込ミ彼謀僧米金ヲ社人ニ貸シ數年右ノ通りニシテ倍々ノ利金ヲ加エ嚴重ニ取立ルニ因テ境内ノ除地迄モ彼謀僧ニ押領セラレ、其後又別源ト云賣僧大願ヲ起シ文殊堂再興シテ夫ヨリ五代目雪山ト云坊主時ノ本社ヲ橋立ノ洲崎濃松エ遷シ橋立大明神ト神號ヲ奉リテ舊跡ヲ不レ殘押領シテ文殊ノ地ト成セリ(中略)往古ハ全ク切戸ニ鎮座アリテ切戸ヨリ橋立ノ中府中迄モ悉ク與謝宮ノ境内ナル事明カシ、年月遙ニ移リテ彼雪山本社ヲ橋立ニ遷シ古ヨリモ文殊ハ此地也ト謂ンガ爲メニ與謝宮ノ舊跡ヲ暗マシ盗ム、今ハ橋立

611
29

ノ社迄モ文殊ノ持ト成リテ與謝宮ノ内宮舊地絶ユ可惜哉。

この事は丹後宮津記に既に出でたる説にて其れを宮津府志に引き更に正道翁が其の説に是をかけて論ぜしものなるべし固より別源禪師が神社を寺院に改修したまた雪山和尚が境内より橋立に移轉したるにあらざること橋立明神の條照合すべし。皇大神四年鎮座考に又之を引ききて、

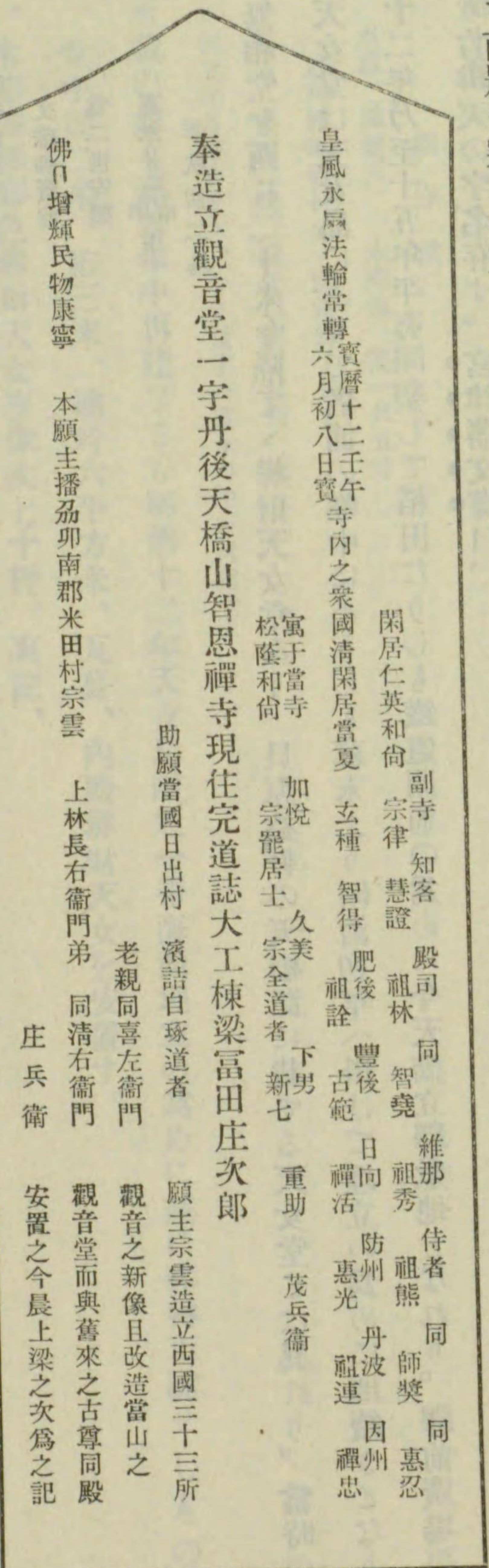
吉佐宮鎮座の地は今の文殊堂の所なり後世何時の頃よりか小き文殊堂ありて波路村戒岩寺の住僧常に通勤せり、吉佐宮の社、某代々愚頓なる生得にて一向神佛をも辨へざる故に吉佐宮の衰微するをも構はず社地領内を次第に掠め奪れても心附かず追々神威も薄くなり社頭も傾くに隨ひ文殊は日々に繁榮して年月を経にける間に、別源云云僧大願を起し文殊堂を再興して本社よりも賑はひ、夫より五代の住僧雪山云云者本社を橋立の洲へ遷し橋立明神と神號を奉り跡を残らず文殊の地となす、其頃の社人五郎兵衛なる者就中愚昧にして社家に傳はりし神秘書をも文殊へ寄進して身は門前百姓となり。(中略) 吉佐宮の社人某が子孫文殊五郎兵衛にて門前村に住居せり、文殊の別當正月の餅搗に此の五郎兵衛が來らざれば決して餅蒸せず云ふ、吉佐宮の社人登寺の餅搗を爲すを潔とせんや。

また與謝郡誌、

吉佐宮趾、崇神天皇の朝皇女豐鋤入姫命が皇太神の御靈代即ち三種神器の内八咫鏡と叢雲劍を奉じて大和國笠縫邑より當國に御神幸あり、社壇を橋立の洲先に卜し宮殿を御造營あらせられ、吉佐の宮と申し靈代を奉安神事せらるゝこと四年、のち伊勢國五十鈴川上に奉遷し、内宮皇太神の神都に奠め給ひしと云へる舊社にて、我國體上最も尊嚴の地位を占むる靈蹟なれば伊勢に御遷幸の後にも依然宮殿を存して皇太神を奉祀せし(中略)宮趾は今本堂の東北なる本光庵の前に當れるが、古來神聖の境域として苟くも汚穢不淨のことある無く、約四坪計りは嚴然として保存せられ今要目樹一株を栽えられてあり、尤も吉佐宮に就ては種々異説あり云々。

皇大神御駐蹕の吉佐宮が當地なりしや否や一説與謝村字與謝小字與謝なりと云ひ、其の他異説二三あり尙研究を要す。

こゝと山門の中間に觀音堂ありしこと丹哥府志に見ゆるも今類れてなし。僅かに殘存せる次の棟札によりて面影を窺ふの資とせん。



堂内安置の三十三體觀音像は今本堂西側外縁に板圍ひを爲し假佛壇として祭れり。以上文殊堂より東方の建造物の概要なるが更に西方には文殊堂に並びて無相堂あり。郷土誌曰、

無相堂

本尊 地藏菩薩 木立像 高三尺一寸八分 定朝ノ作

第貳編 第貳章 文

殊

丹後吉津村誌

建物 東西四間 南北四間 瓦葺

創立年月詳ナラズ寛永年中木村氏無相了意上座ナル者再建立スト云フ

堂内安置本尊地藏菩薩立像木彫立姿丈九十六糎外に厨子入木彫聖觀世音菩薩立像丈九十四糎なる一軀を祭る。蓋し前記觀音堂の本尊なり、堂前出雲石造燈籠一基。刻銘、

奉寄進

文殊御寶前

爲二世安樂

寛永廿一甲申年

季秋初二鳥

無相堂を西に二十米を隔て、辨財天女堂あり、貝原益軒の天橋記に載する天女堂とは異れり。當時の辨財天女堂は天女島にありて名浦の唯中にありしも幕末より明治初年へ掛けて埋立の爲めに地續きとなり明治十二年乃至十五年平夷開墾して稻田たりしも鐵道開通の爲めに今天橋立驛敷地となれり。驛前廣場のあたり古辨天の字名存す。宮津藩文書曰、

奉願口上覺

當寺辨財天文殊堂西側海中島ニ安置御座候處風雨之節は浪打越社損し候ニ付此度信仰之もの共發起を以手前ニ引岸を四間之板橋を架風雨爲凌九尺八寸ニ六尺五寸之上家建立仕度奉存候則別紙上家繪圖面奉入御覽候間右願之通御許容被成下候様奉願上候以上
嘉永二酉年三月

九世表 智 恩 寺 印

寺社御役所

「御神體ハ足利將軍義持公御寄進也」

郷土誌、

鎮守堂

本尊 辨財天 木座像 高一尺五寸

足利將軍義持公ノ護持佛ト云フ

建物 東西二間 南北二間 瓦葺

創立年月詳ナラズ、今ノ堂宇ハ嘉永年中ニ再建立ス

所載の如く嘉永年中再建なるも明治十二年天女島附近一帶海面埋立の爲めに茲に移轉再建せしものなり。堂宇梁二米、桁三米、建坪六平方米、瓦葺、内殿辨財天女を安置す。

一、木彫漆極彩色辨財天女座像丈七十糎。裏記、

皇都住人片岡門人

丹州丹邊住人

正業作

天保二卯六月

堂前石燈籠二基あり。刻銘、

第貳編 第貳章 文

殊

興佐郡○田村

白須寅藏

明治十七八〇日

經藏 (標月指)

本尊 不動明王 木立像 高一尺六寸 智證大師ノ作

兩脇立 右金伽羅童子 左制多伽童子

建物 東西二間半 南北二間 瓦葺

經藏之ヲ標月指ト稱ス前面ニ「標月指」ノ額ヲ掲ク、即非ノ筆ナリ。創立年月詳ナラズ延寶年中再建立スト云フ。一本ニ元祿三庚午年當寺五世雪山ノ建立ニシテ施主鈴木道喜、木綿屋嘉兵衛トアリ。

切棟造瓦葺建坪二〇平方米。元祿三年建立にて棟札曰、

大藏經全部宮津本町鈴木道喜寄進楹十三本同加兵衛寄進
 皇風永扇 帝道退昌 栗土臺木上也堂慈眼寺檀那寄進地形搬土近所末寺之檀那寄進
 大丁宮津住 治郎左衛門 葺工門前作兵衛
 奉建立毘盧藏一字天橋山智恩禪寺住持比丘雪山等宥 謹誌
 佛日增輝 法輪常轉 寺内衆徒 等永首座 宗淳首座 宗蜀藏主 宗密藏主
 義園藏主 禪寂藏主 宗眞藏主 惠寬藏主 惠忍上座

一、本尊木彫不動明王金漆玉眼丈五十八糎左右金伽羅、制多伽兩童子。

丹州天橋山智恩禪寺經藏
不動明王並兩脇智證大師之作

再興願主 安宗祖閑首座

爲其師德翁周隣首座

元祿九年歲次丙子十一月吉日

前住妙心現住當山雪山等宥誌

當寺所藏する什寶類の重なるものは宮津府志に掲げたり。曰、

香 爐 俗曰章魚香爐

今佛前に置く所は元祿年中天野氏の寄進なり。人見友元之れに銘す其の序に曰、寺有香爐其形模章魚俗傳昔出龍宮云、且夕焚香經年既久有毀損處故南都主宰元功忠巖居士大關勘右衛門増公之寡婦春光院、天野氏聞之命工新鑄香爐其徑圍不異古製云々天野氏者長重之女也請余作銘云々元祿五年壬申九月竹洞野宣郷識

鰐 口 俗曰鰐鰐口

銘云至治二年壬戌十月十六日海州首陽山藥師寺云々

按至治は元英宗年號壬戌當本朝後醍醐天皇元亨二年今茲寶曆辛巳年凡四百四十年許也

佛舍利、白馬角、螺貝珠、木に生たる鎌

右四品は松丸殿より京極高廣公に傳へられ高廣公之を當寺に寄附せらる寛永十四年二月京極家臣中川某より遺す目錄あり

龍の卵、龍鱗、天狗の爪、牛黄

紫石硯 寛文中若州小濱城主酒井忠直公寄附

第貳編 第貳章 文 殊

赤紫色 紫潭祥雲長八寸五分幅九寸五分厚一寸九分裏有林學士之銘
未央宮瓦硯 宮津商家某寄附

黒紫色 長一尺二寸幅九寸七分厚一寸三分重二貫目餘

文書

桃園院繪旨 寛延二年八月七日別源和尚禪師號勅許之繪旨也

勅賜黄金繪旨二通明曆二年九月廿五日、寶曆十三年七月八日

長岡藤孝公忠興公連名文書 天正八年九月廿五日

同袖判水帳 天正九年改家臣米田監物記

細川忠興公文書 天正十四年十二月廿四日

同家臣米田宗堅文書 文祿三年六月廿四日

羽柴生雙公文書 慶長五年十二月廿五日

此外文書數多

細川忠興公制札 天正十一年十一月七日

京極高知公制札 慶長五年十二月廿五日

此外制札數多

縁起一卷

徹書記筆

當寺乾縁疏一卷

文明十八年相國寺興彦龍筆

弘法大師御眞跡心經一卷

同印刻大黒像

寺記曰此版表は表裏の圖田相分明也唐宗玄開元丙子とあり、或時弘法大師當寺へ参詣の次右の圖一覽の後裏に大黒の立像を
つから彫刻すとなり、此大黒毎年正月十一日印して世に施す、表裏の圖は今漫滅す五十年前之を改め紙面に印す。

武田信玄筆紺紙金泥經一卷

敬法門院御遺物歌仙色紙三十六枚

冠 裝束 緋袴 烏丸殿寄附

足利義持公寄附辨財天像

龍蛇弓一張 志賀隨翁寄進

此外古作佛像佛具等多

古 畫

彌陀如來

惠心僧都筆

地藏

趙子昂筆

三尊佛

同

觀音

牧溪筆

同

李龍眠筆

虎

李唐筆

葵

舜舉筆

春日曼荼羅

宅摩筆

出山佛

雪舟筆

山水

雪村筆

第貳編 第貳章 文

殊

- 十六善神
- 涅槃像
- 維摩
- 牧牛
- 達磨
- 同
- 此外古畫多
- 古筆
- 一休和尚筆
- 隱元禪師筆
- 法燈國師筆
- 澤庵和尚筆
- 此外古筆多
- 短冊
- 小栗宗丹筆
- 光殿司筆
- 啓書記筆
- 古法眼筆
- 等益筆
- 寒殿司筆
- 二幅
- 三幅
- 一幅
- 一幅

慶長四年六月二十三日烏丸光廣卿中院通勝卿細川幽齋公當座和歌短冊也

また近年に至りては小學校編の郷士誌に、

| 寺號ノ勅額 | 名 | 寶物古文書畫 | 數量 | 品質 | 作者筆者傳來又ハ寄附者、寸法形狀 |
|-------|---------|--------|----|----|---------------------------------------|
| 一 | 五臺山ノ額 | | | | 隱元ノ筆 筆 二尺横四尺二寸 |
| 一 | 黃金閣ノ額 | | | | 左大臣九條尙實公ノ筆 筆 三尺五寸横二尺二寸 |
| 一 | 海上禪叢ノ額 | | | | 園大納言ノ筆 |
| 一 | 鯉ノ鰭口 | | | | 至治二年海州首陽山皇帝萬々歳等ノ銘アリ直徑一尺三寸重サ五貫目 |
| 一 | 蛸之香爐 | 紫銅 | | | 龍宮ヨリ献スト云フ |
| 一 | 漢未央宮硯 | 瓦燒 | | | 某商家ノ寄附花園院御宇ニ渡ルトアリ添狀アリシモ今ハ見エズ |
| 一 | 大黒像印版 | | | | 弘法大師ノ瓜刻ト云フ裏ニ袈裟ノ圖アリ開元丙子三藏ト銘アリ磨滅シテ分リカタシ |
| 一 | 制札 | | | | 細川忠興公 |
| 一 | 茶杓 | | | | 細川幽齋公 |
| 一 | 紅葉平茶碗 | | | | 宮津城主ノ寄附 |
| 一 | 龍蛇弓 | | | | 志賀隨翁ノ寄附 |
| 一 | 拂子 | | | | 峯山城主京極主膳正殿寄附御自作ナリ |
| 一 | 靈芝ノ如意 | | | | 坊城中納言寄附 |
| 一 | 茶碗 | | | | 一入之作 |
| 一 | 佛舍利 | | | | 以下五點ハ秀吉公ノ政所松ノ丸殿所持ノモノ寛文年中京極家ヨリ寄附 |
| 一 | 白馬角 | | | | 同 |
| 一 | 龍之鱗 | | | | 同 |
| 一 | 螺貝ノ眞珠 | | | | 同 |
| 一 | 木ニ生ヘタル鎌 | | | | 殊 |

第貳編 第貳章 文

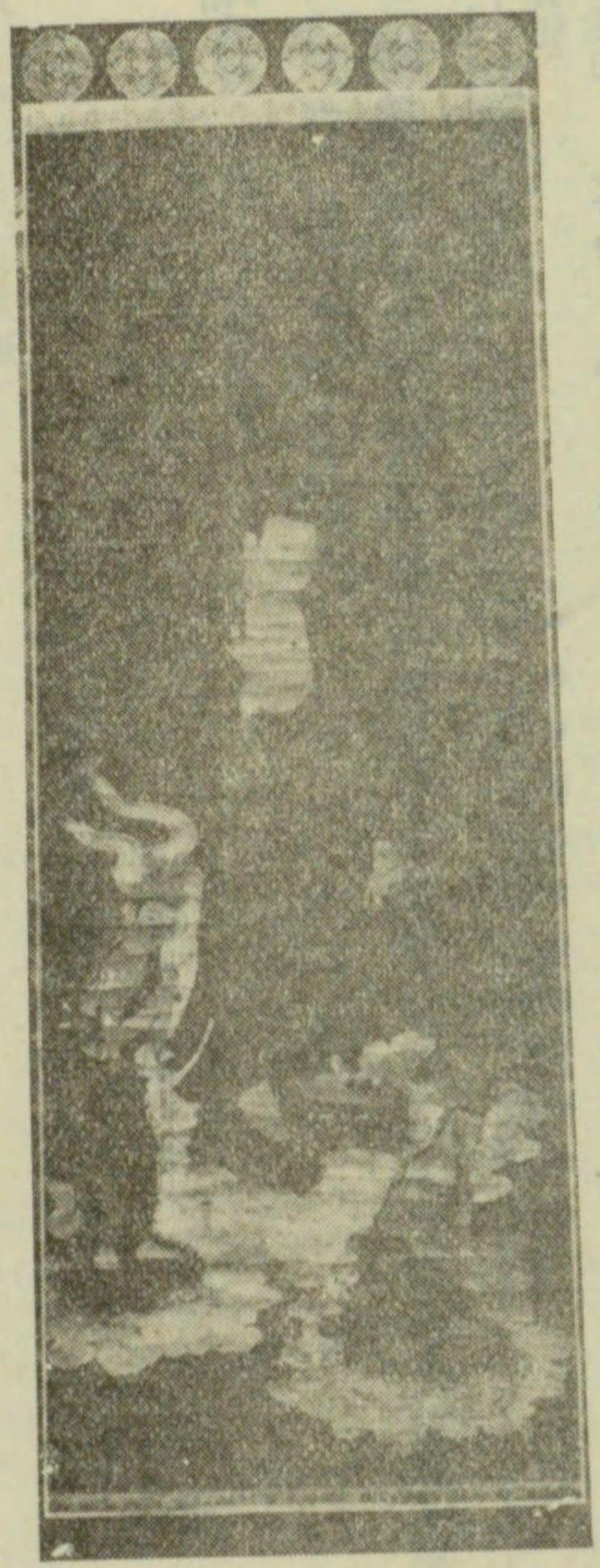
- 龍卵玉 一
- 天狗ノ爪 一
- 紫銅古鏡 十
- 桃園院帝勅書 一幅
- 後陽成帝宸筆 一幅
- 靈元帝繪旨 一卷
- 桃園院帝繪旨 一卷
- 伏見院帝宸筆 一幅
- 寶鏡寺宮眞筆 一幅
- 般若心經 一卷
- 同 一卷
- 線起 一卷
- 扇面歌 一幅
- 和歌 一幅
- 天橋高吟集 一卷
- 墨跡 一幅

地中ヨリ掘出セシモノ
 開山心燈妙照禪師ノ諡號寛延二年八月七日所賜
 南宗禪師紫衣所賜
 完道和尚賜紫
 傳教大師筆新山退甫寄附證詞添
 水野石見守殿寄附弘法大師筆
 徹書記ノ筆
 幽齋公ノ筆
 光廣公筆 和歌短冊七枚慶長四年六月二十四日烏丸光廣細川幽齋等當寺ニ當座和歌アリ
 孝璋選
 (以下省略)

等を掲げたり、此の内典據あるもの二三次に録す。

傳惠心筆絹本來迎阿彌陀畫幅裏記、

願我臨欲命終時 盡除一切諸障等
 面見被佛阿彌陀 即得往生安樂國
 奉修覆文龜三年癸亥三月廿一日
 智 海花押



傳趙思昂筆絹本地藏菩薩畫幅裏記、

地藏菩薩 趙子昂筆
 天橋山智恩禪寺什物
 奥平修理定皓室

大照妙機大師
 命工修補
 元祿十二卯年十一月 日
 現住當山等宥誌焉
 第貳編 第貳章 文 殊

61
29

寺藏文書曰、

丹後吉津村誌

寄物之覺

一舍利

厨子ニ入 但數五ツ

一白馬之角

一螺貝之玉

一木ニなりたる鎌

右四色當寺へ被籠置候間可被得其意候 以上

寛永十四年二月十六日

京極丹後守内

中川 小左衛門

天橋山

智恩寺

侍者 御中

天橋靈寶記

寛文七年丁未夏間余一日納涼端坐于方丈有僧通謂乃退侍者謂余曰寶玉及緣起一紙寄附于此伽藍者特命某持來。余曰其人誰也卿且何處來。僧秘不語還囑余曰明年正月十八日再來當啓玉匣若過期不到請自開見或令諸人瞻拜因封鎖而去。今年正月至期僧果不來遂於大土像前頂禮開匣。是名龍卵玉之靈德具于緣起中不載此。又同年臘月十八日下午余任運起行到于堂前一僧視余懇懇敬余哀其志亦問來由。僧曰能登州鈴郡御崎高藏郷久分山増上房名安清。今年四月

出郷語于伊勢大辨宮熊野三所權現高野山等爾來當止若州高濱此牛玉邑人因感夢授其影照其水令持者僧立。靈寶記。疾殊多効驗。余乃以錢欲換。僧喜而從。與五百錢受三百而餘者要。受強而後受。妙哉無上寶聚不來自得。大聖方便可信可仰同年又有靈芝生別有記文。右三件靈寶同前來所有、佛舍利及眞珠、龍鱗、馬角、木生鎌、以爲當山永世之鎮焉。寛文八戊申孟春念日 住持 比丘 伊 曇謹記

古鏡(寫眞第二十九圖參照)に關しては京都府史蹟勝地調査會報告曰、

鏡ハ七面アリ、金銅製龍首ノ環刀柄頭ト共ニ文政年間春叢上人ノ寄進ニ係ルト云フ。内ニ面ハ仿製ノ漢式鏡、ニ面ハ藤原時代ノ製作ト見ルベキ和鏡ナリ。此ノ和鏡ハ背面ノ文様ヨリ、

(1) 唐草双鳳八稜鏡 (徑二寸八分五厘)

(2) 萩蝶鳥鏡

(3) 籬双雀鏡

(4) 唐草双鳳鏡 (徑三寸三分五厘)

ト名ヅク可ク、(2)、(3)ノ文様特ニ見ル可シ。(2)ノ萩蝶鳥鏡ハ徑二寸六分七厘、縁高一分アリ、中央ノ鈕ハ花形低座ノ式ニテ細縁ノ單圈ヲ以テ内外區ニ分チ、萩ト蝶トナ巧ミニ配置セルモノ、經塚出土品ト覺シク土中古ニシテ面ニ藥師佛ノ毛彫ヲ存セリ。(3)マタ同ジ式ニテ徑三寸四分二厘、縁高一分八厘アリ籬ヨリ生セル大形ノ菊花全面ヲ被ヒ、其ノ間ニ飛雀ニテ配ス。同ジク表面ニ毛彫アリコノモノハ彌陀ノ坐像ナリ。兩者共ニ製作ハ平安時代中ノ後期ニ屬スルモノナル可シ、金石類ニハ尙ホ此ノ外ニ慶長十九年ノ銘アル半鐘二個ヲ藏セルモ、製作特ニ記スベキ程ノモノニアラザレバ今ハ省略ニ從フ。

寺藏文書、

口 上

第貳編 第貳章 文

殊

烏丸前大臣光榮公

一御冠

壹頭

一夏位袍

壹領

一白銀

壹枚

右今度烏丸右少辨殿御寄附被成昨日到着仕候右御届申上度如斯御座候 以上

申二月

大納言烏丸光榮卿は當時智恩寺重修につき禁廷より黄金御下賜に對し、公私共に斡旋盡力せられし關係のりて當時の衣冠を寄進されしものといふ。申二月は寶曆十四(六月十九日)改元明和元年甲申にて黄金下賜の翌年なり。

丹哥府志曰、

一、香 爐

此の香爐は俗に章魚の香爐といふ。其狀章魚の如く見ゆれ共實孔雀なり、海底より上る。今に魚又の痕あり。

一、鰐 口

鰐口の銘に至治二年壬戌十月十六日海州首陽山藥師寺禁口とあり(註禁口 和名鰐口)是も前の品と同じく海底より上るといふ。愚按するに至治は元英宗の年號なり至治二年は本朝の後醍醐天皇元享二年に當る當時本朝無頼の徒支那の海國を攻むる事あり、是を倭寇と稱す、蓋倭寇の取り來るものと覺ゆ。

金

鼓 この鰐口(寫眞第三十圖參照)のことに就ては與謝郡誌にも、京都府史蹟勝地調査會報告書

にも見えたるが、編者は大正十四年九月十八日橋立新聞第一二七九號に披露したるあれば左に轉載すべし。

本年八月二十五日文部省告示で國寶に編入されたもの、内に智恩寺の金鼓といふのがあるが金鼓は禁口とも書き俗にいふ鰐口のこゝである。其の鰐口のこゝは丹哥府志に見えてゐるが(中略)與謝郡誌には智恩寺の遺物として、

「鰐口、本品も智恩寺の寶物にして中央に蓮花周圍に雲形を打ち出し古色蒼然たり直徑一尺五寸五分厚四寸稀に見る巨大の逸品なり。左の銘を刻す以て渡來品たるを知るに足る」至治二年壬戌十月十六日海州首陽山藥師寺禁口造棟梁道人守理道願道人考宜大

近道人世命同願散貢同正金幣。伏願皇帝万々歳

と書いてあり、京都府史蹟調査報告第五冊には、

「寺寶中至治二年の禁口は一に鐔の鰐口と云ひ直徑一尺六寸五分厚三寸二分の大形なり中央に十二復葉の蓮瓣を表し唐草紋を以て周圍を埋めたるもの釣手は側面の三ヶ所にあり云々」

と謂つて刻銘が載せてあるが郡誌の造威は此には造成とあり守理は守碗、考宜は考宣、大近は工匠、性命は性〇として不明それから最後の字は等と讀まれてある。先回國寶候補物調査の際には私も手傳つて拓本に撮つたが偕讀めぬ字が多く古社寺保存會の新納先生も調査を了へて本省へ引揚けた後一旦智恩寺に問ひ合せ亞いで私に再調を命ぜられた。現物について精査して見たが造成の成は中間に一が入れた刺畫の文字であり棟梁の梁が木扁であり守碗の碗の中が双方缺畫であり大匠の匠が上の一が缺けてゐる爲めに近と讀めない而しこれは何か續くが郡誌の性命の命は之れば何と云ふ字が分らなんだ。其の製作に就いては府の報告書に、

「至治二年は元の英宗の紀年にして我が元享二年に當る海州は朝鮮黃海道地名にして東國輿地勝覽に依るに首陽山は州の東五里にありと云ふ藥師寺に就ては傳ふる所なきも同じ山に栖眞寺の存するあれば同寺と何等かの關係あるものなるべきが其は兎も角も此の禁口は如上の銘文に依り同地にて鑄造せられたるは明白なり云々」

と見えて居り年曆は前記府志と合つてゐる。後醍醐天皇元享二年と云へば皇紀千九百八十二年で今より六百三年の昔であるが、本來

61
29

異國で鑄造された物品が何時しか本邦に渡來して大正の今日に國寶に指定されたのも亦奇縁と云つて良からう。但し其の傳來が府志に前掲の如く和寇が搔拂つて來たものとされてあるがこれは如何にや。

天橋山因由記

香爐銘並序

人見友元

丹後國與郡九世戸有文殊菩薩道場、稱天橋山智恩寺、謂是延喜帝所賜之號也、以名境之靈地、渴仰來遊者夥矣、寺有古香爐、其形模章魚俗傳昔出自龍宮云、且夕焚香經年既久有毀損處、故南都主宰元功忠嚴居士大關勘右衛門尉增公之寡婦春光院天野氏聞之命工新鑄大香爐、其徑圍不異古製之章魚、以寄附之而祈故夫之冥福、天野氏云者長重之女也請余作之銘、銘曰州北長渚、海上叢林、五臺山峙、九世戸深、明月靈地、清波佛心、貝闕捧玉、章舉鑄金、百和煙凝、八足務侵、煤穴赤銷、濕生綠沈、新鑄巧成、舊貌能尋、妙香不斷、淨界致欽、天橋雲端、禪院國琛、流芳冥助、永亘古今。元祿五年壬申秋九月竹洞野宜

また紀行など板行の圖書に著はれたるものあり二三を挙げむ。吉田重房筑紫紀行、

天橋山智恩禪寺いはゆる切戸の文殊これなり。大門にかゝれる上の額は、黄金閣、下の額は、海上禪叢とあり。成相寺なる同じき鐵の手水鉢あり。本堂には文殊菩薩を安置す。百文を奉りて開帳をゆるされて拜すおまへには蜻の香爐、繻の鯛口など云あり。その外に寶物ごものあるをも百文を以て拜見をゆるさる。女牛玉、男牛玉、白馬角、天狗爪、龍の鱗、鮑の玉、法螺貝の玉、榎の木になりし鎌、龍の卵、豐臣の太閤朝鮮御征伐の時の陣中の辨當箱、是等なり、本堂外陳の額。五臺山黃髮隱元書。丁酉仲春日とあり。聯は、「神代降臨七佛祖、獅王擊足頓頌叫。天橋架起五臺山、龍女獻珠擁護」内陳の額は智恩寺として、聯は、「天一地一忍慈尊。創久志渡基。前三後三延喜帝。賜智恩寺額。」

「天一地一忍慈尊。創久志渡基。前三後三延喜帝。賜智恩寺額。」

「天一地一忍慈尊。創久志渡基。前三後三延喜帝。賜智恩寺額。」

また藤原成燦天橋遊草曰、

舟子曰先詣文殊爲便、即上陸前導門前地形如獨鉗、有茶肆、左右皆步、側有石燈、導者曰每歲正六月念四點燈稱之龍燈、門上設麗譙、扁曰黄金閣、其下扁曰海上禪叢、門內置鐵盤、高二尺許徑三倍之古色可玩、入文殊閣、扁曰五臺山、僧隱元所筆、其內室扁曰智恩寺、醍醐帝所賜、就其左室、觀種種寶器、曰海鶴鯛口、邦俗建神祠、懸稱鯛口者、擊此祭之、以三其形似、似鱈魚、張口世通稱之、此亦以三其似、海鶴、而得名、曰章魚香爐、亦以三其形似、章魚、而名之、相傳此兩器漁人獲之海中、曰牡牛、玉牝牛、玉白馬、角天狗、爪龍、龍鱗、貝玉、千里光、玉榎、樹所產、從奴詰曰牛無角、馬有角、奇甚、既是角何以知馬白、且榎樹產鎌、奇尤甚、余曰角於牛、誰奇、之、以三其角、於馬、而奇之、既、是、馬、則、白、黑、皆、馬、矣、論、其、色、鍛、工、造、鎌、非、奇、以、其、產、於、樹、而、奇、之、既、奇、之、矣、怪、(中略) 歷觀其境、曰經藏曰祠堂曰辨天、皆麗、掃、潔、塵、外、之、觀、也。

歷代住持

| | | |
|----|--------|------|
| 前住 | 嵩山禪師 | 嘉曆年中 |
| 前住 | 龜谷元庵主 | 永年中 |
| 前住 | 昌元泰安首座 | 同 |
| 前住 | 德藏性俊首座 | 同 |
| 前住 | 妙德周鷹首座 | 永享年中 |

第貳編 第貳章 文殊

殊

七五七

61 29

當寺に特筆すべき名僧二人あり、一は開山別源宗調和尚にて、一は中興住持大鑑祖晋和尚とす。別源和尚は寺記の示す如く一色の部將當大島城主千賀山城守の士官小島左近の長子天正四年の誕生にて同十年七歳の時一色細川兵を交へ父戰死母に伴はれて伊根の正法寺に遁れ翌年八歳にして薙髮して小僧となり宗調と號す。長するに及び出でて、諸國の名藍を偏歴し香徳に參叩して蘊奥を極む。壯年に及び母の病を聞いて歸國し菩提所安養寺兵燹の跡に佇み慟哭して一字の精舎を創建して顯孝寺と命じ讀經回向を事として父君の冥福を弔ふ。即にして田邊大泉寺琢堂和尚の法嗣となり、國主京極丹後守高廣の歸依篤く、其の宮津に城いて移るに當り請ぜられて國清寺の開山となり後ち文殊智恩寺に薰じ慶安四年に示寂す。壽七十六歳臘六十有九、此間絶えず當寺を看し孝養怠らず、畏くも桃園院天皇遺徳を御追慕あらせられ寛延二年己巳八月七日心燈妙照禪師の諡號を勅賜あらせらる。(中略)

大鑑和尚、天保元寅年伊根村鳥居屋の久角徳兵衛の二男に生れ、同十一年十一歳の時同村正法寺に入りて得度し祖晋と號す。雲水中妙心寺看住義山禪師に參禪して徳を磨き下世屋松源寺府中慈光寺等に住みし後ち當寺に薰じ中本山文殊智恩寺の納所を勤む。斯かる關係上恒に文殊に來住し橋北の道路の險惡なるを體驗して其の平夷を希ひ舊宮津藩主本莊宗武を説いて贊同を得郡内遊説して資を集め、遂に橋北新道路の開鑿を敢行せり。尙また堂宇の復興に力を盡し明治十四年先づ庫裏を建築し一騎阿聲翌十五年本堂を建立し亞で廊下及び玄關を附設し、以て今日の莊嚴を致す。和尚此地に畢生の大事業として橋北道路の起點たる文殊橋立間の架橋を企てたるも天壽命を貸さず、明治十六年二月二十八日五十四歳にて示寂す。臘四十四之れを當寺中興とす。

勅 證 中興開山別源和尚に心燈妙照禪師の諡號を賜はりたる桃園天皇の勅書次の如し。

救 地靈產人傑、丹州天橋立本邦名勝也、爰妙心開山國師十六世洪裔別源和尚、誕禰小島承嗣大泉與五臺山、挽回薩埵悲願居千年浦、祝贊寶祚長齡新勗精舍扁榜國清、向營廢址傳布正法荷宗徳威凜烈抑揚應機警衆規度精嚴禪誦不忘、檀信添恒産來參慕嘉獻酬恩殊常臨終修阿薦施澤無際、歷年得厥孫昌化蹟雖遠升開在

近、仍證心燈妙照禪師

寛延二年八月七日

また二世南宗元智和尚の録せる行狀記左の如し。

前住妙心當山中興開山別源和尚行狀

師姓小島氏、當國與謝郡伊福庄人也、幼時父死亂兵失所衣出家於同邑正法寺、採薪汲水事師甚勤。夙慧所發蚤。經道學、雖然地在窮僻、人闕明哲、空艱雅志、徒涉時光、暨二十九歲乃將出郷井遊諸方。親族繫戀、確心不廻、便親商舶、著越之後州、素乏行囊、船人感其志、各聚錢貨資助焉、從此前行直入信州、始參宗師、自爾以來東關、名藍遊歴殆遍、一時普宿靡弗參叩。既而經二十餘歲、母氏病復還本國、先是邑(大)寺(安養)權回祿、隻材不遺、師就子舊趾、重起(顯孝)寺也。而居時、景川派、碩徳琢堂在田邊、大泉寺、師征謁焉、居無何、堂即器許付、以衣法、尋戰化、師酒繼席、厥後於宮津、開初寺一名曰國清住、此數歲適當時虛席、府主請師遷住、辭以衰死、府主強而不止於、是不復已。應其命、于時當寺衰弊堂舍多傾塌、田産充耗、自師住、日夜以起廢爲任、故不數禩、諸堂漸成而莊嚴倍舊制。府主特嘉其功、復增田産、永充厨務、於戲離乎我師中興之力其益多。師規度嚴肅、寅夕不怠、庫司生業終身未嘗與、知可謂得、住持之體、矣、慶安四季辛卯六月十七日法齡六十有九、而示滅、滅之前一日設琢堂先師三十三白忌齋、自出方丈、燒香三拜、行道之間凭椅而坐、法事既竣、欣然曰、我平昔願生、值此諱辰、幸今志願已竟、死亦足矣。明日午後果而告寂、顔色不變、粹容如生、舉棺閣維、骨於寺之東隅、遵遺命也、弟子恐、後人或不知、師有、功于寺、歲久、香燈意廢、故録行實、以胎來裔云。

嗣法、比丘元智謹記

尙寛政享和より文化文政に互る當寺十一世實應宗真和尚は號を一木と呼び樂燒の技に長じ晩年對潮庵に

611
29

隠棲し石川村の一石一水等其の門に入り敷奇を集めて其の技を練り堂に入る。今寺に遺存するもの大蝦蟇の置物、福祿壽等有名にて此の他に種類多く、民間に出でたるもの亦頗る多し。別源和尚及び一木和尚のことは教育の條にも載せたり。

寺頭工作物の重なるものは石燈籠郷士誌曰、

石燈籠

本堂ノ前ニアリ、寺記ニ四對ト記ス、内一對ハ明曆三酉年京極丹後守寄進ナリ、一對ハ文化九壬申年喬松院様寄進ナリ、一對ハ寛永十六己卯年後藤但馬守寄進ナリト云フ、他一對ハ不詳ナリ。

即ち文殊に近きものより順次列記すれば、

一、花崗石造石燈籠敷徑七粉、總高二米五、左右一對

銘曰、

奉寄進

丹州天橋山

文殊堂御寶前

明曆三年六月二十五日

當國宮津城主高國朝臣

一、出雲石造春日形石燈籠高一米八、一對年月記入なきも最近のものなり。

銘、

獻燈 加佐郡 河内 六平

一、花崗石造八幡形石燈籠敷方七十糎、高二米三、一對

竿銘

寄進石燈籠兩基

丹州天橋山

文殊堂

文化九年壬申四月吉辰

喬松院

一、花崗石造宗利形石燈籠舞臺掛敷方一米二、總高二米六

銘、

願意爲成就

明治十四年巳年

但馬國出石郡

袴狭村中

世話人文殊村

山崎作平

一、出雲石造石獅子像敷七粉、總高一米二、一對

銘、

第貳編 第貳章 文

殊

奉獻

永

宮津

北源

一、同上獅子像花崗石臺敷一米二、總高二米一

銘、

奉獻 明治四十四年十月

大阪市天満市之側

杉卷藤一

福知山

石工 鹽見友吉

宮津定宿 茶谷六治

文殊 織田彦兵衛

一、青銅造獅子像花崗石臺座敷一米二、總高

銘刻、

奉納 在阪丹後人會記念

世話人 中島弘

小室利吉

有本國藏

白松龜藏

三上勘兵衛

大正十二年十月

大阪瓦町四高尾謹製

一、花崗石造春日形石燈籠一對敷九粉、高二米五、銘文なし。

丹哥府志左右に松二株づゝとあるも其の後植る足して今は各三株づゝとなれり。其の後植の内西の一株

は明治四十年五月十三日大正天皇東宮にましましたるとき、行啓の記念に植るものにて三葉の松にて

類例なし。

これにて山門につゞく、舊と門の内左右に石地藏の建てられありしこと前掲天橋記に載せ丹哥府志挿圖

にも見えたるも今は東方へ移されたり。更に有名なるは本堂西南角先なる、

鐵 盤 にて西北紀行、丹哥府志鬼の飯碗といふ。郷土誌曰、

鐵 盤

智恩寺境内經藏ノ前側ニ在ル鐵ニテ鑄タル圓形ノ水漕ナリ直徑五尺七寸深二尺一寸アリ内ニ銘アリ、正應三年ト記ス、正應三年ハ伏見帝ノ御代ニ於ケル年號ニシテ大正六年ヲ距ルコト六百二十八年ナリ。天橋記ニ曰ク此盤昔當國中郡大原山興法寺ト云フ伽藍ニアリシ湯船ナリト、今ハ常ニ清水ヲ滿タシ手向水手洗水ニ用フ。

この鐵盤のことは京都府史蹟勝地調査會報告第五冊、

第貳編 第貳章 文

殊

611
29

閻伽水鉢ハ本堂ノ前ニアリ、鐵製ニシテ口徑五尺六寸二分、高サ二尺一寸アリ、口縁厚ク内側ニ突起シ外側ノ中央ニハ一帯ヲ繞ラシ底部ノ中央ニ水抜きノ大孔アリ、側ニマタ水ノ湧キ出ル小口ナリ。銘文ハ内側ニ存シ鑄出ニシテ次ノ如ク讀マル。

興法寺

湯船鑄畢

右以大願主並

十方檀那之合

力所鑄船如件

正應三年庚寅七月七日

大願主物部□□

大工 山川□□

毎月八日阿彌心經

大願主□□□□

文ニ依ルニモト興法寺ノモノナリシコトヲ知り得、但シ該寺ノ所在未ダ考ヘ得ズ、大願主及ヒ大工ノ名ノアル處、而粗トナリテ判讀スベカラザルモ香取秀真氏ハ當代ニ於ケル山川ヲ稱スル鑄物師ノ研究ヨリシテ大工山川ノ下ノ二字ヲ以テ、正應五年河内葛木慈光寺鐘、元應二年ノ周防遠石宮鐘ニ見ユル貞清ナル可シトセリ、成相寺ニ同式ノ而モ貞清ノ銘アル水盤ノ存スルニ對比シテ信ズ可キナリ。正應三年ハ西紀一二九〇年ニシテ伏見天皇ノ御世ニ當ル。マサニ古式湯船ノ現存スル最モ古キ一ニ數ヘラル、モノナリ。

稀有の珍にて目下國寶審議中なりといふ。此の鐵盤の西方に、

地藏菩薩銅像 を安置せり、小堂を構へて祭る。座像膝張り九十糎、高一米、臺座共總高一米三、日本六

體の地藏像なること刻銘に依りて之を知る。銘曰、

地藏大士銅像之銘並引

生死中□識浪罪根深結累々如山、惟下大悲願王之力難爲拔之茲道智居士我彼願海而喜捨資財手持寶珠鑄于地藏大士之銅像六軀安于某州五ヶ道場一軀留于我庵室自利々他欲脫六趣之業繫得二世之福利惟其願也

銘曰

枯撥寶珠 大悲願王 一瞻一禮 受福無量

況作銅像 安六道場 利益應現 冀遍十方

元祿七年甲戌年七月二十四日

但州養父市場大橋氏道智 敬白

萬里 鐵誌

刻銘、

この地藏像の裏に齋藤徳元の塔あり、丹哥府志「齋藤徳元墓鐵盤の後」とあり。幅一米、高二米、正面

正保〇〇〇〇

全〇宗淨信士

清岩院殿前瑞尹隣山徳元居士

一蓮宗〇

八月念八日

また丹後一覽集に、

第貳編 第貳章 文

殊

七六七

616
29

齋藤徳元墓、文殊にあり京極侯の家士にて俗名九兵衛と云其後致仕して徳元と改む、風雅の道を嗜む連俳に達人なり。
と見えたり。尙こゝに萬靈塔二三基あり、就中大板碑形幅九十五糎、高二米三、

文祿二年

③ 三界萬靈 (法名省略)

二月十五日

また自然石幅一米六、高一米八、

④ 三界萬靈云々 (法名省略)

また水盤に最も近きは幅一米二、高二米四。銘、

九世戸門前村念佛講中爲菩提立焉

三界萬靈

元祿五壬申歲七月 日

此の他延寶型位牌碑二基内一基は昭和二年三月震災に折れて兩斷せり。此處に、

稲富一夢の塔 あり。稲富に就ては丹哥府志に、

稲富一夢の墓 鐵盤の後

常山紀談曰稲富伊賀は元明智光秀の臣なり。光秀の女細川忠興の方に歸し時、其傳役となりて細川氏に來る、慶長五年の秋石田三成西國の諸侯をかたらひ兵を起さんと謀りし時、まづ諸侯の北の方を大阪城中にさり入れ質させんとす、是時忠興公は關東に在り、よつて其北の方河喜多石見稲富伊賀小笠原正齋などを呼びて我は城内に入ることを肯せず若し必とならば今日限りと思ひ定むべし、と

言ひければ正齋も公の關東に赴かせ玉ひし時思ひかけざる事なご若しあらん時は汝よくはからひて武將の取なき様にぞと仰おかれしもし過らば其時覺悟遊ばせと申ける。かゝる處へ城中より使を以て催促再三に及ぶ、七月十七日未刻斗に城中より五百餘りの兵を遣し玉造の屋敷を取巻き、將に亂入して捕へ歸らんとする勢あり。されども北の方は少も動ぜずかたて斯あらん覺悟なりとて正齋に介錯を申付け自ら刀をさりて死す。於是石見と正齋は屋敷に火を放て自殺しぬ、獨り稲富伊賀は人にまぎれて落ちうせにける。元稲富伊賀は北の方の傳役となりて明智の方より來れる人なれば別て遁るべき處にあらず、後に忠興公之を聞て是非此者を探し出し誅せんさせしを、伊賀は鐵炮の上手なれば若きものに教えさせても然るべしと、ある貴人の請ひければ其儘にぞなされける。伊賀は遂に髮を剃て一夢と號し世の交もなく居にける、後に京極侯に召れしよし忠興の北の方かたみさと思はれけん、手すさみのように書捨て硯の中にいりたる和歌落いてたる女房より傳へて世に残る其歌に、

先立つは同じ限の翁にも

増りておしき契りもぞ知れ

郷土誌曰、

稲富一夢齋之墓

一夢齋ハ尾張徳川氏ノ家臣ニシテ後チ將軍家ノ直臣トナリ鐵炮ノ名家ナリト云フ

墓石ニハ碑文モナク且ツ前面ノ文字モ不明ナル所アリ

位置 智恩寺境内ニシテ經藏ノ東側ニアリ

總高 九尺 出雲石ヲ以テ造ル

前面 伊州太守泰譽榮門 施主者羽柴丹後守高知

慶長十六辛亥二月六日

第貳編 第貳章 文 殊

610
29

稻富の素性に就きては右丹哥府志の説と一色軍記丹後舊事記の説及び丹後國御檀家帳載する處とは各々異れり、蓋し稻富氏は固と稻富保(今の須津村)に館し後弓木に城き天正十年九月細川藤孝忠興父子が義俊誘殺の際に銃の名手として一色の爲めに戦ひしことは丹州三家物語に、

米田監物弓木の城に向ふ事

忠興兼て監物に密談せられけるは、一色五郎を打ちさめば、汝はやく弓木に馳せ向ひ、請取べし、若城内の侍兵少も疑議する族をば一々に頸を刎、城を破却し歸るべし。出馬の合圖は狼煙なりと云合、騎馬十四五騎に足輕従ておかけける。宮津より西に當てのろしが嶽さて高山有、此山に兼て煙の役人付置かれ、一色を討さひとしく城内に煙を上げば、山上にもろしを立、彼十餘騎の兵さも方々の一味の者此の煙を見るよりも、監物に隨つて弓木に押よせて城内へ云入りけるは、御内室の迎さして米田監物は迄來り候也、此の上は子細なく渡し給へと申しつかわしたりけれども、城内曾て返答にも不及、中々調敷鐵炮を打出す。天下無雙鐵炮の上手稻富伊賀と言ふ者籠居て、分釐を打ちける間、よせて忽死人多かりければ監物先野田の橋つめ迄引取りて重て使者を以城中へ申遣しけるは、内室だに渡給は、面々には子細あるべからず、只今率爾の働し給ふ故、味方に手負少々有之といへどもそれは武士の作法なれば何苦ふ候べき。藤孝前をばよろしく取成可申念比に申遣たりけれども、城内評議區々にて、さやかと云ふ間に傍の者ども内室を人質に取て、うしろの山より忍び出、但馬をさして落行ける監物は聞よりも諸鏡にて追懸たり、但馬の國藤ヶ森にて追付、無恙内室を取返し米田は宮津へ歸りける。

同書また、

稻留一夢、はじめの名は伊賀なり、丹後國の住人にて一色五郎滿信の家臣たりしが、滿信亡び給ひし後忠興の侍にぞ成にける、此度大阪屋敷の留守に忠興おかれし處に、主人の用に不立して刺其行方も知ざれば忠興ふかく是を憎み、何ぞぞして此者を搜出し火あぶりせんと索らる、斯て稻留が城中に罷在主人の役に不立事無是非次第と聞えける、其ゆへいかにさなれば、稻留伊賀鐵砲の名人ゆ

へ大阪衆の歴々に弟子たる人多かりぬ、此故に稻留がほろびん事を惜みつ、鐵砲稽古に事よせて兼て城中に呼入たり、此時いまだ文色もなかりし時なれば早晩の事と心得て稻留は城中へ參りしも了簡なき所かや、抑も此稻留といふ者は奇妙奇代鐵砲の上手也、其妙を語るにいまだ見ざる人信じからずおもはぬ者はなかりける、稻留が常に用ふる鐵砲は、玉目一兩より八匁まで限りにて其町間も八町の外を不好なり、八町より内の物信蓋を切ならば不中といふ事なし、あるひは暗夜狐狼の聲を聞するて闇中に打留るは只空區の内の物を拾がごこし、稻留廿五歳の時、橋立大明神に一七日斷食して目くら打といふ工夫をせしと聞えける、十能十藝いにしへより手練の者は多けれども離切たる飛道具、稻留ほどの精敷者はいまだ不聞所なり、關ヶ原鎮りて後長くも權現様御直に越中守に御詫言あそばされ頭刺せて一夢と號し世上の師とぞなされける。

と載せたり、此より經藏、多寶塔を隔て、奥平定皓の墓標大五輪塔あり敷幅二米、臺二段積總高四米(寫眞第三十八圖參照)奥平氏は元祿十年二月下野國宇都宮より宮津に入城し享保二年二月豊前國中津城に移りしものにて丹後在封二十年間、定皓は其の一族にて國老たり。郷土誌、

奥平修理大夫之墓

總高 一丈四尺二寸

敷石 長サ一丈一尺五寸、奥行一丈二尺三寸

前面 智涼院松嶽道壽居士

右 寶永四丁亥六月念三日

左 俗名 奥平修理定皓

花崗石ヲ以テ造リ智恩寺中墓碑ノ最モ大ナルモノニシテ多寶塔ノ東側ニ在リ、奥平修理ハ豊前中津ノ家老ナリ。

また與謝郡誌曰、

610
29

文殊境内奥平公墓標高十二尺餘、新しき型にて上に脱體現成、下に智涼院松嶽道喜居士、寶永四丁亥六月念三日、俗名奥平修理定晴とあり同境内外に大五輪二基あり。

該碑の南方墓地内に嘉吉在銘の、

阿彌陀石像 あり、丈一米七十糎「音一房、底阿彌陀佛、七世父母宗○禪門妙祐禪尼嘉吉元年六月二十五日」の刻名あり。東京帝國大學考古學會出版の考古圖集第三十五集に寫眞を收め説明して曰、

與謝郡九世戸智恩寺の石佛

天橋の傍九世戸智恩寺の墓地内にあるもの阿彌陀の像にして高さ石臺を加へて五尺六寸三分あり。形整ひその衣紋の間に

音一房

□阿彌陀佛

七世父母定□□門□□禪尼

嘉吉元年六月二十□日

の刻銘ありて、嘉吉の造立なるを示せり、同寺境内にある應永、永享の石佛は從來人の注意に上れるも獨り此の像のみ漏たりしを以つて今本圖集の最後に收めたり。

と載せたり。こゝの墓地内に、

佐野城主の板碑 あり、本來板碑は關東地方に多きも此の地方には稀れにて此の墓地内佐野備前守供養の板碑稍々板碑の形を備ふ、該板碑に對する編者の私見は嘗て大正十四年八月十三日橋立新聞紙上に披露したるあれば左に轉載す。

佐野備前守の菩提の跡を訪ふ。

熊野郡佐濃村に佐野備前の守といふ豪傑が城を構へて居り代々備前の守を襲名し、其の何代目かの備前の守が天正年中に細川軍を引受けて苦戦惡闘した事が丹後舊事記や一色軍記などに詳しく書いてある。其の惡戦した人の先代備前の守の墓碑と其の妻の逆修塔とが文殊智恩寺の墓地内にある、塔は山陰の廻り石で兩者とも板碑形に造られ火風空三輪の倣なる屋根形は著しく前に翳し下方に豐麗なる蓮華座を浮き出し、其の間に位牌形の輪廓を造り上に大日如來の種字を彫り下に法名と命日を二行に割書してゐる。其の男性の方は、

前備州廣林源譽禪定門文明十六甲辰年四月廿三日逝

また女性の方は、

預修春屋稟柔禪尼明應二甲寅年二月時正日

文明、明應共に後土後門天皇の紀年であるが兩者の中間に長享、延徳の二年號があり延徳三年足利義視の死を界として前を室町時代後を戰國時代と史家が勝手に區別するのである。長祿三年の田數帳熊野郡の部に、

一、海部郷四十四町六段百九十八歩

佐野次郎

一、佐野郷二十五町九段百二歩内

佐野四郎

十三町六段三百八歩

とあり、天文の御檀家帳熊野郡の部に、

一、ゆうけ 家百軒斗大なる城主なり

佐野殿

一、佐野のひじ山

三郎兵衛殿

第貳編 第貳章 文

殊

こあり、また丹哥府志には天正十年一色細川合戦の條に、佐野備前守は元油池山にありけるが一色五郎義清の命に従ひ佐野の砦を固む砦破れて後油池の本城に歸り山國若狹守牧左衛進と同じく松井の爲めに討死す。

と見えてゐるが油池城は海部村で佐野城は上佐濃村であり田數帳に次郎と四郎と見え御檀家帳にもうけの佐野殿さひじ山の三郎兵衛殿とあるより見ても兩者掛け持ちにあらずして恐らく同族別家で双方ともに足利時代には豪族として、權勢を振つたものであらう、備前の守佐野城に力戦し油池城に退いて戦死したのが天正十年とすれば前記碑銘の文明十六年より九十八九年の後である、隨つて前記石碑は祖父か曾祖父か何代目かの祖先備前の守であることなければならぬ、惟ふに備前の守廣林の歿後十年其の妻春屋が明應二年に智恩寺に詣で、夫の菩提を弔ふと共に自分の冥福を預修したものであるまいか、預修は豫修とも書いて逆修と同じことである、忠臣二君に事へす貞女二夫に見へすは我が武士道の訓ゆる婦教であるが、如何に偕老同穴を盟ひ高砂やと謠ひ納めた夫婦でも抱き合ひ心中なら免も角も、左の無い以上一處に死ぬことは滅多に無いので夫の歿後は文殊大士の慈悲に隨つて亡者と自己との功德を區別せぬ様に飽くまで冥福を共にせようとする寡婦の心事を追想すれば實に涙ぐましい感がある。

この板碑のことは府の報告書にも採録されまた熊野郡誌にも見えたり、外に板碑一二基あり板像は種々あるも十三佛の板像見るべし。類碑は橋北なる長江の寶泉寺、田原の龍燈寺に之を見るも蓋し稀有のものたり、また此處に米田監物の墓標あり、丹哥府志曰、

米田監物墓 塔の後

碑文云、君姓米田諱求政幼名貞能稱源三郎、後癸卯號宗堅肥藩耆米田氏之遠祖也、君自幼事室町氏光源院見弑也我先君泰勝公立公子覺度是爲靈陽公君之功亦多居以故拜從五位下壹岐守靈陽公不君君歷諫不聽其將殺泰勝公也君誅曰長岡某忠勤赫然殿下如何一旦信參人之言而忍殺之靈陽公大怒謂君蒙之泰勝公親玉君虛請與俱行君遂來依公待以賓禮翁主配之明智光秀弑織田公也以其姻戚招公公召諸臣

謀之君曰君侯國織田氏焉侯背恩不詳且試君之賊滅亡無日彼既思君何有新姻戚然則從亦亡不從亦亡等七七乎義其公曰答遂親其使是其功之最昭々者也、若夫忠言嘉謀不素之行我藩故祭酒孤山敏先生著之碑文載在于遺稿今不贅矣君文永六年某月日生以天正十八年七月廿八日卒春秋六十有三葬于智恩寺中。

郷士誌曰、

心月宗堅居士之墓

心月宗堅(米田監物)ハ宮津城主細川家ノ執權職ニシテ米田子爵ノ先祖ナリト云フ。天正年間ノ墓ナリト

位置 智恩寺境内茶屋裏ノ墓石中ニ在リ

構造 花崗石ヲ以テ方形ニ作り最上ハ一ツノ石ニ空室ヲ作り入ル、ニ出雲石ニテ作りタル五輪ノ塔ヲ以テス、其塔ニ心月宗堅居士ト

刻ス

米田監物宗堅は天正十年一色義俊を誘殺して丹後を領有したる細川氏の重臣にして、其の義俊誘殺に關しては前段稻富一夢の條に一端を敍したり、其の主家と共に丹後に入りしは天正六年にて該碑は天正十八年七月二十八日卒去に因る墓標なり。丹哥府志碑文を録せるも何れに收めけん今見えず、米田氏は後復た主家に隨つて慶長五年晚冬豊前小倉に去り更に肥後の熊本に移り明治維新に及ぶ。爾來年忌毎に法養を修せらるゝの例なりと。之にて山門本堂間賽堂以西の分を終り更に賽道以東の分を擧ぐれば、先づ山門を入りて直右に加茂季鷹の歌碑あり、幅三十二糎、高一米三二の石柱に一色興時の歌を書き他面に由來を録す。刻銘、

青海原可々留氣色濃阿禮伐又

第貳編 第貳章 文 殊

此哥者一色興時がばやう詠おきけるを眞子
詩標が碑に建ま實しさて、予爾書て與と乞
け禮婆以那みかたくて今歳天保十餘り二と
いふさしの初秋記す物也九十一翁賀茂季鷹

此に寶篋印塔一基あり、臺三段積花崗石造なるも剝滅甚だしく文字の大部不明となれり、敷方一米四九
輪頂上まで總高四米、丹後宮津志曰、

智恩寺境内更に寶篋印塔あり、山門の内本堂に向つて右手に高十三尺施主具性妙本禪尼とあるも建造年月日今讀む能はず恐らく天保
前後のものならん。

郷士誌曰、

寶篋印塔

位置 智恩寺境内多寶塔ノ對面ニ在リ

總高 一丈一尺八寸

石質 花崗石

圓中ニ梵字一字ツ、四方四字アリ、四方共ニ文字數多アルモ風蝕シテ不明ナリ。

大日如來四親近定門尊なる四梵字及び寶篋院茶羅尼種字「シツチリ」字の外に、

若於此塔 或一禮拜 若有衆生 能於此塔 一香一華 禮敬供養
或一右邊 塞地獄門

開善提路

塔所在處

八十億劫

生死重罪

一時消滅 後生佛家

奉造立寶篋印塔一基爲家門累葉先亡諸性靈等拔苦

與樂現在衆人滅罪生善災障消除福壽增長子孫繁榮

乃至法界平等利益

熊野郡湊宮村

施主

具性妙本禪尼

の刻銘あるも年曆を見ず手法より推して恐らく天保前後のものなるべし。此に有名なる、

三重城主の等身地藏 あり、應永三十四年九月建つる處の石佛なり。丹後與謝海圖誌前掲の如く、

總門兩方に石地藏あり、西の方當國三重大江越中守といふ者造る所一千體の内等身の像なり應永卅四年也、東の方は日州大守沙彌祐
長といふ者造る永享四年なり。

舊事記曰、三重城の條、

丹哥府志の挿圖にも前述の如く門内の東西に石地藏の立てるあり何時頃ここに移轉せしものにや、丹後

大江越中守 一色氏の陣代、日置大和守の嫡男、應永年中三重郷を分て代々一色の陣代とす、四千石を領す、是居城の始なり實子あ
らざる時は日置城より家を繼ぐ、古記曰成相寺觀音堂は二丁餘の山上にありけるが應永年中山崩れ地裂けて堂塔傾倒す、此時に三重
城主大江越中守の家族福田藤十郎の子息落髮沙彌圓庵、力を合せて本堂を今の地に引移す、又九世戸文殊堂の門前に石佛の地藏二軀
あり西の方は此大江の作る一千體の内等身の像にて背中に銘あり奉彫刻一千體等身願主大江越中守法名永松、天橋記久世戸文珠内海

丹後吉津村誌
の菩薩岩俗に不見猿右坂の石像不開左坂の石像不言此の三體も大江越中守の一千體の内なりといふ。

丹後吉津村誌

七七八



大江越中守の等身像

丹哥府志、宮津府志、一色軍記

丹後野乘等大同小異の文を載せた

り。丈一米八五、脊銘曰、

願主三重郷大江越中守法名永松

奉彫刻一千體内特取石等身圖以

結永世勝因者也

應永卅四年九月十七日

文字存する部分長九十六糎、幅

二十四糎あり、此の北に並びて更

に石地藏あり、丈一米五七、手法

前者に比して下劣なり。年月を記

せざる爲め建立のときは不明に屬するも恐らく江戸中期以後のものならん。刻銘、

施主 新治村 清 心

此の並びの更に北方に尙一基の石地藏立てり、固と大江の等身像と共に門内にありしもの、東方なる地

藏像にて丈一米六九、京都府史蹟勝地調査會報告、

境内ニアル三軀ハ何レモ地藏ニシテ中央ヲ除ク他ノ二ノ背面ニ同ジク造像銘ヲ刻セリ、東ノ一軀ハ總高六尺一寸ニシテ銘ハ

願主三重郷大江越中守法名永松

奉彫刻一千體内特取石等身圖以

結永旨？勝因者也

應永卅四年九月十七日

トアリ、文中見ユル三重郷ハ蓋シ中郡三重ノ地ナル可ク、當時同地ニ據レル大江氏ノ寄進ト見ル可キナリ、文字存スル處長サ三尺一

寸六分、幅八寸アリ、他ノ一ハ總高五尺六寸

願主□州太守沙彌祐長

永享四年壬子四月廿七日

ト刻銘ニ行ナリ、願主ノ下ノ一字明ナラズ、香取氏ハ日ト釋シ、天沼工學博士ハ因ト讀メリ、後者ナルベキカ、

因州太守疑ふらくは竹野郡恒技保なる三上因幡守にはあらざるか。

此の東側に観音の銅像あり、竹野郡間人村松本重太郎の寄進に係るものにて三體の像を此と陸の松島と

藝の嚴島との三景地に奉安せしものなること銘文にあり。明治三十九年改版大日本橋立みやげ曰、

◎觀世音の像

丹後竹野郡間人村の出身者にして一時大阪はいふに及ばず關西地方に於て豪商の聞へ高かりし松本重太郎となん呼ぶ人の先祖菩提を

弔ふ爲めに建立せしものは像の背面に記されたり、盛者必滅今は其の人の呼び聲も聞かずなりぬ云々。

第貳編 第貳章 文 殊

七七九

六角形三段積み高一米三、舞臺掛の臺上に立てる銅像蓮華座共約三米餘、背銘曰、

謹按觀音薩埵本誓之聖文我誓願大悲之中一人不成二世願我隨處妄罪過中不還本覺捨大悲云々余悅薩埵行願有歲于此矣鑄造靈像三軀奉安于橋立嚴島松島之三勝地以祈媿妣冥福施及衆生也與傳榮華兮百世寧遺寸善兮千春云爾

感徳院元質義亭居士
爲 妙奇院利室松貞大姉 菩提

明治三十五年一月 願主 松本重太郎

臺石に「肝煎荒木金兵衛」と刻む。尙此像に就ては郷土誌に、

觀音銅像

松本氏ハ丹後間人村ノ産ニシテ若年ヨリ大阪ニ出テ遂ニ豪商ノ班ニ入り亦選バレテ代議士トナル銅像ハ氏ノ寄進セル所ナリ

明治三十五年一月 原型彫刻師 田中主水

大阪市松本重太郎寄進 鑄造師 今村久兵衛

銅像高一丈五寸 考案 山口丹金合名會社

臺石高四尺五寸(花崗石) 石工 津田連吉

總高 一丈五尺

位置 智恩寺境内山門テ入りタル所ニアリ

更に本堂に接近し丁度關伽水鉢の對面に大寶篋印塔ありて、

和泉式部歌塚 といふ、後段鶏塚の條に掲ぐるが如く固と鶏塚の磯邊にありしも洪水の爲めに崩れて埋もれたるを明應の頃に此に移したりと丹哥府志に見ゆるも如何にや、郷土誌曰、

和泉式部之墓 (歌塚)

位置 智恩寺境内鐘撞堂ノ下ニ在リ

總高 臺石共ニ一丈一尺五寸アリ

石質 花崗石ヲ以テ作ル

中央ノ角石ニ梵字一面ニ一字ツ、四字アルノミニシテ碑文ナシ

この和泉式部の塔に就きては事實式部の塚にあらず、其の夫藤原保昌の塚なりとなし、あはれ一國の國司の塚も其の妻式部が和歌の才名に蔽はれて取換へられ地下の白骨男女を別たむ由もなし。國司の權勢は敢果なき榮華の夢と消えて妻の才名に及ばずと其の著「一蓑一笠」に載せたり。事は後段保昌塚の條に譲る。

此の横に芝英の句碑あり、方二米、野面石亂築臺上幅一米、高一米四の自然石を建て同翁の句を刻めり。

橋立や松を吹井の浦千鳥 七十翁 芝 英

裏記、

大正十三年一月建之

宮津 松風社

岩瀧 天橋吟社

第貳編 第貳章 文 殊

此の裏常緑樹の巨幹繁りたる處當寺墳塋にて累代の墓碑無縫塔建ち並ぶ。

更に境域を内川の渚に沿ひて北に出づれば其の先端切戸となれる處是を見構の鼻といふ、蓋し構嶺こゝに到りて始めて見るを得なければなり。此處が舊來の渡船場にて詩歌に顯はるゝ切戸は多くは此處を訓みしものなり、舟小屋、渡守住居、待茶屋など今は昔の面影を偲ぶ遺蹟とはなりぬ。こゝに、

神鞭謝海追慕碑 あり、仙臺石高四米五四、幅一米七二の巨石が約四米の波見崎石亂築臺上に巍然として立てらる。郷土誌曰、

神鞭謝海翁追慕碑

位置 天橋立九世戸

敷地 面積二十坪

總高 二十八尺 臺高三十三尺 中五尺七寸 厚八寸五分

臺石ハ奥謝郡波見崎ノ自然石

碑石ハ奥州仙臺石卷港ノ産出ナリ

周圍ヲ廻ラスニ花崗石ノ角柱五十八本ヲ以テス。前面二十四ヲ並列ス

謝海神鞭翁追慕碑

嗚呼我謝海神鞭君忠信篤厚國士無双其一言一動皆發至誠最長孝道富友情尚氣節慎趨合稜稜俠骨敢然赴人之難然亦明守公私之分未曾以此代彼夙奉官職尋列議院又屢就顯榮之任常嘆民力未充國權未伸傾注精力匡救自任于朝于野計業靡懈中季以降深抱東亞之憂集徒結盟講所以保全友邦治平寰宇之道慨然而憤露國之故肆首唱征討之議侃諤急言終爲朝議之基焉明治乙巳奮雄圖入朝鮮將大伸其素懷不幸與病而

還國春秋五十有八澄焉空隔幽明非矣哉爾來國運興隆國勢進暢君之宿志庶幾或將酬矣雖然如今內外國策皆君之力者不鮮而時弊救頹風亦有望于君焉奈何國士遠去溫容不可復親痛嘆曷可勝哉今茲距君之死十周年故舊門生胥謀卜地於其桑梓謝海之濱建神鞭事以表追憶之意君之事歷與性行詳于往年同人所編謝海言行錄中今不復贅且述懷舊之情系以銘銘曰

| | | | | | | | |
|------|----|-----|----|----|----|----|----|
| 天橋 | 接天 | 景維 | 三絕 | 靈氣 | 攸鍾 | 乃產 | 寄傑 |
| 溫潤 | 如玉 | 皎潔 | 如雪 | 克忠 | 克孝 | 臣子 | 完節 |
| 夙憂 | 邦家 | 濺厥 | 心血 | 輔車 | 定計 | 終掃 | 讐發 |
| 偉哉 | 謝海 | 不涸 | 不決 | 于勒 | 貞珉 | 永光 | 遺烈 |
| 正四位 | 子爵 | 本莊 | 宗義 | 篆額 | | | |
| 友人 | 富田 | 鐵之助 | 撰 | | | | |
| 平安逸士 | 山田 | 得多 | 書 | | | | |

大正四年歲次乙卯一月

京都 芳村茂右衛門 鐫

神鞭謝海は石川村の産、吉田氏に本姓鞭、幼名重太郎と呼ばび後知常と改む。謝海は其の號にて與謝海を寫すと、石川村誌曰、

本村出身の偉人に神鞭知常あり、知常姓を鞭と呼び氏は吉田なり、父を重藏と言ひ嘉永元年に生れ幼名を重太郎といひ明治二年神宮寺に住して神宮寺鞭と云ひ神鞭と改む。已にして藩主本莊宗武侯に拔擢せられ舊城代家老沼野家の嗣子秀正、御用人河瀬家の息秀治等と東部に遊學し六年大藏省租稅寮に出仕し翌年轉じて内務省に入り米國に留學すること二箇年九年歸朝し爾來大藏省權大書記官、同省主稅局次長に歷任し、二十二年帝國憲法發布により二十三年京都府選出衆議院議員となり、爾來當選六回に及び、官法制局長に

610
29

して内閣恩給局長を兼ね位從四位勳四等に昇る、明治三十八年朝鮮に渡航して病を得六月二十一日須磨に歿す云々。

追慕碑の此の地に建てらるゝ蓋し謝海に因めりと。

此の追慕碑のほとり池を穿ち土を盛り見栲の景勝更に一段の風趣を添ふ。こゝに一基の五輪塔及び石佛あり、五輪塔は高二米、地輪の刻銘、

圓寂好伯 是〇齋

紹音庵主 覺 靈

元和四年六月四日

石佛は文殊菩薩像にて臺座刻銘、

日本回國

九州天草

丑〇村人

この邊に舊切戸渡守の詰所あり、明治中葉頃より待合所にて茗をすゝむこととなり、明治晚年更に旗亭數戸名産を鬻ぎしも大正十二年三月切戸の大天橋、小天橋の架設全通によりて幾百年來の渡舟類れ今は只昔を語る場所となりぬ。

二、吉野神社

社格は村社にして大字文殊區の氏神なり。丹後輿謝海圖誌、

荒神社 龍野山の麓にあり、文殊門前村の氏神なり。

社地即ち吉野山の麓通稱宮ヶ谷の口にあり、舊と佛法僧の三寶を守護すべき智恩寺の鎮守三寶荒神なりしもの、維新の政變に神祇官復活して神佛割判せられ慶應四(九月八日)年三月太政官布告第百九十六號「佛像ヲ以テ神體ト致シ候神社ハ以來相改可申、本地杯唱へ佛語ヲ社前ニ掛ケ或ハ鱒口梵鐘佛具ノ類差置候分ハ早々取除可申」なる趣旨に基き、翌明治二年智恩寺の支配を離れて氏神となす。智恩寺文書、

乍恐奉願上口上覺

一、當村智恩寺鎮守三寶大荒神

右者是迄九世渡智恩寺持ニ御座候處、御一新ニ付此度同寺ニ願入同寺納得之上村支配氏神ニ申請奉祭祀度候間恐多キ御願ニ御座候得共何卒厚以御憐愍乍右之段 御許容被成下候様奉願上候 右願之通被 仰付被下置候得ハ村中一同難有仕合ニ奉存候 以上

明治二年

巳四月 日

文殊門前村

百姓代 茂右衛門

同 村

組 頭 又左衛門

寺御役所

前澤代右衛門様

蓋し舊との祭神なる三寶荒神に就ては三重郷土志に、

第貳編 第貳章 文

殊

如來荒神、地主荒神、夜那荒神其他異名あり「眞俗佛事編」に大和竹林寺の記を引て持統帝の御宇役の行者金剛山に修行せし時首に寶冠を戴き六臂具足せる神人赤雲中に現れ我は三寶衛の神にして世に荒神といふ我常に淨信修善の者を扶け不信放逸の者を罰す云々なる示現を得て祠を建て、祀りしこと及び聖武帝の御宇眞僧辨正荒神の感現を拜し神影を版に畫て東大寺の東南に祠を構へて祭りしこと等を記し弘法大師は高野山を拓くに當り障礙を避くる爲に荒神を祀りしといひ如意尼は六甲山に之を祀ると云ふ。但し「日蓮宗御義口傳」には三寶荒神は十羅刹女のこゝにして飢渴貪欲障礙の神となす、要するに羅刹夜叉等の惡鬼神を祭りて守護神とする印度の風習東漸し上世我が所謂荒魂と唱へられたるものを佛教化して又我が國風に剛致し茲に荒神と稱するに至りしものなるべく、塞の神と思想の共通せるものあるより村里上端の山鼻に地を卜し臨時祭壇を設けて此神を齋き注連を張りて邪惡の侵入を障礙したるもの次第に意義を擴張し村内の邪惡を下流の外端に追出して又祭壇を設けて荒神を尊す、多くは祠宇の設けなく石を立て樹を植て標となし必ず神靈の宿れるものとして樵采を禁じ、犯せば則ち祟りありとす、後世の厄塚障塚、札藁場は殆んど荒神の祭場にあらざるはなし斯くして村里の前後東西に注連を引廻して地域を劃定し其區域内は荒神の占有地なりとの信仰は總て地主神即ち地主荒神の起原にして城砦及び社寺は元より個人の私邸に猶此の神を祭るに到り、遂に佛法僧の三寶を護持して災禍を阻塞する靈神と爲り三寶荒神の稱即ち起り、毎戸厨房裡必ず奉祀せらる。

と、斯くて前述太政官布告に従ひ三面六臂の佛像を智恩寺に還納して新たに靈代を奉安し、吉野山に因みて吉野神社と稱し、明治六年二月十日時の所管廳豊岡縣より村社に列せらる。(寫眞第二十五圖參照)京都府廳社寺課藏神社明細帳、

京都府管下丹後國與謝郡文珠村字宮ノ谷

一祭 神 不詳 村 社 吉野神社

一由 緒 勸請年曆其他不詳

一社 殿 梁行四尺 桁行五尺

一籠 屋 梁行二間 桁行二間半

一境内坪數並地種 四百十二坪 官有地第一種

一境内神社 一社

稻荷神社

祭神 倉稻魂命

由緒 不詳

建物 梁行一間 桁行一間

一氏子戸數 五十戸

一管轄廳迄距離數 三十二里

以上

右神社兼動與謝郡宮町

日吉神社祠堂

牧 正 就 ㊦

氏子惣代

吉田 又左衛門 ㊦

山本 助右衛門 ㊦

七八七

明治十七年五月 日

山崎勘左衛門 ㊦

右村戸長

山川超造 ㊦

また與謝郡誌、

吉野神社

吉津村字文殊小字宮ノ谷、もこ三寶荒神を祀りしも維新の政變神佛割判により荒神の稱を廢せられたるま、今に祭神不詳となす。神祇志料には吾野神社今須津村和我野にあり木村より文殊村に出る道を和野塙といふは吾野の訛なりとあり亦參考となすべし。明治六年二月村社に列せられ吉野神社と號す、氏子五十九戸、祭同前、境内に稻荷小祠あり境外には宮津境の蛭子尾に惠美須神社あり。神殿其他工作物の重なるものは、

- 一、神殿 流造松材博葺梁二米五、桁三米、建坪七平方米五
- 祠前吉野神社の額面を掲ぐ、舊宮津城主本莊宗秀の筆にて、

吉野神社

明治三年庚午秋八月

從四位 藤原宗秀 (花押)

- 一、切棟造瓦葺幣殿建七平方米但梁二米五 桁三米

神殿と同時の建築なり、札その他記録別になし。

- 一、境内末社稻荷神社瓦葺建坪三平方米

當社の沿革に就ては智恩寺文書に、

乍恐奉願上口書

一、當村氏神三寶荒神末社稻荷大明神之儀ハ先達而奉願上智恩寺を讓受候儀願之通被 仰付雖有仕合奉存候 然處右稻荷社字龍穴ニ申處に御座候處昨辰年七月大荒之節山崩れ仕り相埋り候に付無餘儀文殊道字古切戸ニ申所江假移し仕置候處 思敷場所も無御座候間三寶荒神末社ト致置申度奉存候 乍恐右之段御許容被成下置候様奉願上候 右願意之通被仰付被下置候は、村中一同雖有奉存候 以上

明治二年

巳四月

文殊村百姓代

茂右衛門 ㊦

同 村組頭

又左衛門 ㊦

寺御役所

前澤代右衛門様

即ち固と龍穴に祭りありしも明治元年山崩れに罹り、古切戸に遷座し更に此に移せるものなるを知る。

- 一、出雲石造座犬形石狛自基總高一米二左右一對

刻銘、

明治三十一年戊八月

有志人

幾世勘七

幾世重右衛門

山本助右衛門

古田治郎助

吉田又左衛門

山田善兵衛

倉田 又右衛門
小田 助左衛門
山崎 勘左衛門
古田 義右衛門
川崎五郎右衛門

一、切棟造瓦葺籠舎建坪二十八平方米（但梁七米桁四米）

一、花崗石造宗和形石燈籠敷幅一米、高一米八、左右一對

銘、

献燈

弘化二年九月吉日

一、花崗石造明神形華表高三米五、横明三米、一基

銘、

明治二十九年申八月吉日

前記本莊宗秀筆扁額を紫銅にて鑄造して掲ぐ。

外に無格社宮津町界なる赤巖の上の山鼻に、

蛭子神社 あり、老松風に舞ふの下に古社あり、地籍もと鍛冶町及び獵師町なりし關係上信者宮津町にあり。昭和二年地震の爲めに社殿倒壊しいま壊れ残りの古材を結び合して小祠を構へ僅かに餘喘を存す。由

緒沿革知るに由なく廢絶に垂んとせり。また杉清水の上の西側山鼻に、

秋葉神社 あり、安政四年巳二月二十三日文殊部落殆んど全焼したるより爾來此の日を記念日とし火災

鎮護の神なる秋葉權現及び愛宕權現を奉祀することとなり、遠州及び京北に參拜勸請して奉安す。今の社

殿は慶應四（九月八日）辰年三月建つる處、一米平方ばかりの瓦葺の小祠に内陣を二間社に作り、火災鎮

護の神なる秋葉及愛宕の兩神靈を齋く、社内木牌次の墨書を存す。

明治元年三月吉日

發起人 吉田 又右衛門

世話人 山本 助右衛門

山崎 勘左衛門

八日縁日。

三、天橋立神社

天橋立地内に鎮座され（寫眞第二十六圖參照）傍に磯清水あるより磯清水神社ともいふ。神域國有地四

八五亞（四段八畝）南面して文殊智恩寺の方に向ふ。當社の由緒沿革に就ては種々の説あり。丹後舊事記の

載する處、

橋立大明神

與謝郡天橋立

第貳編 第貳章 文

殊

祭神豊受皇大神宮、崇神天皇三十九年天照皇大神宮を崇め奉る、吉佐宮倭姫の垂跡なり。

此の説は宮津府志、丹後一覽集、丹後細見録等に採録せり。また丹後宮津記には、

豊受大神 與謝郡切戸にありて與佐宮と言ひしを後世橋立に遷して改めて橋立明神といふ。按に與佐宮舊趾今切戸に在り何頃よりか其の近傍に文殊堂ありしが奸僧雪山なる者其佛の榮える間に遂に本社を今地に遷して其趾に文殊堂を構へたりしなりといふ。甚だ憎むべき所業なりと云ふべし云々。

この説は宮津府志に轉載せられ更に皇大神四年鎮座考近くは栗田博士の神祇志料にまで採録されたり。之等の諸書皆吉佐宮の跡なりと爲すと同時に豊受大神を祭ると爲す。蓋し吉佐宮は崇神天皇の朝に天照大神を奉祀せる今の内宮にして豊受大神は雄略天皇の朝に迎へられたる今の外宮の祭神なり。此の事に關しては與謝郡誌、

諸書載する説おのづから異なるものあり、皇大神と豊受大神即ち内宮と外宮とを混同せる向もありて一定せず、按するに此の兩者は倭姫世紀にある如く判然別個にして皇大神を吉佐宮に齋き奉るのとき、其の御饗都神に丹波郡の眞名井原に降臨御鎮座あらせられたる豊受大神を橋立近邊に迎へ奉り、皇大神の伊勢に御遷幸の後祭祠も頼れしを、雄略天皇の朝に皇大神の御託宣により眞名井原へ勅使を御差遣、伊勢の度會に奉遷したるが豊受大神なれば吉佐宮は内宮の皇大神なるは謂ふまでもなし。

と、即ち吉佐宮の後身ならば天照皇大神を奉祀すべき筈なるも豊受大神を祭神とせる所より見れば橋立明神と吉佐宮は別個のものなりと謂はざるを得ず。丹後與謝海圖誌、

橋立大明神 本社豊受大神を祭る左は大川大明神右は八大龍王を祭る。拜殿三間四面此の一字宮津城主の建立所也、今有所正徳年中

奥平昌春の建立なり。

正徳年間智恩寺六世妙峰和尚の代に城主奥平侯の再建に亞で嘉永三年同寺十四世正順和尚代に本莊侯の造營あり。智恩寺文書、

奉願上口上覺

橋立明神拜殿去年六月廿四日崩片付置候得共此度何卒任先規例 御領主様御造營 被仰下候様奉願候 以上

嘉永三戌年十月

九世 戸

智 恩 寺 卍

寺社御役所

橋立明神拜殿修覆料銀二百目被下置候に付相渡候間取書持參高橋團平宅江役僧可被指出候 以上

十一月廿五日

役僧文龜藏主高橋氏江取書持參ニテ罷越候

證 文

橋立明神拜殿修覆料銀二百目被下置難有奉領納候 以上

嘉永三戌年

十一月廿五日

九世 戸

智 恩 寺 卍

寺社御役所

第貳編 第貳章 文

殊

七九三

當社の前身が伊勢神宮の内宮の故社なりや、外宮の故社なりや、將た去る縁故なきものなりやは前述の如く輕卒に論斷すべきにあらず、俚俗一般雪山和尚が文殊智恩寺擴張の爲めに境内より橋立に遷座したりとの説の信ぜらるゝものゝ如きも、雪山和尚は同寺中興五世の住持にて時の領主奥平侯の歸依篤く、其の寶永二年遷化後に於て六世妙峰和尚が正徳年中に侯の寄進を得て明神の再建を爲せる點は首肯すべきも雪山が切戸を渡して橋立に追ひ出したりとの説は信ずる能はず、何となれば正徳は雪山の歿後數年を経たる六世妙峰の代なるが、それを溯る六十餘年前同寺中興開祖別源祖調禪師示寂の歲なる慶安四年十一月に同寺二世南宗和尚に依りて社頭に建立せられたる石鳥居は現に渚汀に存し、尙數百年前鎌倉時代の筆なりと上下に認めらるゝ成相寺伽藍繪圖に橋立明神は明かに現在の位置に畫かれあればなり。神社と天橋立との關係は所傳より遙かに古かるべし、府の明細帳には祭神を伊弉諾命となす。曰、

京都府管下丹後國與謝郡文珠村字天橋立

無格社 磯清水神社

一祭 神 伊弉諾命

一由 緒 不詳

一社 殿 梁行四尺
桁行一間半

一籠 屋 梁行二間
桁行二間

一境内坪數並地種 千四百六十七坪 官有地第一種

一信徒 人員 四十七人

一管轄廳迄距離里數 三十二里

以上

右神社受持與謝郡宮町

日吉神社祠掌

牧 正 就 ⑩

信徒總代

吉岡 亦右衛門 ⑩

山崎 勘左衛門 ⑩

山本 助右衛門 ⑩

右 戸 長

山川 超 造 ⑩

明治十七年五月 日

現在に於ては籠屋を失し神域左右十二米、前後十四米、高一米盛り上げ花崎石玉垣を廻らし神殿を建つ、工作物左の如し。

一、神殿流し造檜檜材檜皮葺建坪一二平方米

明治四十年五月の再建。

一、切棟造瓦葺砲彈舎建坪一平方米七

第貳編 第貳章 文 殊

明治二十九年六月軍艦橋立の獻納したる砲彈二個を容る、砲彈銅版を附し次の銘を刻す。

軍艦橋立 明治二十一年八月六日横須賀鎮守府造船部ニ於テ工ヲ起シ同二十四年三月二十四日 陛下命名シ給フニ橋立ヲ以テセラレタリ。其ノ竣工スルニ當ツテ日清ノ役アリ直チニ從軍シテ黄海及旅順威海衛南洋ノ諸戰ヲ經今回巡航シテ艦名ト緣故アル此地ニ來船ス依テ記念ノ爲メ本艦搭載スル處ノ東洋第一ノ巨砲カネー式三十二珊砲彈二個ヲ擬製シ之ヲ奉納ス

明治二十九年六月十九日

軍艦橋立乗組員

カネー式三十二珊砲使用鋼鐵榴彈要目

一彈量 四百五十キロ

我凡百二十貫

一彈長 九百六十ミリメートル

我三尺一六八三

一徑 三十二珊

我一尺〇六

一最大有効距離 四千六百メートル

我一里六町餘

此彈丸ハ我大凡三尺四寸厚ノ鐵板ヲ貫ク

他の一個には、

軍艦橋立カネー式三十二珊砲使用通常榴彈

一彈量 三百五十キロ

我大凡九十三貫餘

一彈長 九百六十ミリメートル

我大凡三尺一六八三

一徑 三十二珊

我一尺〇六

一最大有効距離 八千メートル

我二里餘

一、花崗石造明神型石鳥居高三米二一基

銘曰、

明治四十四年三月建之

昭和三年再建

施主 宮津町 濱田治八郎

日引 吉助

社前に建てられたるも昭和二年三月の大震災に倒れて折損したるを同人に依りて翌三年再建せられたるものなり。

一、出雲石造石狛、敷八〇米一〇自基總高一米半左右一對

銘曰、

奉 献

字新濱有志者

山崎多農務

山中定一

萩野彌助

品川半兵衛

田中喜平治

鹽谷義知

中村善七

中川眞輔

桐村徳之助

西野房吉

富田徳藏

高山久兵衛

井淵爲藏

木元仲藏

第貳編 第貳章 文

殊

| | |
|------|------|
| 植田多七 | 島田徳藏 |
| 友松仲藏 | 木元音松 |
| 樋谷たか | 岡田常助 |
| 中西ふで | 木元ささ |

明治二十八年九月

右は鳥居の左右にあり、同所また石燈籠あり。

一、花崗石造宮立形石燈籠敷方一米一、高二米左右一對

銘曰、

献 燈

明治二十八年十一月建之

大阪市安治川通り上三丁目

汽船主 尼崎伊三郎

一、出雲石造雪見形石燈籠高二米三、一基社前東南に有り。

銘曰、

奉納

都踊記念 祇園新地

歌 舞 會

大正十一年四月建之

宮津新濱

取次 岡田常助

以上は神域盛立地にあり、神前敷級の石階あり、西に磯清水及び海軍交付の砲身あり、社前一直線の参道見樽鼻に向つて通じ左右に石燈籠六基即ち三對立ち並ぶ。神社に近きものより列記すれば、

一、出雲石造春日形燈籠敷徑〇米八、高二米二、左右一對

銘曰、

明治四十四年十一月

金澤武兵衛

田中喜一郎

宮川佐兵衛

志田友治

一、同石造同形燈籠敷徑〇・八、高二米、左右二對

銘曰、

明治二十八年十一月建之

宮津宿屋有志者

石間 松藏

武田 廣藏

森本 佐兵衛

奥理 定七

三宅 伊兵衛

西田 七左衛門

荒木 金兵衛

南波 虎治郎

寶來 儀八

島田 善太郎

岩城 清七

第貳編

第貳章 文

殊

清水長治

梅垣重治郎 西川善藏

山田嘉一 茶谷六治

小倉治左衛門 松島嘉平治

吉岡勝藏 岡田クラ

鍛田藤助 田中源左衛門

梅垣長七 石川セイ

一、花崗石造明神型鳥居高三米、横明二米六、一基

銘曰、

奉造立

慶安四辛卯年十一月廿五日

願主

五臺山智恩禪寺住持比丘南宗

水上六右衛門

松田新助

○前七郎兵衛

志達了意

三井兵衛

木下長右衛門

水上助右衛門

此の石鳥居は前に敘説したるものにて社頭の海岸にあり。沓石柱石は別個の石にあらず作り付けなり。此處の沼汀は舊との切戸渡舟の着船場にて天橋立に上陸するもの皆此の地點を選びたり。後洲先きの延長と共に渡舟場は東漸し南移したるも切戸渡舟にあらずして他より天橋立に移送し來る船客の多くは此の明神の濱に上陸するを例とせり。世の進展に伴ひ切戸は大小天橋の架設によりて繋がり、夕日浦の中央は鐵路の驛頭となりて日々千百の車客を吐吞し、成相山のケーブルカーと相俟つて文殊門前埠頭は廻遊汽船の發着モーターボートの來往等觀光者の迎送益々繁く文殊天橋立の神秘境を開拓すること彌々殷賑なり。

第參款 史蹟名勝

一、不知坂、飛石海岸

文殊の史蹟名勝は固より文殊堂及び天橋立を主として擧ぐべきなれども、文殊堂は既に敘説し天橋立は別に一款を設けたれば本款に於ては其れ以外のものを敘述することゝて文殊史蹟名勝としては骨抜きの有様なり。由來文殊の地たる宮津界の鶏塚より須津界の和野塙及天橋立北端府中界まで其のかみ文殊智恩寺山内地なりしこと前既に擧げたる通りにて現今の字文殊地域、鶏塚赤岩間を除くの外悉く智恩寺一山地な

610
29

りしものなれば其の間に碁布羅列せる史蹟名勝は皆文殊智恩寺に隸屬するものか、少くとも智恩寺に關聯せるものにあらざるはなし。今それ等を列擧するに當り多くの文獻に見ゆる順序に依り東南宮津界より筆を起して西北須津界に到らん。もと獵師町及び鍛冶町にして現今文殊の宮津境にあるものは、**不知坂** 知らぬ坂に就ては**丹哥府志**に、

蛭子社

しらぬ坂 文見坂の次

慶長日記曰慶長四年六月廿日文殊堂和歌興行の歸りに、光廣卿玄旨法印に今通りし坂は老翁坂なり又前に見ゆる坂は文見坂のよし此坂はいかゞこなへ侍るやと尋ね玉ひければ、此坂はいかゞ申すやしらぬ坂なりと答へらる、歌師傍にありてこれこそ誠に君問はしらぬ坂なりと戯れて皆笑にたへざりし、前の日光廣卿君問は我は知らじと答へまし言の葉もなき天の橋立、其歌の言葉を用ゆるなり。

と見え、此の坂の東方山鼻に老松數本その樹下に蛭子の小社あり、蛭子の社に就ては別項神社の條に記したるが土地獵師町なれば恐らく漁師共の祭りし社なるべし。文中文見坂云々のこと見ゆるが此の文見坂は丁度此の知らぬ坂に接続して地域今宮津町に屬すると雖も記事の聯絡上敍説することゝすべし。

同書、

文見坂 犬の堂より二丁餘

和泉式部丹後に下られるははじめ一日橋立の邊に遊び玉ふ、たま〜都より來れる人此處に逢ひまゐらせて小式部の便りを聞く、其消息の中に此頃和歌の御會に、中納言定賴丹後の便りは之間はれければよめること、大江山生野の道の遠ければまたふかみかす天のはし立、斯ありしより世の人此坂を文見坂といふ。

この事は菅谷泰昌氏の橋立松露に通俗に布行して、

今は阪なぞありませんが昔は在つたらしいです、和泉式部が此處を散歩してゐたら都から使が來まして一通の手紙を式部に手渡ししました。見れば自分の愛し子小式部からの便りです、取るもの取り敢へず此處で開いて見たら、先日歌合の人数にさられて詠むことになりました、所が中納言定賴卿が仰るには貴女の歌はいつもお母さんの所へ使を遣つて詠んで貰ふのでせう、如何です今度は其使が間に合ひましたか、若し使が歸つて來ないことすれば嗚ぞ御心配でせう、と笑われながら妾の前をお通りになりました、妾、ほん當に悔やそう御座いましたから簾の内から定賴卿の直衣の袖を引止めまして

大江山いくの、道の遠ければまた文も見す天の橋立

と詠んで卿の冷笑に酬ひましたなご細々と認めてありました、此の手紙を見た所でありましてから文見坂と云ひます。

と見えたり、この文見坂宮津口より海岸に沿ひて知らぬ坂の麓に傳ふ。此を飛石と云ふ、満潮にして風波の節には通すべからず、春陽麗かにして退汐而かも海面風ぎたるのとき渚汀に點々飛石を踏んで通行し得たるより而か呼びしものにて右の知らぬ坂は潮見坂と稱す。安政元年山を削り岸を埋めて通路を開く、此の海岸傳ひの名所に、

赤巖、小歌地藏 あり。丹哥府志曰、

飛石

文見坂の下より渚にそふて鷄塚に至る凡二丁斗、其の間石より石へ飛びて渉るなり、よつて飛石といふ。

第貳編 第貳章 文殊

赤 巖 飛石の間

赤巖といふは岩の色赤きを以て赤巖といふ、別に所以あるにあらず、但其色の濃淡時々刻々變化を爲す蓋し龍神の爲す所と語り傳へて土人種々の願を爲せり、極めて驗ありといふ。

小歌地藏のことは丹後一覽集に見え、與謝郡誌にこれを引きて、

赤巖あり、龍神の喜怒によりて其の色を濃淡に變化せしむと傳へ種々のことを此の巖に祈るの風あり、巖上地藏像を刻み丹後一覽集に之を小歌地藏と載す、此の飛石海岸一帯の地は前述の如く埋立地にて沃田と化し小歌地藏は道路開鑿の爲めに削り取られ赤巖の基部僅かに道路の下に存す。

と掲げ其の丹後一覽集には、

小歌地藏文殊堂道鶏塚に至る海濱道端の岩に刻してあり如何なる謂にや

明治十四年新道路開鑿の爲めに大部分切り取られたる上に、大正十三年鐵道敷設の爲めに更に削り取られ今跡方なし、此の山鼻に老松數樹風に舞ひ蛭子の祠あり、前記知らぬ坂は此の裏を通ず。赤巖北方少許和泉式部産湯瀧一盃水 あり。丹哥府志、

和泉式部産湯の瀧 飛石より西へ入る

和泉式部山中の草庵より兼房卿の許へまゐらせける途中婦人の産に臨むを見る、よつて和泉式部扶けて之を産しめ其産む所の兒を此瀧の流に洗ふ、其頃觀世音菩薩の出現して産婦を扶け玉ふといひしが三とせ斗り過ぎて後實は和泉式部にてぞありけると聞ゆ、是を以此瀧を和泉式部産湯の瀧といふ。土人の説。

一 盃 水 路傍

同じ時、和泉式部此水を掬して其産婦に飲ましむ是を以て母共に全を得たり、よつて名あり。上同

産湯の瀧、瀧と稱するほどのものにあらず、岩間より清水の湧き出づるものにて一杯水の名これが事實なり、明治中頃に宮津町永井源治郎なるもの丈六十糎ばかりの石地藏像を安置せり。銘曰、

永 北 源 さ み

前に幅十七糎、高二米の石柱を立て「延命地藏 永 北源」と彫む、此の傍に自然石に彫みたる石標あり、幅六十糎、高一米二、臺は山に凭れ發企人の氏名を刻す。大正十五年の建立にて銘曰、

和泉式部産湯瀧

| | | | |
|---|------|------|-------|
| 發 | 井上熊吉 | 三谷仙藏 | 山口金藏 |
| 起 | 新宮重助 | 小仲直藏 | 林米吉 |
| 人 | 敦賀濱 | 角倉初藏 | 今田長吉 |
| | 石川庄平 | 品川源藏 | 與謝海宗吉 |

この横に與謝海宗吉の碑あり、同時の建立にて幅六十糎、高一米一これまた山に凭り臺幅約二米、碑銘及び臺銘、

與謝海碑

宮津青年力士

敦賀濱 日吉山

第貳編 第貳章 文殊

| | | | | |
|---|------|------|------|---|
| 發 | 若 | 綠 | 舟 | 勇 |
| 起 | 荒 | 波 | 井上熊吉 | |
| 人 | 掛川留吉 | 三谷仙藏 | 石川庄平 | |

與謝海宗吉とは固と宮津藩の足輕にて本名を大内森藏と呼び性來相撲を好みて與謝海宗吉と名乗る、碑前に二三野面石に彫刻せるもの二三あり。次の如し。

「宮津舊はん大内森藏事 與謝海宗吉

有志者

あら木國三

「身の徳はうつはによらぬ水の味 山水」

「老木の世におしまるゝ櫻かな 大阪蘆影」

この飛石海岸に蝶螺礁と稱する地あり嘉永七年の繪圖には其の岩礁を畫きて位置を示せり、當時波打ち寄する海にありて蝶螺の來着せし岩礁なりしなるべし。幕末維新の交山を削りて海を埋め一帶の新田を作りし處へ明治十七年新道路拓け最近鐵道開通して全く往昔の姿を存せず、方今僅かに存するは小天橋の洲先きなりし砂洲と内河の一部なりし池水のみ、道路沿ひには明治晩年櫻樹を栽ゑて陽春騷客を迎ふ。

二、鷄塚、老翁坂附近

知らぬ坂の麓飛石傳ひの合するところに、

鷄塚、鷄冠松 あり。(寫眞第四十一圖參照) 丹後與謝海圖誌に、

鷄塚、由來不知是より天橋山の境内なり、左は老翁坂、右の山の端をば片枝の松といふ。

丹哥府志に従へば、

鷄塚 しらぬ坂の下

巡國志曰、丹後守公基朝臣一國巡見の時日置の郷金剛心院におひて數多の寶器一覽ありける中に和泉式部の書捨られし反古多し、よつて其一紙を乞ふて泪の磯に埋め爲めに三重の塔を建て、名付けて鷄塚といふ、其書捨られし反古の歌にいふ。

いつしかま待ける人に一聲も

聞せる鷄のうき別れかな

和泉式部

既にして金剛心院に供養の歌合せあり後拾遺和歌集云公基朝臣丹後の守にて侍る時、國にて歌合せし侍りけるによめる

鹿の音に秋を知る哉高砂の

尾の上の松はみさりなれども

其後いつの頃や年曆詳ならざれ共風波の爲に橋立の景色多く損せし事あり、是時泪ヶ磯にある鷄塚も砂に埋りける、明應の頃智恩寺より其塚をほり出して之を文殊堂の傍にたつる、今の歌塚是なりといふ。忠興の懷中日記云慶長のはじめ中院通勝卿田邊の配所より橋立にまゐられて父藤孝に告給ひけるは、元泪の磯にありし和泉式部の和歌塚今文殊堂の傍にあるは口惜き事なり、殊更歌も千載集にありさ思へば早く本の地へうつし玉へ、和泉式部亡世の譽れ捨置べき事にあらすや返しくす、められける、歌人の心筋なる處遂に忘れ侍らすといふ。

この鷄塚に就ては他に異説あり、寛政甲寅藤原成榮の天橋遊草によれば、

第貳編 第貳章 文

殊

得^リ封^ト曰^ク三^ツ鶏塚^ト舟子曰^ク文殊菩薩埋^ム黄金^ニ雙鶏^ヲ于此^コニ^ニ誤^ル辭^云云^ニ経^ニ千^ニ春^ノ閻^里夢^ノ貧^ニ金^雞鳴^ク長^堀此^ノ賑^ノ人^ノ側^有松^曰三^ツ鶏^ト冠^蓋因^塚名^焉。

また享和辛酉吉田重房の筑紫紀行に、

鶏塚、さか松、此の里は里困難に至らん時堀り出すべし文殊の御誓ひにて金の鶏一つがいを此の下に埋めさせ置き給へりといふ。

と載せたり、此の事は寶曆中の丹後宮津記に既に所載あり、文化十一年普門院密範の丹後名所案内にも

同文を載せたり。蓋し金鶏埋藏の傳説あるもの此所のみならず他にもあり多くは經塚なり、此の鶏塚恐ら

く經塚ならん。尙此の鶏塚の傳説に就ては大木薫氏の橋立エピソードに掲ぐる處、

……一人の修験者が宮津の方から磯の飛石傳ひに文殊の方へ來るのであつた、一つの坂を漸く昇り詰めて最う下り道にかゝつた時であつた、不圖耳に這入つた一聲は慥かに鶏の聲の様であつた、「ハテ不思議な事ぢや！ 人家も無いのに鶏の？」と不審の耳を傾けて居る間に又啼いた、夫れは眼下にある松の生へた小さな島の上だ、「妙ぢやな彼んな處に！ 又啼いた！ 不思議な事だ、聲は慥かに鶏だが妙なこを言ひ居る！！」野田の源兵衛を猫が喰ふ！』と是れはドーも不思議ぢや』と言つて居ると又同じ様に啼く、而し其の黒い鶏が小嶋の松の根本に居るものと見へた、是れは聴き捨てにならないと思つて、其れから修験者は路々野田の源兵衛云ふ者の有無を尋ねたが、恰度成相山からの下り坂で道伴になつた者が其の附近の者であつたので其の所在を知ることが出來た、恙うした不審な事實に度々出喰はして居る修験者は其の真相を究めねばならぬと、暮近き道を足に任せて歩みつゝ最う日もさつぷり暮れて、人顔の判別が出来ない頃に疲れた足を弓木の里に踏み入れた、奇怪な事實を探るに源兵衛が宿屋渡世をして居ると云ふ事は、もつげの幸ひであつた、『野田の源兵衛を猫が喰ふ！！』涙ヶ磯邊で聞いた彼の不思議な鶏の啼き聲は未だ耳の底に残つて居る、今其の門に辿り着いた修験者の眼には自分を一室に案内して呉れた人の良きさうな常主源兵衛の外總ての様子が變に直感されるのであつた。

(中略)

片田舎の夜分は殊の外淋しいものだ、最う四ツ時を過ぎて臺所の食器を片付ける音が濟むと後は寂寞な不快な氣分に閉鎖される、油の少なかつた行燈の火は何とぞ知らず消え去つて了ふと後は冷たい濕つぽい空氣が暗黒の世界を包んで、其中に臥床し乍ら何者か探り出さうとして居る修験者の眼前には、青や赤や紫や微細な幻の光が飛び廻つてゐる。此の陰惨な氣分に閉されて最う草木も天地の萬物は深い死の様な眠りに落ちた丑滿つ頃、修験者は深い穴藏にでも引つ張り込まれる様な氣分を味ひながら其の中に凝座最初から緊張を守つて居たのであつたが、妙に堪へ難い睡魔に襲はれ出した、次第々々に總ての感覚が麻痺して了ふのかと思ふのを凝つた力を丹田に納めて心中に唱ふる呪文の功力、暫らく其の惡氣を闘ふて居たが其れは非常な苦痛であつた。恙うした氣分が小半時も續けられた時不圖修験者の耳に這入つたのは氣持の悪い呻き聲であつた、恰度深い／＼地の底から何かの亡靈が呻くのでは無いかと思ふやうな——其れは慥かに源兵衛の寢室から起つて居るのである。

今迄で夢遊の様な状態からハツと自分に返つた修験者は其の儘密つと起き直つて靜かに間近の襖を展げて見た、源兵衛の一室には薄暗い陰氣な行燈の光りが煤け切つた障子を朦朧りと照らして居る、爾うして其中に奇怪な影が動いて居る、あごけない寢衣姿ではあるが頭部と思ふ部分には大きな兩耳が突立つて居る、其れが妙な恰好で動く度に太い尻尾の様な先で障子をザラ／＼と撫で、居る、源兵衛は其中で數十貫の重石に壓されて居る様に「う！ ……う！ ……う！」と息詰るやうな苦しい聲で唸つて居るのが最う何うかするさ其の儘に闊絶して了ふのでは無いかと思はれる、流石に氣丈な修験者も此の状を見ては全身が居すくんで仕舞ふ斗りに驚いたが漸く氣を取直した、今は暫時も猶豫は出來ないさ宵の程から寢床の下に忍ばせてあつた用意の手裏剣を探り取つて、今わつと立ち上つた怪物の障子の影に狙ひを定めて——「曳ッ——」と一聲氣合と共に閃つた短剣は隔ての障子を突き破つて確かに手應へがあつた、と同時に俄かに家鳴り震動が起つてぱり／＼と何物か引き裂かれる音、瓦落／＼と器物が壊れ落ちる音、怪物の呻聲がぱり／＼障子に響く、修験者は金剛杖おつ取つて障子蹴放し其の室に飛び込んだ、今兩戸を抜き破つて裏庭に脱れ出やうとして居る眞黒の怪猫は爛々として金色の眼光物凄く、其の一閃を投げかけて脱兎の様に裏の田圃に逃げ行くのであつた、源兵衛は顔面に怪猫の

610
29

掻き痒を受けて寢床の中に失神して居る、思へば危機一髪生死の境の岐れる處であつた。(中略)
 其の日源兵衛は修験者から語り聞かされた不思議な鶏の鳴き聲と里人等が見届けて呉れた黒い怪猫の死を思ひ合せて失神する許りに驚いた、爾うして恙うした出来事を窺知する事が出来なかつたとは云ひ乍ら、自分を救はう爲めに危急を告げて呉れた彼の可憐な鶏を無慈悲にも倉梯川へ流した事を思ひ出すと最う疑つて居る事が出来なかつた、修験者が見たと云ふ小島の上には屹度俺の無事を祈つて居て呉れるに相違ない、一時も早う無事な顔を見せて無慈悲であつた俺の所作を詫びなければならぬ、其儘修験者を案内に彼の鶏の後を追ふのであつたが如何せん時は既に遅れて居た。――数日の飢餓と晝夜に吹き荒ぶ雪の寒さは遂に此の義鶏の命を奪ひ去つたのである、舟を急がせて小島に乗り着けて見るに年ふる松の根本に雌雄の鶏は空しく冷えて亡き靈は再び呼び返す術も無かつた、源兵衛も修験者も深甚の感に打たれて滂沱たる暗涙に咽ぶのであつたが兎も角も屍を土に埋めて一先づ我が家に歸りて来た、其れから間もなく源兵衛は石の地蔵を刻ませて之を建て懇ろに其の靈を祀つたのであつた。

右は其の要抄なるも巷間に喧傳せらるゝ一説なり、傳説の眞偽は姑らく措き一抹の青螺維新前智恩寺領免稅地三畝歩(二九亞)の地上十四五本の松を生じて之を鶏冠松と云ひ、樹下に石地藏を祭りありしも何時しか失せて第二代の地藏像を安置せるもの今の鶏塚時知り地藏なり。臺座六角徑五十糎、高十五糎、舟後光幅十五糎、高一米餘の内より蓮華座及び佛像半身を浮彫と爲す、智恩寺文書中安永九年燈外和尚假住中公用に、

口上覺

一當寺境内鶏塚古來時知地藏菩薩石像有之候處六七十年前以前中國船盜取歸り候様申傳へ候今其臺石有之候而して參詣の人者不斷候然に此度當門前村甚助と申者夢中感得之儀有之候而石地藏再建立いたし度願出候其旨申付度存候故右之段爲御届如此御座候 以上

安永九年 子七月

九世 戸 智 恩 寺 印

寺社御役所

これに由りて現存の地藏像年月の刻銘なきも安永九年七月文殊村の甚助なるもの、造立なるを知るを得たり。幼兒咳患の守護神として奉養するもの頗る多し。

宵鳴くや鶏塚の虫の聲

文 設

鶏塚やまじりに知らぬ花

別 天 樓

この北方三四十米段々の鼻筋文殊鍛冶町の境界なりし處にて此の接續北方小阜を、

老翁坂 といふ。丹哥府志に、

老翁坂 鶏塚の北

蕪村曾て李思君の體に倣ひて老翁坂の圖を寫し其上に老翁坂上老翁坂の句を題す最妙なり、今蕪村を語れば必ず老翁坂に及び老翁坂を語れば必ず蕪村に及び、蕪村と老翁坂と相倚て以て各名あり、抑いかなる譯あつて斯く名高ふなりしや最圖のエミなる妙は似たれども之れより圖の面白きものあり、此によつて見る時は不虞の譽又求全の毀なき思ひ合せて世の中の事も扱あてにならぬものなり今いかゞ思ふや。

老翁坂の上の山上に、

玄妙庵 あり、與謝郡誌、

第貳編 第貳章 文 殊

老翁坂の上に玄妙庵あり、創立頽廢の年曆を知らず。雖も成相寺の古圖には一字を存し「古堂あり座禪所なり云々」の註記を添ふ、實地に就て檢するに明應の地藏像康正の寶篋印塔等足利時代の遺物を存す、土地高燥四顧回望宇宙の雄大玄妙を想感すべく玄妙庵の名空しからず、惜むらくは其の庵今なし。

土地高潔典雅にして眺望に富み足利期の塔碑類殘存す、郡誌の所謂寶篋印塔は正面に佛像を半肉彫とし右に左に表に梵の梵字を刻み佛像の下に、

逆修四十五人

康正三年十一月 日

の刻銘あり、また明應の地藏像といふは實は十一面觀音像にて後背に文字を刻せるも不明の處あり、
判明せり。年曆の刻文は臺石にあるも恐らく五輪塔の地輪なるべし。

行者堂 ころにあり。二米平方の瓦葺堂、昭和四年十二月建設翌春四月十五日落慶式衆僧を會し柴燈大護摩供を嚴修せり。老翁坂北方鐵道の爲めに削り取られ今通行すべからず、坂の北麓小字朱坪五一八番地地先に、

見投石 あり。見上げ石また土産石とも書く、見投石の由來に就ては丹哥府志に、

泪の磯 鷄塚の濱

身投石 泪の磯

小松重盛の五男丹後侍從忠房に久しく仕へたる花松といふ白拍子、八島合戦の後忠房公はいつれの地に運れけるや詳ならず、され

は敵人の丹後に追はへ來るは必定なり是時おめく公子を敵に渡さんより寧共に磯の蕪所ならん早く之か備を爲し詳に矢野頼重に其よしを語り、跡の事なご頼まゐらせて歸て或夜の曉大岩の上より海に溺れて死す、實は跡を晦ますなり、世の人花松の爲に泪を流さぬものなし、よつて此磯を泪の磯といふ、身投石といふは花松の溺れたる處なり、後の世に丹後物狂といふ謠曲に花松といふ狂女に又花松といふ男子を作る、此事實に非事なり。

と見えたり。此の説は俚俗一般に傳ふる處なるが花松を男子に作るは天橋山因由記の薩埵感應の條にも見えたり、次の如し。

岩井某本州白絲濱之人也、憂無子禱天橋文殊薩埵、或夜夢薩埵賜松與花而後婦妊而生男、因名花松、稍長送隣里成相寺習學、一日父召問其所習、花松曰自聖經到和歌集略通習之。適有告父者曰花松長子兒戲疎于習學、父呵責之甚、花松不憤而去、暗夜登磯石上投身於海底是也。傍有筑紫舟定石于波上、舟人見之驚愕援之載歸、筑紫送彦山習學。花松自怨自艾勤學不懈、多歷年所令聞播身。一日思慕家父將還鄉里率二向之舟人而還本州、問之、岩井氏悲花松不在、狂走追尋不知所在矣。花松聞其語悲傷之甚、舟人曰宜哉師之悲、乎乞師借天橋偏室莊嚴道場一七日中爲衆說法、父若存爲生前福其沒也。以充追薦。花松諾、使人告之邑人、近里道俗同聚天橋、爾時花松登座謂衆曰、慕父歸來而不逢父我生何益之有、不如說法了畢入海取滅。有一狂人突出衆前高聲曰吾子入海言畢躁問、花松知是我父、下座進前、父子相見喜極嗚咽、具見于丹後物狂謠。

この他尙異説あり、孰れが是なるを知らずと雖も投身自殺に絡まる緣故よりしてか此の邊の磯を、

涙の磯 と云ふ、もと深淵を爲せしものゝ如きも今は僅かに面影を存するに過ぎず。磯の附近に數基の供養塔あり、其一是三十三種、角高一米三の石柱の表に蓮座を浮出し舟後光を剝込み地藏像を半肉浮彫

610
29

とし次の刻銘あり。

寶永四丁亥歲

冬十月十二日

爲三界萬靈父母

奉讀誦法華妙典一千部

佛果圓滿供養之

野州宇都宮今小路町前島〇〇

權大僧都法印昇海修建也

他の一は二十五糶角、高八十糶斗りにて銘は、

隔夜供養塔

天保四年七月十四日

此の外に享保四亥年建設の隔夜供養塔あり斜に石疵ありて何時しか半朽せしを天橋立に運び劍客岩見重太郎試し切りの石と稱せり。

身投石の上に一碑あり、仙臺石幅四十糶、高六七十糶、次の文を刻す。

涙が磯 身投石

小松忠房公の妾花松

公の跡を慕ひて身を

大正四年三月

建設者

投げし舊址なり

京都 芳村茂右衛門

宮津 津田連吉

文殊 吉田仙藏

寒風や泪ヶ磯を苦にもせず

誰が爲めに泪ヶ磯に啼く千鳥

藻の花や泪ヶ磯の忘草

藻の花の中に捨たり身投石

休む鶉や魚見付ては身投石

何處見ても壽永の迹は涙かな

四 二 似 斗 太 青

州 水 翁 杯 乙 萍

此の南接の山裾小字朱坪五一九番地のあたり、

潮壺

宮津府志、

潮壺 文殊道龍燈松の近邊に有り、さし渡し八九尺ばかりのくぼみなり如何なる謂にや。

この潮壺の上へ老翁坂より突出する四五番地の小丘阜維新前寺領免稅地五畝歩（四九亞六）の地を、

片枝松 といふ。丹哥府志、

片枝の松 身投石の上

第貳編 第貳章 文

殊

片枝の松といふは松の枝一方に生じて曾て互に生ぜず、よつて片枝の松といふ、所謂都戀しや片枝の松といふ是なり、蓋し難波江の松、須磨の磯馴の松の類なり。自ら天氣の然らしむる奇も妙もたまさかゆべからず。

都戀しの松の事は丹後舊事記舊跡の部に、

片枝松 隆信朝臣此浦の歌枕に

千鳥啼く與謝の浦風心せよ

都戀しき旅のまくらに

斯く詠じ玉ひければ一濱の松樹にあらき海風起りて一夜に枝の振り替りて都の方へ枝垂さして此所を都戀しの片枝の松と傳へて和歌の徳を稱す。

藤原隆信の歌天橋高吟集には旅の寐覺めにとあり。

(新續古今集旅)

千鳥啼く與謝の浦風心せよ

都戀しき旅の寢覺めに

木枯嵐の吹きちきりてや片葉松

藤原隆信朝臣
谷 竹

此の片枝松の丘阜、鶏塚と涙磯間に介在する小阜になるも名勝地鐵道敷設に際しても削り取らず隧道を穿ちて潮壺に貫く翁坂隧道といふ。(寫眞第四十一圖参照) 延長僅かに二十五米、此の山鼻もと海波打ち寄せて通行出來ず「弘法戻し」の稱呼を存す。其の後小天橋の洲先の伸長に伴ひて内海の渚汀次第に砂に

埋もり殊に維新前後人工によりて海面を埋立て、所謂鶏塚新田、武玄島新田等の沃田となり新道開通して住家並び今は皆宅地となれり。片枝松の樹陰に、

文政義人碑 あり、幅一米餘、高三米餘の花崗石に頭山滿翁の筆にて碑銘を録す。次の如し。

義士義民追頌碑

大正十五年七月建 石工波見長

文政一揆連坐各靈
怨親平等頓生菩提

別に大理石に碑文を彫む。大理石幅一米、高七十糎、文左の如し。

文政年間宮津藩財帛窮乏シ類リニ金穀ヲ領民ニ課シ藩吏村老亦此機ニ乘ジ相結テ私利私慾ヲ貪リ苛斂誅求至ラサルナシ、之ガ爲ニ領民困憊餓孚途ニ横ハリテ怨聲巷ニ滿ツ、時ニ吉田新兵衛同爲治郎ノ二義民アリ之ヲ濟フノ途ハ強訴ノ一法アルノミトシ檄ヲ飛バシテ義ヲ唱へ、衆民亦一齊ニ起テ相擁シテ宮津城下ニ迫ル、藩中ニ家老栗原理右衛門百助父子アリ能ク領民ノ窮狀ヲ察シ城ヲ出テ自ラ犧牲ヲ期シテ苛稅撤廢ヲ宣シ且ツ恩惠スル處アリ、領内六萬ノ生靈因テ以テ蘇息スルコトヲ得タリ、然レドモ事治テ後新兵衛爲治郎ノ二義民ハ主謀ノ故ヲ以テ極刑ニ處セラル時ニ文政七年四月二十二日ナリ、栗原父子亦俗吏ノ嫉視ニ逢ヒ共ニ冤囚トナツテ圜ニ繋ガル、既ニシテ百助以爲ク此ニ在ツテ死ヲ待ツハ江府ニ往キ事ヲ藩儲ニ訴フルニ如カズト、一夜獄ヲ脱シテ江州ニ走ル偶々病ヲ得テ守山ニ客シ偵吏ニ知ラレテ八幡町ノ蓮經寺ニ匿ル、又追窮セラレテ町外真安西光寺ニ入ルモ其途ニ逃レ難キヲ察シ屠腹シテ其身ヲ潔フセリ、時ニ文政九年二月十六日ニシテ百助三十九歳ナリ、後十餘年ニシテ藩主世ヲ察テ儲君封ニ就キ理右衛門ヲ獄中ヨリ出シ擢テ後見役ヲ命ズ、理右衛門八十八歳ニシテ天壽ヲ以テ終ハル、其間赤心誠忠能ク藩主ヲ補佐シ貧窮ヲ賑恤シ禍災ヲ救助シ惡ヲ懲ラ

シ善ヲ賞シ遠近仁政ヲ謳歌セザルナシ、今茲其百年ニ當リ有志相議テ爲ニ追頌ノ碑ヲ建テ義士義民ノ偉績ヲ不朽ニ傳ヘ、後昆ヲシテ長ク其恩澤ヲ忘ルコトナカラシメントス、偉靈モ亦庶幾クバ泉下ニ瞑スベキカ。

大正十五年五月 日

文政一揆のことは既に法制の部に詳敘せり照合すべし。

また此の片枝松の鼻の突角を、

弘法戻し といふ、天梯立日記には、

磯を傳ひに戻り來れば舟人互ひされて鶏塚、涙磯、龍燈松などいふふんきかたり聞かすれどもうるさくて皆わすればてぬ、鶏塚のほとりに松の六本な、本たてるかたへにのみ枝さしおほひたるを都を戀ひてといふにおかしくて

與謝の海や片枝さしおほふ松よりも都戀しきわか思ひかな

弘法もごしの石などいふもあれごむげにおさなきかたりくさなめり云々。

丹後宮津志この文を引きて、

弘法戻しの石さは今何れにありや定かならざるも海岸の飛石傳ひは潮打ち寄せて通行出來ざるこま往々ありし由なれば恐らく片枝松の山鼻に名けたるものならん歟。

三、龍燈松、蓮池附近

老翁坂の北麓、片枝松の弘法戻しと合する處、小字朱坪五一六番地冲天に聳ゆる巨松あり龍燈松これなり。(寫眞第三十九圖參照) 天橋記は固より丹後の史蹟名勝のことを書きし圖書には必ず文殊堂に關聯し

て此の松のこまを書かざるは無し、拾芥抄智恩寺の條「丹後九世戸文殊天龍六齋供ニ燈明ニ云々」と爲し、丹後府志には、

龍燈の松 老翁坂の下

老翁坂の下より北文殊堂に至る凡二三丁、其間天橋の如く松樹相連る、其中に一橋老ひ勝れたり、松濤の梢に一團の茂りあり、其茂りたる所へ龍宮より龍燈を點す、是を龍燈の松といふ、拾芥抄云龍宮より六齋日には丹後九世戸の文殊堂へ龍燈を奉るといふ、此外にも龍燈の事は諸書に見へたり今之を略す。

草根集

風じむる與佐の浦夜見へて

波に消せぬ龍の燈火

徹書記

また諸國俚人談には、

橋立龍の火

丹後與謝郡天橋立に毎月十六日夜半のころ丑寅の沖より龍火現じ文殊堂の方にうかみよる、堂の前に一樹の松あり、これを龍燈の松といふ、また正五九月の十六日の夜に空より一燈下る、是を天燈といふなり、また一火あり、伊勢の御燈といふ。切戸文殊は海中より出現關淨檀金の像なり、拾芥抄に云智恩寺は丹後九世戸文殊天龍六齋供ニ燈明ニあり、松並の林海中へさし出たり、東西二里南北二丁あまり北より南へさして入海なり、船にて渡る其の間四丁餘あり、尤佳景の地、日本三景の其の一なり。

この松のことは小室洗心氏が橋立新聞の讀物として掲げたる處詳細を極めたれば茲に採録すべし。(昭和二年一月三日)

610
29

名木 龍燈松

天橋立は松の名所だけに世に聞かえた名松も少なくない、千貫松、美人松、柳松、長葉松、章魚引松に夫婦松、落合博士の歌に入つた手枕松、都戀しの片枝松と数へてゆくさ一ダース以上にも上らうが其中の大關とも云ふのが龍燈松でなからうか。百五十尺の高さ三抱えに餘る太さ、樹齡は八百年と云ひ千年と云ふが昇天の龍とも見ゆる雄姿は如何にも見事である、さうして青山と碧海との中間なる文珠街道の只中につ、たつて居るので位置が最もいい。

龍燈の松の下なる交番所

豆人

と吟じられた、いやな巡查駐在所も驛前へ移されて其後には梅通の『橋立や何で年よる渡守』の句碑が建てられた元から其下にあつた名力士大江山谷五郎の碑も添景としても悪くはない。

文化年間に神宮寺の普門院密範の編んだ丹後名所案内には、

此松の梢に一團茂れる枝あり毎月十六日五夜龍神より龍燈を捧げ此樹に止るさいふ、しかし誰が見し人なし、然るに雪山和尚の代に智恩寺に千部經あり三月十六日より初りて參詣集れり讀經初第四日目に夜五ツ時蒼海の方より龍燈つるくさ件の松の木へ上る、此邊に居し人は見しもの多し、また南宗和尚の代に此讀經ありしに初て第二日目龍燈上りしとなり庚申夜なり。とある又拾芥集に

丹後九世戸文珠天龍六齋供燈、

と記し更に貝原益軒の書いた與謝海圖誌を見るに、

龍燈の松、涙ヶ磯の道邊にあり、松の梢臺の如し方角集にもかかり、

風しほる與謝の浦松夜見へて波に消せぬ龍の燈火

徹書記

と載せ猶ほ丹後風土記を引けば、

毎月十六日夜半頃沖より天龍現し此松のほそりに照す、又正五九月十六日夜は空より一燈下る是を天燈と云とぞ

此他丹後舊事記和漢三才圖會等にも大同小異の記事がある。

龍燈松の詩で最も人口に膾炙せられて居るのが足利時代の僧村庵の、

夜深人待龍燈出 月落文珠堂裡鐘

の七絶であゝが五山の僧虎林にも、

潮頭六里松梢月 桃出龍宮殿裏燈

と云ふのがあり宮津の藩儒樞川大窪の天橋十絶中、

夜半照來世無識 聖燈一點上汀松

の一句を見る俳諧丹後の名寄には、

夏虫の見付けぬ龍の灯かな

思風 李言

龍燈の光り世に知る祭りかな

の二句を揚げて居る、現代人の短歌俳句は數限りも無いが津田青楓畫伯は左の二吟を残して行つた。

ひさもこの龍燈松を友として悲しき夏をすこしぬるかな

三日月や龍燈松に蟬の啼く

丹後に於ける支那趣味の權威者關口天籟翁は所詮もう昔の龍燈は見られまいから現代的の龍燈を出現させたいと目論で居るが、それは此松の梢頭に大電燈を取付け様と云ふのであるさうな、宮津人があたら智恵を搾つて宮津灣の夜色を飾るべく椎崎稻荷山、宮津裏愛宕山にイルミネーションを仕掛けたのもさるころながら龍燈は更に遊覽客などに喜ばれよう、又往年三井長右衛門氏が思ひ付いた切戸の渡場に硝子張のトンネルを造らうと云ふ、それ程不可能事でも無いから或は實現しようも知れぬ。

曰ふ如く三抱へに餘る巨松昭和二年七月十一日落雷の爲めに損傷せり。

龍燈松

僧虎林

天可階升碧嶺層 文殊仙境海雲興

潮涵六里松梢月

桃出龍宮殿裏燈

同

誓海和尚

蟠根入海翠參天 偃蓋葱籠幾萬年

解道神龍獻燈去

靈光夜々絕標然

同

梶川大窪

天橋人道是龍宮 千古浮沈在海中

夜半照來世無識

聖燈一點上汀松

同

風しほる與謝の浦松夜見えて

浪に消せぬ龍の燈火

徹書記

千年の松の高さや海の前

洗心

夏虫の見つけぬ龍の灯かな

思風

樹下に宮津警察署文殊派出所ありしも大正十三年鐵道開通と共に驛前に移轉し其の跡に、

梅通の句碑 を建てたり、方二米、高七粉斗り亂築の臺の上に幅廣き處一米、高一米餘の石を立つ。

銘、

はし立や何て

年よる渡し守

大正十五年門人

梅通

八十八翁

梨雪建之

もと文殊見橋ノ鼻なる渡船場に宮津町久保

梨雪翁によりて建てられたるも管轄廳の命に

よりて茲に移したるものといふ。

又この傍に力士の、

大江山谷五郎 の墓碑あり、臺二米五、高五粉

の上に幅一米、高二米の石を建て、墓標とす。

銘、

文政二季壬戌

大江山谷五郎墓

二月廿八日卒

右谷五郎岩瀧人爲人朴實長大力善相撲、公愛其強莊實直而淡於財利賜名大江山。

世話人

油屋儀

平

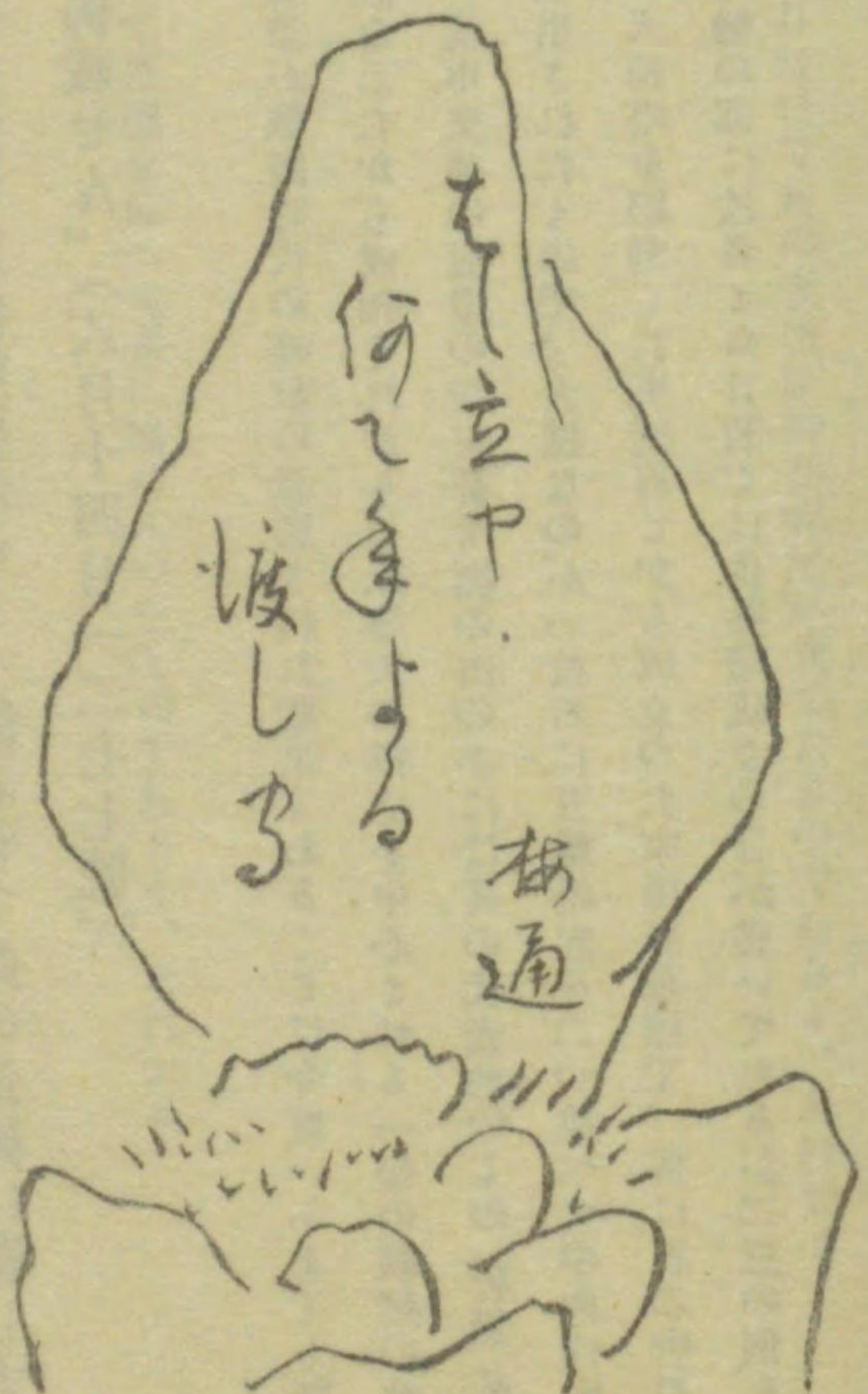
出石屋嘉

七

此の谷五郎のことは丹後考に、

第貳編 第貳章 文

殊



610
29

龍燈松

僧虎林

天可階升碧嶺層 文殊仙境海雲興

潮涵六里松梢月

桃出龍宮殿裏燈

同

誓海和尚

蟠根入海翠參天 偃蓋葱籠幾萬年

解道神龍獻燈去

靈光夜々絶標然

同

梶川大窪

天橋人道是龍宮 千古浮沈在海中

夜半照來世無識

聖燈一點上汀松

同

風しほる與謝の浦松夜見えて

浪に消せぬ龍の燈火

徹書記

千年の松の高さや海の前

洗心

夏虫の見つけぬ龍の灯かな

思風

樹下に宮津警察署文殊派出所ありしも大正十三年鐵道開通と共に驛前に移轉し其の跡に、梅通の句碑を建てたり、方二米、高七粉斗り亂築の臺の上に幅廣き處一米、高一米餘の石を立つ。

銘、

はし立や何て

年よる渡し守

梅通

大正十五年門人

八十八翁

梨雪建之

もと文殊見橋ノ鼻なる渡船場に宮津町久保梨雪翁によりて建てられたるも管轄廳の命によりて茲に移したるものといふ。

又この傍に力士の、

大江山谷五郎の墓碑あり、臺二米五、高五粉

の上に幅一米、高二米の石を建て、墓標とす。

銘、

文政二季壬戌

大江山谷五郎墓

二月廿八日卒

右谷五郎岩瀧人爲人朴實長大多力善相撲、公愛其強莊實直而淡於財利賜名大江山。

世話人

油屋儀

平

出石屋嘉

七

此の谷五郎のことは丹後考に、

第貳編 第貳章 文

殊

